

令和6年度 第3回 上田市子ども・子育て会議次第

日時：令和6年7月29日(月)午後1時30分から
場所：健康プラザうえだ2階 多目的ホール等

1 開 会

2 あいさつ

3 人事通知書の交付

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 上田市子ども・子育て会議について 【資料1】

7 会長・副会長の選出

8 議 事

(1) 令和5年度上田市子ども・子育て支援事業実施状況等について

ア 上田市子ども・子育て支援事業実施状況等(令和5年度及び令和6年度) 【資料2】

イ 令和5年度 量の見込み及び確保の方策に係る実績 【資料3】

(2) 第3次上田市子ども・子育て支援事業計画策定について

ア 前回(第2回)部会会議概要 【資料4】

イ 「上田市こども計画」策定について等 【資料5】【資料6】

※【参考資料1】こども大綱 【参考資料2】長野県子ども・若者支援総合計画

ウ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の算出について等
【資料7】【資料8】【資料9】

(3) 放課後児童施設個別施設計画の改訂について 【資料10】

9 その他

・検討部会協議について

・次回会議 日時：令和6年9月26日(木)13:30から
場所：健康プラザうえだ 2階 多目的ホール

10 検討部会協議

【会場】 保育・教育部会：健診ホール(1階)
放課後児童対策部会：第2会議室(2階)
子育て支援事業部会：多目的ホール(2階)

(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の算出について等

(2) その他

11 閉 会

上田市子ども・子育て会議について

- 1 機関名称 上田市子ども・子育て会議
- 2 設置根拠 上田市子ども・子育て会議条例
- 3 任 務 子ども・子育て支援法第 77 条に規定する任務
上田市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要事項や施策の実施状況について調査審議すること。
- 4 定 数 20 人以内
- 5 委員構成 子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の関係者、医療関係者、経営者団体の代表、労働者団体の代表、地域団体の代表、学識経験者等
- 6 任 期 2 年（令和 8 年 7 月 28 日まで）
- 7 会議の開催
 - 第 1 回 令和 6 年 4 月 24 日（水）会場：健康プラザうえだ 多目的ホール
 - 第 2 回 令和 6 年 5 月 15 日（水）会場： //
 - 第 3 回 令和 6 年 7 月 29 日（月）会場： //
 - 第 4 回 令和 6 年 9 月 26 日（木）会場： //
 - 第 5 回 令和 6 年 11 月 15 日（金）会場： //
 - 第 6 回 令和 7 年 2 月 4 日（火）会場： //
- 8 会議の公開・非公開
会議は原則公開とします。

上田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

「第二次上田市子ども・子育て支援事業計画」実施状況等(令和5年度実施状況・令和6年度事業計画)

資料 2

【評価基準】 ◎目標を上回る達成 ○目標どおり達成 △目標未達成の部分あり ×全て目標未達成								
基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
第4章 施策の展開								
I すべての子どもの健やかな健康を支えます								
(1) 母子の健康増進及び医療の充実								
① 妊娠・出産期の支援								
1	母子健康手帳の 交付	妊娠届出に応じて全ての妊婦へ母 子健康手帳を交付する。	母子手帳を交付し、妊娠時の体調 管理についての保健指導を実施。	妊娠届出数が年々減少傾向にある が、支援や見守りが必要な妊婦が 増加しているため。個々の状況にあ わせた丁寧な保健指導を行う必要 がある。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
2	妊婦一般健康診 査受診票交付	妊娠届時、母子健康手帳とともに妊 婦健診を14回補助する受診票を交 付する。	各保健センターで妊娠届出時に交 付した。産婦健康診査受診票も同日 交付。	・90%以上が満11週以内に妊娠届 が出されており、妊娠初期から母体 や胎児の健康管理に必要な健康診 査の受診につなげることができてい る。 ・妊娠届出者の年齢上昇等により、	○	継続実施。	継続	健康推進 課
3	妊婦歯科検診受 診票交付	妊娠届により、母子健康手帳ととも に妊婦歯科検診を1回補助する受診 票を交付する。	母子手帳交付時、うぶ声学級等で 妊娠期の歯科検診の必要性をお伝 えし、受診勧奨をしている。	受診率は増加しているが、うぶ声学 級や、妊婦相談時などに受診勧奨 の周知をしていく必要がある。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
4	両親学級(うぶ声 学級)	妊娠・出産・育児の講座を行う。全4 回、年間6コース。夫(パートナー)も 参加でき、育児体験の回では、沐浴 体験や妊婦体験を、夫(パートナー) や家族が体験できる。	令和5年度から、平日と土曜日に開 催。 年間実施回数:33回 参加者の内訳 ・妊婦参加者実人数:261人 ・夫参加者実人数:213人 ・他参加者実人数:9人(実母、姑他)	就労している妊婦の増加や、男性の 育休取得の取得増加により、従来 の平日開催に加え、土曜日も実施し た。大半が夫婦(パートナー)での参 加であり、赤ちゃんを迎える準備を 進め、家族で協力して育児ができる ような教室を実施している。	○	継続実施 ・育児体験は小集団指導に変更。子育 て子育て支援課で実施しているベビー & マタニティdayと同日開催(第3土曜 日)	継続	健康推進 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課	
5	妊婦家庭訪問	必要に応じて、妊婦の家庭に訪問し面談を実施する。	出産を迎えるにあたり生活状況に不安がある妊婦や若年の妊婦等必要な家庭に対して訪問を実施。	妊婦が安心して出産できるように支援を提案し、出産に向けて準備ができるようにしている。 近年、支援を必要とする妊婦が増加している。	○	継続実施	継続	健康推進課	
	6	母乳妊婦相談	助産師による母乳育児相談、妊婦相談を行う。 月～金 9時30分～15時30分	・年間実施回数488回(半日で1回) ・来所延人数1436人 ・電話相談15件	産後は授乳方法や栄養(母乳・ミルク)について悩むことも多く、産婦のメンタルヘルスも不安定になりやすいため、不調を感じたら相談できる場の一つとして利用を促していく。	○	継続実施	継続	健康推進課
	7	新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦支援事業	妊産婦が安心して保健指導を受けられるように、オンラインでの保健指導の受講や相談が可能な体制を整備する。	廃止	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため。				健康推進課
	8	産後ケア事業	産後1年を経過しない母子及び乳児に対し、医療機関又は助産所において保健指導や育児指導を行う。	実人数:97人 延人数:宿泊107人、デイサービス373人 (R5年12月から利用者拡大)	対象者の拡大により利用者が増加しているため、事業所や関係機関との連携が必要である。	○	継続実施。	継続	健康推進課
	9	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までに、全出生児を対象に保健師・助産師が訪問し、子育てに対する情報の提供や乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育の相談に応じ、助言や援助を行う。	868件実施 訪問後、支援が必要な家庭に対して、継続した支援を実施する。	概ね全ての家庭に訪問を実施している。出生数の減少により、訪問数は年々減少しているが、支援が必要な家庭が増えている。	○	継続実施。	継続	健康推進課
	10	不妊症治療費助成事業	県の補助対象外で保険適用外の検査・治療・薬剤費の2分の1で、1年度あたり20万円を限度に通算5年間補助を行う。	・補助金交付者数 42人	・申請後、速やかに交付できるようにしている。	○	継続実施。	継続	健康推進課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
11	子育て支援施設 ゆりかご運営	出産直後のお母さんで、家庭での育 児が不安な方や子育ての支援をす る人がいない方などが、新生児と一 緒に入所して、母体の回復を図る。 6泊7日 1日2組	・利用者数 8人 ・延べ利用日数 45日	・広域的な利用もあり、産後の母子 の体調の回復等に有益な施設であ る。 ・産後に精神的な不安を抱える方の 利用もあり、医療機関で実施する 「産後ケア」の事業開始に伴い、産 婦や乳児が施設退所後に安心して 地域で生活が始められるよう、それ ぞれの事業の担うべき役割等につ いて整理し、当施設の必要性を向上 させる必要がある	○	出産直後の母子の健康の回復を図る うえで引き続きゆりかごでの支援をす る。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	子育てママリフ レッシュ事業	産後の母親支援に関するアンケート 結果を受け、未就園児を持つ母親を 対象に、育児ストレスの解消と健康 増進を図りながら、母親同士のコ ミュニティを構築することを目的とし たフィットネス講座を開催する。	・ズンバ:4回開催 参加者延べ45人 託児35人 ・父親のベビーダンスと母親の骨盤 ヨガを4回開催 参加者延べ 25組 79人	母親の育児ストレスの解消やママ友 などのコミュニティの構築には寄与 する事業であるが、こうした講座に 参加できない方に対する支援が必要。	○	新たな参加者も継続的におり、子育て の孤立化を防ぐためにも引き続き実施 する。 ・ズンバ:年間4回(5.8.11.2月の水曜 日) ・ベビーダンス:年間4回(5.9.12.2月の 日曜日)	継続	子育て・子 育ち支援 課・健康推 進課
	見守りし合わせ支 援事業	産後(おおむね4か月健診)の母子に 対して、訪問による傾聴を中心とし た見守り支援を行う。	・見守り支援員32人登録し、17名に 支援	・潜在的なニーズはあるが、家庭介 入への拒否感等があり、利用に繋 がらないケースもある。 ・家事支援の要望もあり、養育訪問 事業とのすみわけが必要。	○	・潜在的なニーズはあるので引き続き 実施する。 ・見守り支援員の研修会を開催予定。 ・養育訪問事業とのすみわけを行う。 ・引き続き、関係者間の連携を図り利 用に繋げる。	継続	子育て・子 育ち支援 課・健康推 進課
	転入者のつどい 事業	上田市に転入された子育て中の世 帯に、子育て支援コーディネーター による相談会を開催。子どもと遊ぶ 場所や公園、病院、保育園・幼稚園 のことなど、わからないことや不安に 感じていることを相談してもらうと ともに、転入者同士の交流を図る。	・健康プラザうえだ 多目的ホール にて6回開催 ・参加者延べ64人	年度当初はコロナ禍の中において も、転入された母親同士の交流が図 れた本事業は、参加者から大変好 評だった。今後、新たな転入者に対 して事業の周知を十分に行いながら 事業を継続する。	○	継続実施	継続	子育て・子 育ち支援 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 子どもの健康								
15	乳幼児健診	4か月・10か月・1歳6か月・3歳児を対象に、身体計測、医師による診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理士発達相談員等による相談を行う。3歳児は視能訓練士による視機能検査も実施。 児の疾病の有無や発育発達状況を確認するとともに、子どもの育ちに合わせた関わりや支援について保護者と共有する。	4か月児健診:53回 10か月児健診:(集団)16回・(個別)随時 1歳6か月児健診:61回 2歳児歯科健診:(個別)随時 3歳児健診:55回	・令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として、対象者数を制限し個別指導・相談を継続しており、保護者にとって相談しやすい環境となっている。 ・発達支援が必要な乳幼児が増加しており、保護者の困り感や育てにくさに寄り添いながら、見通しをもった育児ができるように支援していく必要がある。	○	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、健診回数を従来に戻しつつ、個別指導など感染症対策で実施した健診内容の利点を継続していく。児童虐待と発達障害の早期発見の視点をもち、保護者に寄り添いながら切れ目ない支援をうけられるよう、指導・相談を実施していく。	継続	健康推進課
16	乳幼児教室	・ファーストベビー教室(生後2か月頃の第1子を対象とした教室):身体計測、交流会、かかわり方、育児相談等 ・7か月教室・おたんじょう教室:身体計測、育児・栄養・歯科指導、育児相談等	ファーストベビー教室:24回、338人 7か月児教室:60回、760人 おたんじょう教室:丸子地域10回、真田地域6回、計105人	教室のため任意ではあるが、成長発達が著しい1歳頃までは保護者の悩みや不安も大きく、各専門職がより丁寧に個々に寄り添った指導や相談に応じていく必要がある。	○	ファーストベビー教室、7か月教室は電話に加え、電子申請での予約を開始。人数や内容について、コロナ前の体制に戻していく。	継続	健康推進課
17	親子教室	・すまいる教室(上田地域)、げんきっ子クラブ(丸子地域):親子遊びを通して愛着を深め、親子共に関わり合いの楽しさを実感したり、発達を促す関わりを方を体験する教室。必要な方には、早期に発達支援や子育て支援、スムーズな入園につなげる。	すまいる広場 ・0歳児:10コース(1コース2回※悪天候により1回中止) ・1歳6か月児:6コース(1コース2回) ・2歳児:6コース(1コース2回) げんきっ子クラブ ・2歳児教室 月1回 ・3歳児教室 月1回	コロナ禍だったため参加人数を縮小し、2グループ制で実施していたが、新型コロナウイルス感染症が5類になり、発達支援の実情を踏まえ、1グループの参加人数は増やし、2グループ制は継続実施している。 子どもの発達や親子の関わりにおいて支援が必要な方が増えている。	○	継続実施。 発達支援が必要な乳幼児の増加や親子の関わりにおいて支援が必要な方が増えているため、保護者の不安に寄り添い、子どもの育ちについて共有し、見通しをもった育児ができるように、助言・支援を行う。	継続	健康推進課
18	予防接種	子どもを病気から守り、感染症の流行を防ぐための定期予防接種を実施する。	定期予防接種の実施 (ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタ、四種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症)	予防効果の高い標準的な接種期間に予防接種を受け、健康を保つことができるよう、定期の個別通知をはじめ、市内の保育園・幼稚園等を通じて、未接種の予防接種がないか勧奨チラシを各家庭へ配布するなど、機会を捉えて接種勧奨を実施することで、接種率の向上に努めた。	○	継続実施	継続	健康推進課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
19	各種相談事業	保護者の様々な相談に、面談や電話による相談や、専門職による相談を実施する。 ・面談による健康相談や育児110番 ・心理発達相談員による発達・子育ての相談。 ・理学療法士による発達を促す相談 ・歯科衛生士による相談	・健康相談:586回、延人数2702人 ・育児110番:延人数81人 ・心理発達:83回、延人数98人 ・育児相談:172回、延人数369人 ・発達を促す相談:年27回、延人数90人、 ・歯の相談:延人数 256人	保護者の相談に適切に対応できるよう体制を整えている。	○	継続実施。 乳幼児の相談は、子どもの成長に合わせたタイムリーな相談が求められるため、実情に合わせて相談体制を検討していく。 発達相談センターと連携し、タイムリーな相談体制が構築されているため、今後も継続していく。	継続	健康推進課
③ 食育の推進								
20	離乳食・幼児食相談、乳幼児期からの食育	健診・教室時における集団または個別の食事指導を実施する。	・健診や教室で集団または個別での離乳食・幼児食指導を行った。 延べ 4136人に実施。	新型コロナウイルス感染症予防のため主にミニ集団や個別で実施。適正体重で育っていけるよう、実態を踏まえながら食事指導を実施した。	○	乳幼児健診時の問診内容の集計や、統計等で、保護者と子供の実態を踏まえ今後も子どもの成長発達を支える食という視点で、保護者の支援をしていく。	継続	健康推進課
21	管理栄養士による食育に関する講座	思春期の身体作りに必要な食事基本を知って、自分の食事と比較しながら食の大切さを学ぶ講座を開催する。	アリオ上田で実施した食育キャンペーンにて思春期の食育に関しても啓発した。	講座の中で高校生の実態がわかるため貴重な機会であるが、講座の依頼がなく実施できなかった。食の自立を迎える時期なので、適切な情報提供が必要。	○	上田市の健康課題について外部関係機関などへ情報発信を行い、出前講座の宣伝を再度実施していく。アリオ上田での食育イベントで啓発する。	継続	健康推進課
22	食に関した情報の提供	食育月間に食事に関する広報活動を行う。	広報6月号子育て情報「子どもも大人も朝ごはんは大切！」を掲載 広報11月号特集記事に「バランスの良い食事を！」を掲載	毎年、食育推進計画や上田市の健康課題を踏まえてテーマを決めて掲載できている。	○	広報6月号に「6月は食育月刊です」を掲載予定 広報7月号に第3次上田市食育推進計画に関する取組について掲載予定	継続	健康推進課
23	子どもノートを活用	子どもの成長に必要な離乳食、幼児食について、親が見通しをもってみられる資料を活用する	4か月児健診時に1100冊配布	子どもノートには月齢にそった食事量や形態等が掲載されており、保護者が見通しをもって離乳食や幼児食を進められるようになった。	○	新生児訪問時に配布することとし、それにより4か月児健診までの成長に必要な情報提供をする。個別指導等の子どもノートを使用した指導を充実させる	継続	健康推進課
24	地元農畜産物の活用 園児、児童による作物の栽培	園児、児童の作物の栽培や給食への地元農畜産物の活用を通した食育の推進を行う。	園児の作物の栽培と地元農産物を活用した食育は全30園で実施	・園で育てた作物を給食に使うことで、園児が食材への興味を持つことができる。 ・食材に地元産農産物を使用することで地産地消を推進し、園児の地元食材への興味関心につながっている。	○	園児による菜園活動や、収穫した食材の給食での使用、園児のクッキング保育に使用することで、食育活動を継続する。	継続	保育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
④ 医療の充実								
25	上田市内科・小児科初期救急センターの運営	夜間に突然具合が悪くなった際に、電話相談と内科的な初期診療を行う、上田市内科・小児科初期救急センターを運営する。	・開所日:358日 ・内科:受診者358人、電話相談1,021人 ・小児科:受診者1,060人、電話相談1,646人	施設の存在については周知が図られてきている。 医師、看護師、医療事務職員の安定した確保が今後の課題である。	○	継続して運営する。	継続	地域医療政策室
26	医師確保修学資金等貸与制度	将来、市長が指定する医療機関の医師として従事しようとする医学部の大学生、周産期医療を志す大学院生及び研修医、さらに県外から転入して市長が指定する医療機関に勤務しようとする産科、小児科、麻酔科の医師に対し資金を貸与することにより、安定した医師確保を目指す。	・被貸与者:18人	指定医療機関で医師として勤務(初期臨床研修、専門研修)する被貸与者が毎年見込まれている。 医師の勤務地について、医局制度に影響されるなどの現状を踏まえ、制度の見直しについて検討する必要がある。	○	医師の勤務地について、医局制度に影響されるなどの現状を踏まえ、制度の見直しについて検討する必要がある。	継続	地域医療政策室
27	在宅当番医制事業	日曜、祝日等における医療機関での診療を実施する。	・実施日数:75日 ・69医療機関 延べ553回	制度は周知が図られている。 事業を安定して継続するための方策が必要	○	継続して実施する。	継続	地域医療政策室
28	助産師確保修学資金等貸与制度	将来、上田市産婦人科病院の助産師として働こうとする助産師養成所で学ぶ学生、現在は助産師として働いていない助産師、さらに県外から転入する助産師に対し資金を貸与することにより、安定した助産師確保を目指す。	・被貸与者:0人	返還免除となった被貸与者が勤務しており、一定の成果が出ている。	○	上田市立産婦人科病院の閉院に伴い、令和6年4月から対象者を「市長が指定する医療機関の助産師として従事しようとする者」と変更した。制度の見直しについて今後も検討する必要がある。	継続	地域医療政策室
(2) 就学前教育・保育の質の向上								
① 職員配置の充実								
29	職員配置の充実	保育士配置基準(0,1歳児3人、2歳児6人、3歳児20人、4歳以上児30人)に対して保育士1人)に基づく職員配置を行うとともに、適正な配置基準の検討をする。	・待機児童抑制のために、1歳児の配置基準を本来の3:1から緊急避難的に4:1とする運用が継続となった。 ・国が配置基準の見直しを行い、市においても実施に向けて準備を進めている。	・3歳未満児の入所希望の増加と保育士不足から、市独自の配置基準を満たす保育士の確保に苦慮している。 ・多様な人材の活用や人材の募集方法の工夫を行い、保育士確保の取り組みを引き続き行う必要がある。	△	市独自の保育士配置基準に基づく職員配置ができるよう、引き続き必要な保育士確保を進めるとともに、多様な人材の活用も実施する。	継続	保育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 保育士・幼稚園教諭の質の向上								
30	保育士・幼稚園教諭の資質向上	質の高い教育・保育や多様なニーズに対応するための研修を実施する。	巡回指導や園内での指導、各種の研修を実施し、保育士の資質向上に取り組んだ。 キャリアに応じて資質向上を図る「保育士研修計画」を作成した。	保育士の資質向上につなげるため、次を実施した。 ・保育課による巡回指導 ・園内における指導 ・保育士研修計画の作成 これらを継続して取り組む必要がある。	○	引き続き、様々な機会を捉えて、保育士の資質向上につながる取組を進める。	継続	保育課
③ 施設整備等良質な環境の確保								
31	丸子統合園の建設	みなみ保育園、東内保育園、わかさ幼稚園の3園を統合し、平成32年度内の竣工を目指す。	令和3年4月にまるこ保育園が開園するとともに、令和4年2月に旧みなみ保育園の園舎解体工事が完了した。	当初計画のとおり、園舎が竣工し、まるこ保育園が開園した。 今後は、旧みなみ保育園及び旧東内保育園の跡地利用が課題となる。	○	令和6年度に旧東内保育園の園舎解体工事を実施予定。今後、旧みなみ保育園跡地と併せ、後利用を検討していく。	継続	保育課
④ 保育士等の処遇改善と確保								
32	保育士等の処遇改善	施設型給付・地域型保育給付における職員処遇改善加算を実施する。	保育所処遇改善につながる、国の制度に則した適正な処遇改善加算を実施した。 施設数:17園	職務・職責に応じた処遇改善を行うことにより、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援することが必要。	○	国の制度に則した適正な処遇改善加算を実施することにより、引き続き保育士の処遇改善を進める。	継続	保育課
33	潜在保育士の掘り起こし事業	県内の保育士登録者に対する就業意欲等に係る意識調査の結果に基づく実態把握と提供された情報の有効活用	潜在保育士の掘り起こしを目的に、保育の職場体験会を実施。(泉田保育園5人参加・まるこ保育園5人参加) 保育の職場説明会を実施。(2回開催、参加者計9人)	職場体験会、説明会参加者の内、7Hパート保育士1名・6Hパート保育士1名・代替保育士1名を任用。開催時期等を検討し、職場説明会、園での体験会を継続し開催したい。	○	さらなる保育士の確保が必要なため、継続して、職場説明会、園での保育体験会を、それぞれ2回開催する。	継続	保育課
⑤ 認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実								
34	認定こども園への移行に関する情報提供	認定こども園の移行に係る情報提供などを行う支援の充実	私立日向幼稚園の認定こども園移行に向け、施設整備事業に対する補助金の交付、認可申請に対する助言や確認申請の審査を実施した。	令和6年度から幼保連携型認定こども園として長野県知事に認可され、上田市による確認審査を経て、事業を開始した。	○	令和7年4月から認定こども園移行をめざす予定の私立幼稚園が2園ある。移行にかかる事務の支援や適切な確認審査を実施していく。	継続	保育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保								
35	幼稚園における 預かり保育事業	幼稚園における長時間の預かり保 育や2歳児を対象とした受入れの推 進	保護者の利用希望に応じて、市内 幼稚園11園のうち10園で預かり保 育(教育時間外の預かり)を実施し た。	幼稚園の利用及び保育を必要とす る者の預かり保育の利用について、 保護者希望に合わせて選択ができ るよう対応が必要である。	○	保護者の利用希望に対応できるよう引 き続き提供体制の確保を図る。	継続	保育課
⑦ 外国につながる幼児への支援								
36	多言語による情 報提供	就園機会の確保や保護者への支援 として、多言語による情報提供がで きるよう援助体制を整備する。	・必要に応じて、関係課と連携し多 言語による情報提供を行った。 ・IT機器を活用した入園の案内や相 談を行った。	外国籍の園児の保護者の中には、 言葉が殆ど通じない方もおり、関係 課との連携が必要。	○	引き続き関係課と連携し、多言語によ る情報提供や入園手続き等の支援を 行う。	継続	保育課
⑧ 幼児教育アドバイザーの配置								
37	指導主事による 園訪問	教育・保育に関する専門性を有する 指導主事を配置し、園訪問を通して 相談助言を行い、園内研修等を支 援する。	指導主事1名と十分な保育士経験が ある職員が園を訪問し、実際の保育 を見ながら保育士の指導を実施し た。	園を訪問しての指導により、保育士 の資質向上を図ってきた。 引き続き保育士の資質の底上げに つながるよう取り組みを進める必要 がある。	○	保育所等における子どもの保育に関す る専門的な相談助言を継続して行い、 一層の保育内容の充実と向上を図る。	継続	保育課
(3) 多様な保育サービスの充実								
① 延長保育・休日保育・一時預かり								
38	延長保育事業 休日保育事業 一時預かり事業	保護者の多様なニーズに対応した 保育サービスの実施	・延長保育、休日保育については、 現状の保育サービスの提供体制を 維持した。 ・一時預かりについては、補助事業 を実施し、保護者の費用負担の軽 減を図った。	保護者の就労形態の多様化に伴 い、ニーズも多様化しており、さらな る充実を図るためには、より多くの 保育士を確保する必要がある。 一方で、増大している3歳未満児の 保育需要に対応するために、一時 預かりの実施園の集約等を行った。	○	各事業の需要に応じた保育サービスを 提供するための体制を引き続き整備す る。	継続	保育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 病児保育								
39	病児・病後児保育 事業	病気療養中または病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に預かりを行う。	・各病児保育センター年間243日開所 ・登録者1,297人、延利用者1,086人	病児保育センターを2か所開設し、地域性や施設の特徴を子育て世帯に周知を図り、利用促進に繋げる。	○	・継続して実施する。 ・子育て世帯へ事業の周知を図り、利用促進に繋げる。	継続	子育て・子育て支援課
③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保								
40	育休時の継続入所	保育が必要と認められる場合における育児休業中の継続入所を行う。	保育が必要と認められる場合は、育児休業中の継続入所を実施した。	未満児の入所希望が多い中でも、児童福祉の観点から必要と認められる場合については、継続できるような体制の整備が必要。	○	引き続き保育が必要と認められる場合は、育児休業中の継続入所を実施する。	継続	保育課
(4) 放課後等の児童の健全育成								
① 児童館・児童センター								
41	児童館・児童センター事業	18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターで健全な遊びの場を提供する事業を行う。	児童館5館、児童センター6館、合計11館で児童館・児童センター事業を実施した。	18歳未満の児童(主に小学生低学年)へ遊びの場を提供している。	○	・中学生・高校生の利用増の検討	継続	学校教育課
② 放課後児童クラブ								
42	放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブ事業を行う。	学童保育所6館、児童クラブ20館合計26館で放課後児童クラブ事業を実施した。	留守家庭児童に放課後等の安全な居場所を提供している。	○	放課後児童クラブの計画的な整備に努める。	継続	学校教育課
③ 職員配置の充実								
43	適正な職員配置	放課後児童クラブでの職員の複数配置 利用児童がいる時間帯に常時職員を複数配置することで、より手厚い保育を行う。	利用児童がいる時間帯の職員の複数配置を実施した。	職員の複数配置により、サービスの向上、安全の確保に寄与している。	○	人員不足解消策に向けて検討する。	継続	学校教育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
④ 職員(児童厚生員、放課後児童支援員等)の質の向上								
44	職員のスキルアップ	職員の処遇改善 勤続年数に応じた一時金を職員に 支給し、職員の処遇改善を実施す る。	職員に対して勤続年数に応じた一 時金を支給できるよう、指定管理料 を上乗せした。	職員の勤続年数等に応じて人件費 を上乗せを実施した。	○	職員の離職防止のため、今後も継続し たい。	継続	学校教育 課
⑤ 地域等との協力								
45	地域ボランティア による読み聞か せ等の開催	地域ボランティアによる読み聞かせ 等	コロナ禍から中止していた行事の再 開により、地域ボランティアや学生 ボランティアの受け入れを行い、地 域との交流を図った。	児童館・児童センターで地域ボラン ティアや学生ボランティアを受け入 れ、季節行事や読み聞かせ等を実 施した。	○	各施設のボランティアの受入れを継続 し、地域との交流を図る。	継続	学校教育 課
46	小学校・中学校と 密接に連携	小学校の職員会での児童館・児童 センター、放課後児童クラブ等の職 員の自己紹介を行う。	小学校の職員会での児童館・児童 センター、放課後児童クラブ等の職 員の自己紹介を実施した。	小学校での自己紹介の機会を継続 して確保することで、小学校との連 携を円滑にしている。	○	小学校と連携が取りやすくなるよう、児 童館・児童センター、放課後児童クラブ 等の職員が小学校の職員会で自己紹 介ができるよう調整を行う。	継続	学校教育 課
⑥ 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画								
47	放課後子ども教 室実施のための 検討	放課後子ども教室実施のための検 討を行う。	放課後子ども教室と類似事業である 児童館事業及び豊殿放課後児童ひ ろばの活動内容や実状を確認した。	放課後子ども教室実施のためには 地域の方の協力が欠かせないが、 継続して実施するためには、施設 面、費用面が課題となっている。	○	既存事業(児童館事業及び豊殿放課 後児童ひろば)や、県内実施の放課後 子ども教室の取り組みや、実施状況を 参考に、実施するための課題の解消に 向けての検討を行う。	継続	学校教育 課
(5) 子どもの生きる力の育成								
① 幼保小中の連携強化								
48	校長・園長合同会 議	幼保小中の連携を図るための核組 織として、公私立幼保園長及び小中 学校長により合同会議を開催してい る。	・公私立幼保園長及び小中学校長 により、幼保小中連携合同会議を実 施した。(6/28)	・幼児期から義務教育期まで、子ど もの視点に立った一貫した教育が必 要である。 ・切れ目のない指導・支援を行うた め、公私立幼保園長と小中学校長 が情報共有・交換する会議を開催す る。	○	幼保小中の連携を図るための核組織と して、公私立幼保園長及び小中学校長 による合同会議を開催する。	継続	学校教育 課
49	小学校6年生の中 学校での体験学 習	中学校への進学を控えた児童が、 中学校の授業、雰囲気を経験するこ とで「中1ギャップ」の解消を図る。	・小学生を中学校に招いて体験学習 を実施した。	・中学校生活の様子を事前に知るこ とでスムーズな移行を図っている。	○	・中学校への進学を控えた児童が、中 学校の授業、雰囲気を経験することで 「中1ギャップ」の解消を図る。	継続	学校教育 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
50	教員相互による 授業研究	中学校数学科教員が、小学校6年生の算数授業を担当することで、小中相互の教員による授業改善を図るほか、児童が教科担任制の中学校の様子を体験することで「中1ギャップ」の解消を図る。	・中学校4校(一中、六中、丸子中、真田中)に市費講師を配置。配置校は校区内の小学校に数学科教員を派遣し授業を行った。 ・小中相互の教員による授業改善とともに、中1ギャップの解消を図った。	・中学校数学科教員が、校区内の小学校に出向き算数の授業を行うことで、小中相互の教員の授業改善が図られた。 ・本事業は、今後の中学校での学習や生活への見通しをもつきっかけとなり、中1ギャップの解消、不安の軽減に繋がっている。	○	・授業改善、中1ギャップの解消など進学や学校生活に対する不安の解消、算数の学力と学習意欲の向上を図るため、今後も継続して実施する。 ・教員による「授業を語る会」の開催により、教員による授業改善に取り組む ・学力向上委員会による先進市視察を実施し、授業改善に取り組む。	継続	学校教育課
	園児の小学校体験入学	入学を控えた園児・児童の小学校体験入学や行事への参加を通じた生徒との交流及び日常生活の不安解消を図る。	小学校へのスムーズなつながりとなるよう交流を図った。	幼保小中の連携を深め、小学校へのスムーズなつながりを継続していく必要がある。	○	幼保小中の連携会議を実施するなど、小学校へのスムーズなつながりとなるような様々な交流事業を引き続き実施する。	継続	保育課
② 学習教育の環境や学習内容の充実								
52	【再掲】教員相互による授業研究	中学校数学科教員が、小学校6年生の算数授業を担当することで、小中相互の教員による授業改善を図るほか、児童が教科担任制の中学校の様子を体験することで「中1ギャップ」の解消を図る。	・中学校4校(一中、六中、丸子中、真田中)に市費講師を配置。配置校は校区内の小学校に数学科教員を派遣し授業を行った。 ・小中相互の教員による授業改善とともに、中1ギャップの解消を図った。	・中学校数学科教員が、校区内の小学校に出向き算数の授業を行うことで、小中相互の教員の授業改善が図られた。 ・本事業は、今後の中学校での学習や生活への見通しをもつきっかけとなり、中1ギャップの解消、不安の軽減に繋がっている。	○	・授業改善、中1ギャップの解消など進学や学校生活に対する不安の解消、算数の学力と学習意欲の向上を図るため、今後も継続して実施する。 ・教員による「授業を語る会」の開催により、教員による授業改善に取り組む ・学力向上委員会による先進市視察を実施し、授業改善に取り組む。	継続	学校教育課
	学校の長期休業に対する環境整備事業	学校の新しい生活様式への対応が難しい児童生徒に寄り添った支援を行う。	・新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行になったが、新しい生活様式等への対応が困難な児童生徒に対し、特別支援教育支援員の心の教室相談支援員が寄り添い、丁寧な支援を行った。	・心の教室相談員及び特別支援教育支援員の勤務進時間を増やし、児童生徒に向き合う時間を確保しながら、寄り添ったきめ細かな支援を行った。	○	すべての児童生徒が安全安心で楽しい学校生活を送れるよう、引き続き、寄り添ったきめ細かな支援を行う。	継続	学校教育課
	子どもの学習支援事業	1目的:「貧困の連鎖」の防止 2対象:生活困窮世帯及び生活保護小学4年生～中学3年生 3:内容 学習支援、環境改善支援2h/1回で月4回実施 4:支援員:シルバー人材センター登録の6名	1人数:小学生2名、中学生5名に実施(内訳)生活保護 中1名 生活困窮 小2名、中4名 2支援延べ回数:218回 1人平均31回 3実績:中学3年生3人のうち2名高等学校進学	1支援が3パターンに概ね分けられる。 ①学力向上 ②学年学力再支援 ③学習環境・意欲整備 それぞれにフィットした支援が必要。 2対象世帯が訪問での対応を拒否することがあり、対象者の増加につながらない。 3支援員高齢化・不足	○	・高校進学の実績はあり。 ・3パターンにフィットした支援の充実を図る。 ・支援対象者へ事業をしっかりと周知し、支援拡大を図る。 ・支援員人材の確保	継続	福祉課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
③ 思春期対策								
55	思春期保健関係 者連携会議	思春期保健について医療機関、中 学校・高等学校の養護教諭、保健福 祉事務所、庁内関係課等と課題の 検討や情報共有を行い、思春期の 子どもたちのより良い支援につなげ る。	年1回会議を開催	地域や学校の実情や課題、取組等 を共有し、役割や連携について確認 を行った。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
56	思春期の健康づく り講座(小学校)	助産師が命の大切さと性に関する 内容について「命の学級」として小中 学校等で実施する。	・実施小学校数20校 (受講者数999人(保護者含む))	受講後、生徒にアンケートを実施し ている。98%が「理解できた」と回 答。	○	継続実施。 多様性社会に合わせ内容を検討してい く。	継続	健康推進 課
57	思春期の健康づく り講座(中学校以 降)	命の尊さ、命を育むことの大切さを 知り、自分や周囲の人を大切にす ることができ思春期の健康づくりに関 する正しい知識の普及啓発と自尊 感情の育成。	・中学校12校 15講座(1491人)実施 ・高校1校(75人)、NPO法人(10人) 各1講座実施	実施後のアンケート調査から理解度 が目標値に達した。 「命の安全教育」を含めた内容とす る。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
④ 若者の職業的自立のための支援								
58	中学生の職場体 験学習	中学生の職場体験学習を通して、社 会における役割や将来の生き方等 を考え、目標を立て計画的に取り組 む態度の育成と勤労感・職業観を育 てる教育を行う。	・市内中学校11校中10校で約400事 業所において職場体験学習を実施 した。 ・生徒の職場体験学習の成果を「上 田地域産業展」へ出展した。	職場体験学習を通して、生徒が勤労 観や職業観を身につけ、進路や生き 方について自分で選択・決定する能 力を育てている。	○	中学校において、社会における役割や 将来の生き方を考えさせ、進路の選 択・決定に導くため、職場体験学習を 通して働くことへの関心や意欲を高め る。	継続	学校教育 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
59	就学中のキャリア 教育推進事業 若年者就業支援 セミナーの開催	・高校生を対象とした企業説明会や インターンシップを通じ、職業意識の 醸成を図るとともに、円滑な就職の マッチングを支援する。 ・就職困難な若者に対して、サポー トステーション・シナノと連携した相 談会や若年者就業支援セミナーの 開催により職業的自立を支援する。	＜高校生＞ ・企業説明会(2回実施) 1回目:事業所6件、学生211人、教 員15人 2回目:事業所6件、学生226人、教 員19人 ・インターンシップ(66事業所、学生 216人) ＜若者支援＞ ・対象者の掘り起こし(81人、516回) ・保護者相談(随時、332回) ・心理士相談(随時、108回) ・若年者就業支援セミナー(10回、90 人)	＜高校生＞ ・概ね計画どおり実施ができた。 【課題】アフターコロナの対応検討 (新型コロナウイルス感染症拡大前 に実施していた企業へ直接訪問して 行う見学会の再開可否、検討など) ＜若者支援＞ ・セミナーに関して新型コロナウイル ス感染症感染拡大前に実施してい た対面によるセミナーを再開するこ とができた。 【課題】再開したセミナーの今後の必 要性の検討	○	＜高校生＞ ・前年通り実施を継続しつつ、アフター コロナ対応も検討 企業説明会(2回実施) インターンシップ(随時) ＜若者支援＞ ・前年通り実施を継続しつつ、再開した セミナーなどをはじめとする事業の今 後の必要性の検討	継続	地域雇用 推進課
	企業ガイドブック の作成やウェブサ イトによる地域企 業情報の提供	企業ガイドブックの作成やウェブサ イトによる地域企業情報の提供を行 う。	・上田職業安定協会と連携して「企 業ガイドブック」を作成し、WebBook を活用してインターネットでも閲覧で きるようにし、地域企業情報の提供 を行った。	・概ね計画どおり実施ができた。 【課題】紙冊子版配付の必要性の検 討、より多くの若者に情報提供する ための方策の検討など	○	企業ガイドブックの作成、ウェブサイト による地域企業情報の提供、より多く の若者に情報提供するための方法の 検討	継続	地域雇用 推進課
⑤ 児童・青少年の健全育成の推進								
61	子ども会育成会 活動の支援	上田市子ども会育成連絡協議会を 通じ、地域の子ども会育成会の活動 を支援するとともに、川遊びや集団 遊びなどの支援を行う。	・子ども会育成連絡協議会事業によ る体験活動 「小学生リバートレッキング(内村 川)」(8月8日 こども19人) 「屋内集団遊び『ボードゲーム体験 会』」(11月23日 こども13人・おとな8 人) 「冬の自然体験教室in菅平高原」(2 月10日 こども9人・おとな5人) ・地域の単位育成会の体験活動支 援として補助金を交付	・地域での体験活動の促進に向け、 上田市子ども会育成連絡協議会を 通じた体験活動助成を充実させた。 ・子どもの頃に行った体験活動など の経験は、その後の成長に良い影 響を与えているとの調査研究が報 告されている(令和2年文科省)こと から、子ども会育成会の関係者が地 域での体験活動の重要性を認識し ていただくための啓発活動に取り組 んだ。	○	・子どもの頃に行った体験活動などの 経験は、その後の成長に良い影響を 与えているとの調査研究が報告され ている(令和2年文科省)ことから、今 後も引き続き子ども会育成会関係者 に体験活動の重要性・必要性につい て啓発を行い、育成活動の充実にと 取り組んでいく。	継続	生涯学習・ 文化財課
	街頭補導活動	週末及び祭り(千本桜・祇園・わっ しょい)の際に、防犯パトロールを 実施する。	千本桜まつりパトロール2回 上田駅前パトロール週末8回	駅周辺における暴走族、非行少年 の蟄集は少なく、防犯パトロールの 人数、方法等について見直しが必要。 。	○	上田駅前パトロールの人数、方法等 の見直しを行い、真に実効ある街頭 補導活動を実施する。	継続	市民参加・ 協働推進 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
Ⅱ きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます								
(1) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実								
① 発達に遅れや偏りがある子どもへの支援の充実								
63	専門医師との相談	発達専門小児科・児童精神科医師、必要に応じ精神科医師等による個別相談事業を行う。	専門医による個別相談 小児科医11回 相談人数 17人 児童精神科医4回 相談人数4人 +E105:J113	小児科医による相談は大変ニーズが多いが医師の都合により、これ以上の回数の開催が困難であった。今後も医師と連携しながら事業を継続し希望者が利用できるように回数を確保していく。保護者が専門医から子どもの特性やかかわり方について具体的に助言を受ける機会となっている。	◎	専門医の相談については継続。	継続	発達相談センター
	親子教室たんぽぽ	親子遊びを通して子どもの特性や関わり方を理解し、保護者と共有していく中で、親子が楽しく生活できることを支援する教室を、月1回の4コース実施する。	3歳児コース3コース実施 実人数 22人(延べ159人) 2歳児コース3コース実施 実人数9人(延べ41人)	保護者が子どもの特性や対応を知り入園を迎えることができる教室として実施。より効果を上げるため低年齢は少人数グループでお子さんの集中時間に合わせて3グループに分けて実施した。	◎	子どもの状況を園に伝えることができ継続した支援がつながっている。教室の開催回数や内容等についても検討する。より個別な対応が必要なお子さんは個別の相談ととして対応。	継続	発達相談センター
	たんぽぽ広場	親子教室たんぽぽなど教室に参加されている親子でより少人数でのかかわり方を学ぶ教室。	教室開催回数 3コース実施 参加人数13人(延べ56人)	お子さんの様子に合わせて個別対応に変えたりしながら開催。発達特性が強く集団が苦手な子どもを対象にしているため、小集団にすることでかかわり方が明確になり効果が見られている。	◎	たんぽぽ広場12回開催予定。必要に応じて回数を増加する。	継続	発達相談センター
	感覚を育てる運動教室	感覚過敏等感覚の偏りにより運動や集団生活が苦手なお子さんを対象にした親子教室。	幼児コース 3コース(1コース7回) 開催回数21回 参加人数 実人数14人 延べ72人	大変必要性のあるお子さんが多くニーズが高い。参加者からは、親子、友達間のコミュニケーション力が向上、運動の苦手が減少、担任保育士の参加により保育現場で生かすことができた。	○	運動教室については、継続。	継続	発達相談センター
	発達障がいに関する講演会の開催	発達障がいに関する知識の普及や支援者向け研修会等の開催する。	講演会(支援者向け、住民向け): 10月21日 参加者人数: 支援者向け102人、住民向け79人	支援者側の学習のニーズが高かったため午前は支援者向けと午後は住民向けで同一講師による講演会を行った。	◎	講師の都合により支援者向け、住民向けを分けずに講演会を10月5日に実施予定。	継続	発達相談センター

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
68	発達相談事業	心理士や作業療法士等による発達に関する保護者からの相談に個別で対応する。必要に応じて評価や検査、園や学校等に訪問を行う。必要に応じて医師による相談会や医療受診につなげる。	・相談件数2,659件(個別OT相談1196件含む) ・4か月健診時のOT相談 134件 ・保育園、幼稚園等巡回相談116回、巡回個別相談223件 ・保育園、幼稚園、学校訪問、支援会議等への出席402件	できるだけ早期から支援に繋がるよう新生児訪問直後や4カ月健診でのOT相談を実施。 早期から発達を伸ばす関わり方を提案し又、幼児期以降も専門職による個別相談だけでなく、より専門的な助言が受けられるよう医師の相談会を行った。 幼稚園への訪問支援事業や学校等での支援会議に出席し、子どもの支援の方法を共に考えた。	◎	作業療法士による個別相談のニーズは高まっているので強化等を実施する。	継続	発達相談センター
	ペアレントトレーニング	発達障がいからくる育児の大変さを感じている保護者を対象とし、グループワーク等を通して発達特性を理解し、子どもの自己肯定感を高める関わり方を学ぶとともに、保護者同士の交流を行う講座を実施する。1コース7～10回	・保護者向け4コース ・保護者向け 年小から年長まで3コース 21回 延べ92人 小1年生～小学6年生 7回 延べ34人	発達の偏りがある子どもとのかかわり方を学ぶ講座として、保護者の積極的な参加が見られる。	◎	令和6度においては1コース7回・3コースを開催予定。2、低年齢児(2～3歳)向けペアレントプログラムも開催予定	継続	発達相談センター
	児童発達支援センターの利用調整	上小圏域障害者自立支援協議会の発達部会において、市内にある2つの児童発達支援センターの通所調整の仕組みについて検討する。	現在児童発達支援センターの通所については障がい者支援課が調整しており、発達部会では、テーマを決めて情報共有、支援の検討を行っている。	療育が必要なお子さんについては圏域内で調整ができているが、児童発達センターの定員が決まっているため、それ以外の場所での療育が受けられる仕組みが必要。	○	発達支援センターの利用調整については、実施できている。今後、療育的支援については関係機関で連携し検討していく。	継続	発達相談センター
	発達連携支援ノート「つなぐ」の利用促進	平成26年度に作成した「つなぐ」(綴り用ファイル)を、より早期に相談や適切な支援が継続して効果的に実施できるよう利用促進を図る。 ※「つなぐ」: 早期から繋がりのあるよりよい支援が出来るよう、成長の記録がひとつにまとめられ、情報が共有できる支援ノート	・5月16日の広報に「つなぐ」の利用について記事を掲載、教室や相談を受けた方で必要な保護者に利用を促した。発行部数55冊。	保育園、学校、発達相談センターで支援の継続が必要な子どもに対しこれまで1334冊発行している。有効に使われるよう、支援者側の使い方について検討する必要がある。	○	「つなぐ」の利用促進について学校教育課・保育課と協議会議を実施。保護者と共有する予定の個別支援シート、プレ支援シートを「つなぐ」に入れることで、更なる有効的に利用でき且つ支援に繋がるためのツールとなる。	継続	発達相談センター

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 障がいのある子どもへの支援の充実								
72	放課後等デイサービス事業所の資源開発	関係機関との連携により放課後等デイサービス事業所を拡大していくとともに、障がい児の放課後等の居場所について検討する。	・ここ数年、放課後等デイサービスの新規開所が続いており、令和5年度末で、市内の放課後等デイサービスは合計17事業所となっている。 ・令和4年度に開所した医療的ケアのある児童を含む重症心身障がい児を対象とした事業所の利用者数も伸びている。 ・事業所の増加に伴い、放課後等デイサービスの利用にかかる相談が年々増加し、利用が拡大している。	・ここ数年事業所の開所が続いているが、事業所数の拡大だけでなく質の維持向上も検討が必要である。 ・令和4年度には、医療的ケア児が利用できる事業所や、これまでなかった丸子地域にも事業所が開所するなど、地域課題の解決に向けて整備が進んできている。 ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要があることから、放課後児童クラブ等とも連携して検討する必要がある。	○	・放課後等デイサービスの質の向上に向けた取組が必要である。 ・関係機関との連携により引き続き、放課後等デイサービス事業所を拡大していくとともに、インクルージョン推進の観点からも、関係部署と連携し障がい児の放課後等の居場所について検討する。	継続	障がい者支援課
73	障がい福祉サービスの提供	障がい児及びその保護者に対し、必要とされる福祉サービスの情報提供と利用決定等を行い、障がい児とその保護者への支援により児童の健全育成を図る。	・サービスの利用状況 障害児相談支援:1,649件(468人) 児童発達支援:1,175件(109人) 医療型児童発達支援:38件(3人) 放課後等デイサービス:4,237件(349人) 保育所等訪問支援:25件(8人) 特例(放課後等デイ):12件(1人)	・障がい児を対象としたサービスの利用は年々増加しているが、サービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業所、各種サービス事業所が慢性的な飽和状態であることから、圏域の課題として、利用が必要な児童へ必要な支援を提供できるよう検討が必要である。 ・また、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要があることから、関係部署とも連携していく必要がある。	○	・障がい児及びその保護者に対し、必要とされる福祉サービスの情報提供と利用決定等を行い、障がい児とその保護者への支援により児童の健全育成を図る。	継続	障がい者支援課
74	障がい者手帳の受付、相談	※上記No.74と同様。	・障がい者手帳の取得状況(18歳未満) 身体障害者手帳:73人 療育手帳:381人 精神障害者手帳:50人	※上記No.73と同様。	○	※上記No.73と同様。	継続	障がい者支援課
75	自立支援医療給付	障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して、更生のために必要な自立支援医療費を支給する。	・支給状況 育成医療:9人	・障がいのある児童に対して更生のために必要な医療が受けられる制度である。 ・必要な児童、保護者へ確実に情報が伝わるよう周知方法についても検討が必要である。	○	・障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して、更生のために必要な自立支援医療費を支給する。	継続	障がい者支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
76	特別支援学校卒業生の就労支援事業	特別支援学校の高等部3年生で卒業後、就労継続B型事業所等を希望する生徒に対して在学時から就労アセスメントを行い、就労に当たっての能力を評価する。	・実施状況 就労アセスメント実施件数:13人	・就労アセスメントを実施できる事業所(就労移行支援事業所)が減少していることから、実施方法について、圏域の課題として検討する必要がある。	○	・特別支援学校の高等部3年生で卒業後、就労継続B型事業所等を希望する生徒に対して在学時から就労アセスメントを行い、就労に当たっての能力を評価する。	継続	障がい者支援課
	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別児童年金の受付、相談	精神または身体に障がいのある児童を常時介護(監護)する保護者等に手当等を支給する。	・支給状況 特別児童扶養手当:740人 障害児福祉手当:58人 特別児童年金:762人	・特別児童扶養手当及び特別児童年金の支給件数は、年々増加傾向にある。 ・特別児童年金については、市単事業であり、支給対象が特別児童扶養手当対象者と重複していることから、必要性について検討が必要である。	○	・精神または身体に障がいのある児童を常時介護(監護)する保護者等に手当等を支給する。 ・より広く周知するために周知方法等を検討する必要がある。	継続	障がい者支援課
	ふれジョブ活動への支援	市の関係施設等ジョブ活動の実施場所となるよう連絡調整を行うとともに、ジョブサポーターとなるボランティアの掘り起しを行う。	・コロナ禍から活動が縮小している。	・ふれジョブ活動への参加を希望する児童が減少傾向にあることが課題である。 ・コロナ禍以降活動が縮小しており、今後の方向性について検討が必要である。	○	・現在、ふれジョブ活動と市の関わりが少ないことから、今後の市が担う役割、支援の方法等について、改めて検討していく必要がある。	継続	障がい者支援課
	訪問理美容サービス	当事者団体や特別支援学校等への周知を行うとともに、サービス提供団体(理美容組合)と連携し、利用者の拡大を図る。	・児童の利用実績なし ・広報による制度周知を実施	・これまで児童の利用実績がないことから、改めて事業内容を検討する必要があるとともに、周知方法についても再検討する必要がある。	○	・当事者団体や特別支援学校等への周知を行うとともに、サービス提供団体(理美容組合)と連携し、利用者の拡大を図る。	継続	障がい者支援課
	障がいのある児童に対する支援台帳の整備	上小圏域障害者自立支援協議会の医的ケア児(者)支援検討委員会において、医ケア児の地域移行モデルの提示と医ケア児への支援台帳の作成を行う。	・医療的ケア児等支援連携推進委員会の開催(年4回) ・医療的ケア児等の避難行動要支援者名簿の作成及び、災害時個別避難計画の作成の検討 ・令和4年度から「医療的ケア児等総合支援事業」を開始し、医療的ケア児等コーディネーターを配置して、医療的ケア児等の事業所での受け入れ推進と支援者育成のための研修会等を実施	・医学技術の進歩等とともに医療的ケアが必要な児童が増加傾向にあることから、関係機関との連携、アウトリーチ・チーム支援体制の確立は重要である。 ・令和4年度から「医療的ケア児等総合支援事業」を開始し、医療的ケア児等への支援体制の推進を図ることができた。引き続き事業を充実させ、支援体制の構築を推進する必要がある。	○	・引き続き「医療的ケア児等総合支援事業」を実施し、医療的ケア児の事業所での受け入れや、支援者の育成等を行い、医療的ケア児等への支援体制整備の推進を図る。 ・医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、令和6年度に新たな事業を立ち上げ、医療的ケア児等の災害時個別避難計画の作成などに向けて、具体的な協議を進めていく。	継続	障がい者支援課
	障害児巡回指導事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等を巡回し、親子と関わったり、保護者の相談に応じるなかで、障害の早期発見・早期対応のための助言、医療機関への紹介を行うとともに、保健師や児童発達支援センター、障がい者支援課等との情報共有を図る。	支援体制を充実させるために、事業を保育課から発達相談センターへ引き継いだ。計画どおり実施することができた。 巡回施設数:保育園、認定こども園42か所、幼稚園8か所 巡回回数:117回 巡回発達相談:心理士154回 理学療法士69回	保護者への相談、保育士の指導を行い、必要な支援体制や就学に向けての相談、連携が取れているが、相談件数が増えているため、さらに支援体制を整備していく必要がある。	○	支援を必要とする子どもが増えているため、継続して実施する。 ・年間巡回指導:120回実施予定 ・心理士、作業療法士、理学療法士等の専門員による定期の発達相談:月10回実施予定	継続	発達相談センター

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
82	発達支援担当保育士研修事業	発達支援担当保育士の資質向上に向けて、学習会や発達支援センター等の現場で支援の実習を行う。	・学習会3回開催 ・児童発達支援センター等での実習 ・講演会2回 ・公開保育1回	・支援を必要とする子どもに適切に対応できる職員の育成を行っている。 ・さらに多くの職員が高い専門性を持てるように理解を広げる必要がある。	○	支援の充実に向け、引き続き専門性を有する障がい児担当保育士の育成を図る。 ・学習会3回、現場実習を3か所、計11回実施する。 ・講演会2回 ・公開保育1回	継続	保育課
	特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員の配置	特別支援教育を推進するため、各校において特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員を配置する。	・全小中学校にて特別支援教育コーディネーターを指名し、校内教育支援体制の整備を進めた。 ・特別支援教育支援員を全小中学校に計67人配置し、きめ細かな支援を行った。	・支援を必要とする児童生徒が増加する傾向にあり、引き続き寄り添った支援が必要である。	○	児童生徒一人ひとりの状況に応じた、寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく必要がある。	継続	学校教育課
	特別支援教育就学奨励費の支給	市内小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、その負担能力に応じて学校教育活動に必要な費用の一部を支給する。	・支給人数:440人 総支給額:18,040千円	・保護者の経済的負担を軽減することにより、教育環境の向上・義務教育の充実に関わり付くこととする。	○	・市内小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し就学奨励費を支給することで、経済的負担軽減を図る。	継続	学校教育課
	福祉医療費給付金事業(障がい児)	重度の障がい児を有する子ども(障がい児)を持つ家庭の経済的支援を図るため、障がい児の医療費を助成する。	・受給者数 297人 ・給付額 9,598千円		○	引き続き助成する。	継続	福祉課
③ ひとり親家庭等への自立支援の充実								
86	児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、44,140円～10,410円/月までを支給する(所得制限、児童加算額等あり)。※年度ごと額改定あり 支給月:奇数月	・令和6年3月末日現在受給人数 1,025人 ・令和5年度の支給総額 508,778千円	・令和元年度の法改正以降、年6回の支給となったことにより、受給者にとって家計の平準化が図られた。	○	・法律に基づく手当の支給であり、適正な給付を行っていく。	継続	子育て・子育て支援課
	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金(児童1人あたり50,000円を支給する。	支給世帯 1,242世帯 児童数 1,856人	国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ臨時的な給付事業を実施してきており、今後も必要に応じて給付金の給付を含めた支援を実施していく。	○	・令和3、4年度のみ事業であったが、令和5年度は物価高騰に伴う支援策として実施。	物価高	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
88	ひとり親家庭相談 事業	ひとり親の精神的安定を図り、自立 に必要な情報提供、相談や、就職活 動等の支援を行う母子・父子自立支 援員を2名配置する。	・相談受付件数 ひとり親家庭相談件数 458件	・これまでの母子家庭に加え、父子 家庭に対しても各種制度の利用範 囲が拡大されてきたが、必要な助言 等を行ってきた。	○	・研修会等に参加し、相談員の資質向 上に努め、相談業務の充実を図る。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	高等職業訓練促 進給付金および 修了支援給付金 の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が 就業に結びつきやすい資格の取得 を目的に6月以上養成機関で修業す る場合、修業期間のうち4年を上限 としてその期間中の生活の安定を 図るため、高等職業訓練促進給付 金を支給する。	・訓練促進給付金支給者 14人 看護師 8人、准看護師等 1人 理容師 1人、美容師 1人 保育士 1人、情報処理 2人 ・修了支援給付金支給者 1人 理容師 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、支給者は増加傾向にある。資 格習得を目指すひとり親家庭の母 等の就労や収入の安定に繋がって いる。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	福祉資金の貸付	ひとり親家庭の自立を促進するた め、子どもの就学等に必要な資金の 貸付けを行う。(修学資金・就職支度 金・生活資金・住宅資金等)	・貸付人数:9人 ・貸付件数:12件 ・貸付金額:27,846千円 修学資金 7件 26,076千円 就学支度金 4件 1,455千円 生活資金 1件 315千円	・県の事業であるが、市内の児童扶 養手当支給対象者等に対して毎年 制度の周知や希望者との面接を実 施している。主にひとり親家庭の子 の高校卒業後の修学のための費用 の貸付けの希望が多く、安定した自 立に向けた支援の一助となっている。	○	・引き続き、制度の周知を図っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	ひとり親家庭の交 流事業	ひとり親世帯を対象に、親子の交流 と、ひとり親世帯相互の交流を図る 事業を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の影響 により中止	・毎年実施しており、ひとり親世帯の 親子間の交流を深めるための貴重 な事業であるが、新型コロナウイルス 感染症の状況等を踏まえ、事業内 容等の見直しも必要である。	△	・11月実施予定だが、今後の事業継続 については検討していく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	上田市母子寮の 運営	配偶者のない女子がこれに準ずる 事情の女子と児童を入所させて保 護するとともに、生活を支援し自立 を促進し、退所した者についても相 談等を行う。定員:20世帯	・指定管理者により運営 ・令和6年3月末の入居 17世帯 うち上田市からの入居 10世帯	・施設の老朽化への対応や支援の 在り方等について検討が必要であ る。	○	・母子が一緒に生活し支援を受けるこ とができる唯一の児童福祉施設として 必要性は高いが、広域的な入所者が 増加傾向にあり、長野県や県内母子寮 設置市等との協議を進め、今後の施設 のあり方を検討していく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
93	自立支援教育訓 練給付金の支給	ひとり親家庭の方で、職業能力開発 のための講座を受講した者に対し て、教育訓練修了後給付金を支給 する。 ・受講料の6割を支給(上限20万円) ※専門実践講座は上限40万円/年	・給付金支給者 3人 介護職員 2人 情報処理 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、資格習得を目指すひとり親家 庭の母等の就労や収入の安定に繋 がっている。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
94	福祉医療費給付 金事業(母子・父 子)	ひとり親家庭の経済的支援を図るた め、ひとり親及びその子の医療費を 助成する。	・受給者数 2,700人 ・給付額 65,544千円		○	引き続き助成する。	継続	福祉課
95	要保護および準 要保護児童生徒 援助費の支給	経済的な理由により学用品費や給 食費など、児童生徒の就学に必要な 費用の負担が困難な家庭に対し て、その費用の一部を援助する。 支給月:7月、10月、11月、2月	・支給人数:1,171人 総支給額:95,886千円	義務教育は世帯の経済状況に因ら ず等しく受ける必要があるため、保 護者の負担軽減を引き続き図ってい く。	○	支給対象者を分かりやすく示す等保護 者への周知を工夫し、援助費の支給を 通じ、児童生徒の保護者の経済的負 担軽減を図る。	継続	学校教育 課
④ 外国につながる子どもへの支援・配慮								
96	入学前の就学案 内(教育ガイダ ンス、進学ガイ ダンス)	日本語を母国語としない外国籍及び 外国由来の児童生徒、保護者に対 し、進学や進路についての不明な点 や疑問について、必要な情報等を提 供する。	進学ガイダンステキストの配布や、 窓口等での相談に応じた。	言葉や文化習慣等の違いによる進 学や進路についての不明な点や疑 問について、必要な情報等を提供す ることで、将来の進路選択等の一助 になっている。	○	日本語習熟度の差異により、学習や進 路等についての課題も違ってることか ら、引き続き支援を行う必要がある。	継続	学校教育 課
97	学校への学習支 援ボランティアの 派遣	市民ボランティアなどで構成する上 田市多文化共生推進協会(AMU)と 連携しながら、ボランティアの派遣を 通し学習支援を行う。	上田市多文化共生推進協会(AMU) と連携した学習支援ボランティアを 学校で受入れ、学習支援を行った。	日本語を指導・支援するボランティ アをつなぎ、育てていくコーディネ ーター体制の整備の検討。	○	日本語の基礎を学べる体制づくりと親 の教育に対する協力を促す仕組みを 構築していく。	継続	学校教育 課
98	学校における国 際理解教育	国際化が急速に進展する中、広い 視野を持つと同時に、異文化や異な る価値観を持つ人々と共に生きるた めの資質・能力を育成する。	各教科、総合的な学習の時間、クラ ブ活動、学校行事などを通して、学 ぶ機会を設けた。	各教科、道徳、特別活動、総合的な 学習の時間などを使い、教育活動 全体で継続的に実践していく必要が ある。	○	各教科、道徳、特別活動、総合的な学 習の時間など、すべての教育活動にお いて推進していく。	継続	学校教育 課
99	集中日本語教室 「虹のかけはし」	来日直後等で日本語が理解できな い外国籍の児童生徒に対し、基礎 的な日本語の指導等を集中的に行 う。	バイリンガル教員1人、バイリンガル 指導補助員1人配置	・市内小中学校に在籍する外国籍 児童生徒数は200人を超えている状 況。 ・多言語化への対応、指導者の確保 に課題がある。	○	日本に住む全ての子どもたちの教育を 受ける権利を守るため、市では就学の 願いに応じて受入れしており、日本語 を覚えたい子ども達や進学を希望する 子供に対して支援を行っていく。	継続	学校教育 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
100	外国人児童生徒 生活支援員の配 置	日本の生活習慣の指導を行い学校 生活への早期適応、日本語の教育・ 指導による学習補助を行う。	・日本の生活習慣の指導を行い学 校生活への早期適応、日本語の教 育・指導による学習補助を行った。 ・支援員7人15校派遣。	・市内小中学校に在籍する外国籍 児童生徒数は200人を超えている状 況。 ・多言語化への対応、指導者の確保 に課題がある。	○	日本に住む全ての子どもたちの教育を 受ける権利を守るため、市では就学の 願いに応じて受入れしており、日本語 を覚えたい子ども達や進学を希望する 子供に対して支援を行っていく。	継続	学校教育 課
(2) 児童虐待防止地策と社会的養護体制の充実								
① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応								
101	子ども家庭総合 支援拠点の設 置、運営	すべての子どもとその家族及び妊婦 等を対象として、その福祉に関し必 要な支援に係る業務全般を行うとと もに、関係機関との調整等を行う、 「ネットワークの中核機関」として、拠 点を設置し、児童虐待等の対応を行 う。	児童虐待等の対応にあたり、調整 機関として関係機関と連携を図っ た。	拠点を設置したが、維持していくた めには国が定める配置基準を満た す資格を有する専門職職員を継続 的に確保する必要がある。	○	・こども家庭センターの機能の充実を図 る	継続	子育て・子 育ち支援 課
102	子育て世代包括 支援センター事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及 び増進に関する包括的な支援を行 い、妊娠期から子育て期にわたる切 れ目ない支援を行う。	毎月1回、子育て世代包括支援セン ターの定例会を開催し、情報の共有 や困難案件の対応などを協議した。	要支援妊婦が増加しており、養育支 援担当ほか関係機関との情報共有 及び連携が大変重要になってきてい る。 令和6年度から設置する「こども家庭 センター」も踏まえ、運用を検討す る。	○	継続実施。	継続	子育て・子 育ち支援 課
103	妊娠届出時の妊 婦への個別面談・ 相談	妊娠届出時に全ての妊婦と面接を 行い、さまざまな角度から妊婦の置 かれている状況を確認し個別の相 談を行う。	各保健センターで実施。 871件	必要時は関係機関と連携するよう にしている。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
104	乳児家庭全戸訪 問事業	生後4か月までに、全出生児を対象 に保健師・助産師が訪問し、子育て に対する情報の提供や乳児及び保 護者の心身の状況及び養育環境の 把握を行い、養育の相談に応じ、助 言や援助を行う。	868件実施 訪問後、支援が必要な家庭に対し て、継続した支援を実施する。	概ね全ての家庭に訪問を実施して いる。出生数の減少により、訪問数 は年々減少しているが、支援が必要 な家庭が増えている。	○	継続実施。 こども家庭センターとして、他課と連携 しながら継続的かつ円滑な支援に努め る。	継続	健康推進 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実								
105	要保護児童対策 地域協議会の開催	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域協議会を設置し、関係機関と連携し、必要な情報交換を行い、要保護児童を支援するための協議を行う。	・代表者会議を1回、実務者会議を3回実施した。 ・個別支援会議 568回 ・協議会で進行管理している虐待のケース等 119件	・児童虐待相談は年々増加傾向にあり、早期発見、適切な保護を図るため、関係機関の連携、情報交換等において有意義な協議が行われている。	○	代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関と連携しながら実情の把握、情報の共有に努める。	継続	子育て・子育て支援課
106	児童虐待防止等 講演会の開催	11月の児童虐待防止推進月間等に、未来を担う子どもたちを保護者や地域住民でどのように守り育てていくか、市民とともに児童虐待について考える機会とするため開催する。	・講演会の開催 演題：お母さんの心と体の健康～産前産後のケアを通じて～ 講師：阿部久美氏 (あべ母乳子育て相談室) 参加：65人	・子どもを取り巻く環境は、児童虐待、貧困、ヤングケアラーなど多様化しており、様々な視点から市民に対し、周知するとともに考える機会を提供することができた。	○	・他機関等でも児童虐待に関する講演会を開催しており、関係機関と連携を図る中で効果的な講演会を計画、実施していく。	継続	子育て・子育て支援課
107	チャイルドライン 事業への支援	チャイルドラインは18歳までの子どもが匿名でかけられる無料の相談電話。 上田市では、受け手・支え手養成講座の開催について、広報うえだで周知する。	・チャイルドラインうえだが主催の「子どもをサポートする受け手養成講座」を兼ねた講演会(5月28日)を市共催で実施した。あわせて同養成講座の参加者募集等の周知を支援した。	・民間の団体が行う事業であり、行政として側面的な支援を行っている。 ・実施場所の老朽化に伴う代替施設の確保が喫緊の課題である。	○	引き続き、市として側面的なサポートとして受け手養成講座の周知等の支援を行う。	継続	子育て・子育て支援課
108	家庭児童相談の 実施、相談員の 設置	家庭児童相談員を配置し、子どもについての悩みを持つ親の相談に応じ、解決のための適切な助言と指導を行う。	・相談受付件数 639件	・複雑な家庭環境等を背景とした相談が年々増加しており、様々な相談対応にあたるための知識や対応力の向上が求められる。	○	・研修会等に参加し、相談員の資質向上に努め、相談業務の充実を図る。	継続	子育て・子育て支援課
109	児童虐待防止街頭 啓発活動の実施	講演会や街頭での啓発活動を通じて、児童虐待防止を広く呼びかけ、虐待に対する地域の理解を深める。	・上田城紅葉祭において、関係機関と合同による街頭啓発を実施 ・広報うえだへの児童虐待防止等啓発記事掲載(5.7.9.10.11.1.3月) ・公共施設でのパネル展、啓発動画放映、ポスター掲示	・市民の集まる機会を捉え、啓発を図っているところであるが、さらなる啓発強化を図っていく必要がある。	○	・児童虐待相談対応件数が増加している中、あらゆる媒体を活用するなど、さらなる啓発強化を図っていく。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
③ 社会的養護の充実								
110	子育て短期支援 事業	保護者の養育が一時的に困難に なった場合、緊急的に児童を預か り、保護・養育を行う。	・利用者(延) 60人 ショートステイ 156泊	・保護者の養育が一時的に困難に なった際に、児童の安全確保のため に不可欠な事業であるが、実施施 設の入所児童の状況等から受入れ が困難な状況がある。	○	・継続実施	継続	子育て・子 育ち支援 課
	養育支援家庭訪 問事業	若年や妊婦健康診査未受診者、望 まない妊娠等、妊娠期も含め、継続 的な支援を特に必要とする家庭に 対し、健康推進課及び子育て・子育 ち支援課においてその必要性を把 握した上で、保健師や助産師が、そ の居宅を訪問し、養育に関する指 導、助言を行う。また、必要に応じて ヘルパー等が育児・家事援助を実 施する。	養育支援訪問 保健師による専門的支援 実 511人 のべ2,621人 ヘルパーによる支援(子育て世帯訪 問支援事業の中の養育支援訪問 分) 実 24世帯 のべ400回	少子化が進行し、養育能力の弱さや 支援者不在、又、経済的不安がある 方が増加傾向であり訪問事業希望 者は増加している。	◎	・継続実施 ・民間事業者への委託について検討し ていく。	継続	健康推進 課・子育 て・子育ち 支援課
(3) 子どもの貧困対策の推進								
① 早期発見のための取組								
112	生活保護法、生 活困窮者自立支 援制度	経済的に困窮し複合的な課題を持 つ世帯からの相談内容から、子ども の貧困に関わる課題について、関 係機関等と連携・協力し支援を行う	生活相談窓口を福祉課及びまいさ ぽ上田に常設し、必要に応じ児童相 談所、子育て子育て支援課などの 関係機関と連携し、主に世帯に対 し、制度を活用した金銭的な支援を 実施した。	・「貧困の世代間連鎖」が存在している。 ・世帯状況の把握が困難なケースがあ り、子どもの貧困問題が顕在化しない 可能性がある。	○	・生活保護などの制度を活用すること で経済的貧困を解消する ・多角的支援を実践するため関係機関 と連携を図る	継続	福祉課
	妊娠届出時の妊 婦への個別面接・ 相談	妊娠届出時にすべての妊婦と面接 を行い、さまざまな角度から妊婦の 置かれている状況を確認し個別の 相談を行う。	各保健センターで実施。 871件	支援が必要な場合は関係機関と連 携している。	○	継続実施。	継続	健康推進 課
	乳児家庭全戸訪 問事業	生後4か月までに、全出生児を対象 に保健師・助産師が訪問し、子育て に対する情報の提供や乳児及び保 護者の心身の状況及び養育環境の 把握を行い、養育の相談に応じ、助 言や援助を行う。	868件実施 訪問後、支援が必要な家庭に対し て、継続した支援を実施する。	概ね全ての家庭に訪問を実施して いる。出生数の減少により、訪問数 は年々減少しているが、支援が必要 な家庭が増えている。	○	継続実施。	継続	健康推進 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
115	【再掲】 要保護児童対策 地域協議会の開催	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域協議会を設置し、関係機関と連携し、必要な情報交換を行い、要保護児童を支援するための協議を行う。	・代表者会議を1回、実務者会議を3回実施した。 ・個別支援会議 568回 ・協議会で進行管理している虐待のケース等 119件	・児童虐待は年々増加傾向にあり、早期発見、適切な保護を図るため、関係機関の連携、情報交換等において有意義な協議が行われている。	○	代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関と連携しながら実情の把握、情報の共有に努める。	継続	子育て・子育て支援課
116	【再掲】 子ども家庭総合 支援拠点の設置、運営	すべての子どもとその家族及び妊婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、関係機関との調整等を行う、「ネットワークの中核機関」として、拠点を設置し、児童虐待等の対応を行う。	児童虐待等の対応にあたり、調整機関として関係機関と連携を図った。	拠点を設置したが、維持していくためには国が定める配置基準を満たす資格を有する専門職職員を継続的に確保する必要がある。	○	・こども家庭センターの機能の充実を図る	継続	子育て・子育て支援課
117	【再掲】 家庭児童相談の実施、相談員の設置	家庭児童相談員を配置し、子どもについての悩みを持つ親の相談に応じ、解決のための適切な助言と指導を行う。	・相談受付件数 639件	・複雑な家庭環境等を背景とした相談が年々増加しており、様々な相談対応にあたるための知識や対応力の向上が求められる。	○	・研修会等に参加し、相談員の資質向上に努め、相談業務の充実を図る。	継続	子育て・子育て支援課
118	【再掲】 チャイルドライン 事業への支援	チャイルドラインは18歳までの子どもが匿名でかけられる無料の相談電話。上田市では、受け手・支え手養成講座の開催について、広報うえだで周知する。	・チャイルドラインうえだが主催の「子どもをサポートする受け手養成講座」を兼ねた講演会(5月28日)を市共催で実施した。あわせて同養成講座の参加者募集等の周知を支援した。	・民間の団体が行う事業であり、行政として側面的な支援を行っている。 ・実施場所の老朽化に伴う代替施設の確保が喫緊の課題である。	○	引き続き、市として側面的なサポートとして受け手養成講座の周知等の支援を行う。	継続	子育て・子育て支援課
119	【再掲】 養育支援訪問事業	若年や妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等、妊娠期も含め、継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、健康推進課及び子育て・子育て支援課においてその必要性を把握した上で、保健師や助産師が、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う。また、必要に応じてヘルパー等が育児・家事援助を実施する。	養育支援訪問 保健師による専門的支援 実 511人 のべ2,621人 ヘルパーによる支援(子育て世帯訪問支援事業の中の養育支援訪問分) 実 24世帯 のべ400回	少子化が進行し、養育能力の弱さや支援者不在、又、経済的不安がある方が増加傾向であり訪問事業希望者は増加している。	◎	・継続実施 ・民間事業者への委託について検討していく。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
120	【再掲】 見守りし合わせ支 援事業	産後(おおむね4か月健診)の母子に 対して、訪問による傾聴を中心とし た見守り支援を行う。	・見守り支援員32人登録し、17名に 支援	・潜在的なニーズはあるが、家庭介 入への拒否感等があり、利用に繋 がらないケースもある。 ・家事支援の要望もあり、養育訪問 事業とのすみわけが必要。	○	・潜在的なニーズがあるので引き続き 実施する。 ・見守り支援員の研修会を開催予定。 ・養育訪問事業とのすみわけを行う。 ・引き続き、関係者間の連携を図り利 用に繋げる。	継続	子育て・子 育ち支援 課・健康推 進課
② 教育の支援								
121	生活保護法、生 活困窮者自立支 援制度(子どもの 学習支援事業)	1目的:「貧困の連鎖」の防止 2対象:生活困窮世帯及び生活保護 小学4年生～中学3年生 3:内容 学習支援、環境改善支援2 h/1回で月4回実施 4:支援員:シルバー人材センター登 録の6名	1人数:小学生2名、中学生5名に実 施(内訳)生活保護 中1名 生活困 窮 小2名、中4名 2支援延べ回数:218回 1人平均31 回 3実績:中学3年生3人のうち2名高等 学校進学	1支援が3パターンに概ね分けられる。 ①学力向上 ②学年学力再支援 ③学 習環境・意欲整備 それぞれにフィットし た支援が必要。 2対象世帯が訪問での対応を拒否する ことがあり、対象者の増加につながら ない。 3支援員高齢化・不足	○	・高校進学の実績はあり。 ・3パターンにフィットした支援の充実を 図る。 ・支援対象者へ事業をしっかり周知し、 支援拡大を図る。 ・支援員人材の確保	継続	福祉課
122	ひとり親家庭等生 活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが経済的な理 由で学びたいことが学べないといっ た進路の選択肢が限られることがな いよう、子どもたちの学びの機会を 応援する。	・受講者数 30人 うち 小学5年生 20人 小学6年生 10人	・受講者のアンケートでは、学力の 向上のほかに、家庭における学習 の定着につながったとの回答もあ り、生活面での効果もみられた。	○	・より多くの子どもたちの学びの機会を 応援するため、庁内関係課と連携を 図っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
123	【再掲】 要保護および準 要保護児童生徒 援助費の支給	経済的な理由により学用品費や給 食費など、児童生徒の就学に必要な 費用の負担が困難な家庭に対し て、その費用の一部を援助する。 支給月:7月、10月、11月、2月	・支給人数:1,171人 総支給額:95,886千円	義務教育は世帯の経済状況に因ら ず等しく受ける必要があるため、保 護者の負担軽減を引き続き図ってい く。	○	支給対象者を分かりやすく示す等保護 者への周知を工夫し、援助費の支給を 通じ、児童生徒の保護者の経済的負 担軽減を図る。	継続	学校教育 課
③ 生活の支援								
124	【再掲】 生活保護法、生 活困窮者自立支 援制度	経済的に困窮し複合的な課題を持 つ世帯からの相談内容から、子ども の貧困に関わる課題について、関 係機関等と連携・協力し支援を行う	生活相談窓口を福祉課及びまいさ ぽ上田に常設し、必要に応じ児童相 談所、子育て子育て支援課などの 関係機関と連携し、主に世帯に対 し、制度を活用した金銭的な支援を 実施した。	・「貧困の世代間連鎖」が存在している。 ・世帯状況の把握が困難なケースがあ り、子どもの貧困問題が顕在化しない 可能性がある。	○	・生活保護などの制度を活用すること で経済的貧困を解消する ・多角的支援を実践するため関係機関 と連携を図る	継続	福祉課
125	【再掲】 ひとり親家庭等生 活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもが経済的な理 由で学びたいことが学べないといっ た進路の選択肢が限られることがな いよう、子どもたちの学びの機会を 応援する。	・受講者数 30人 うち 小学5年生 20人 小学6年生 10人	・受講者のアンケートでは、学力の 向上のほかに、家庭における学習 の定着につながったとの回答もあ り、生活面での効果もみられた。	○	・より多くの子どもたちの学びの機会を 応援するため、庁内関係課と連携を 図っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
126	【再掲】 ひとり親家庭自立 支援相談の実 施、相談員の配 置	ひとり親の精神的安定を図り、自立 に必要な情報提供、相談や、就職活 動等の支援を行う母子・父子自立支 援員を2名配置する。	・相談受付件数 ひとり親家庭相談件数 458件	・これまでの母子家庭に加え、父子 家庭に対しても各種制度の利用範 囲が拡大されてきたが、必要な助言 等を行ってきた。	○	・研修会等に参加し、相談員の資質向 上に努め、相談業務の充実を図る。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	【再掲】 自立支援教育訓 練給付金の支給	ひとり親家庭の方で、職業能力開発 のための講座を受講した者に対し て、教育訓練修了後給付金を支給 する。 ・受講料の6割を支給(上限20万円) ※専門実践講座は上限40万円/年	・給付金支給者 3人 介護職員 2人 情報処理 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、資格習得を目指すひとり親家 庭の母等の就労や収入の安定に繋 がっている。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	【再掲】 高等職業訓練促 進給付金及び修 了支援給付金の 支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が 就業に結びつきやすい資格の取得 を目的に6月以上養成機関で修業す る場合、修業期間のうち4年を上限 としてその期間中の生活の安定を 図るため、高等職業訓練促進給付 金を支給する。	・訓練促進給付金支給者 14人 看護師 8人、准看護師等 1人 理容師 1人、美容師 1人 保育士 1人、情報処理 2人 ・修了支援給付金支給者 1人 理容師 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、支給者は増加傾向にある。資 格習得を目指すひとり親家庭の母 等の就労や収入の安定に繋がって いる。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
④ 保護者に対する就労の支援								
129	【再掲】 生活保護法、生 活困窮者自立支 援制度	経済的に困窮し複合的な課題を持 つ世帯からの相談内容から、子ども の貧困に関わる課題について、関 係機関等と連携・協力し支援を行う	生活相談窓口を福祉課及びまいさ ぼ上田に常設し、必要に応じ児童相 談所、子育て子育て支援課などの 関係機関と連携し、主に世帯に対 し、制度を活用した金銭的な支援を 実施した。	・「貧困の世代間連鎖」が存在している。 ・世帯状況の把握が困難なケースがあ り、子どもの貧困問題が顕在化しない 可能性がある。	○	・生活保護などの制度を活用すること で経済的貧困を解消する ・多角的支援を実践するため関係機関 と連携を図る	継続	福祉課
	【再掲】 自立支援教育訓 練給付金の支給	ひとり親家庭の方で、職業能力開発 のための講座を受講した者に対し て、教育訓練修了後給付金を支給 する。 ・受講料の6割を支給(上限20万円) ※専門実践講座は上限40万円/年	・給付金支給者 3人 介護職員 2人 情報処理 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、資格習得を目指すひとり親家 庭の母等の就労や収入の安定に繋 がっている。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	【再掲】 ひとり親家庭自立 支援相談の実 施、相談員の配 置	ひとり親の精神的安定を図り、自立 に必要な情報提供、相談や、就職活 動等の支援を行う母子・父子自立支 援員を2名配置する。	・相談受付件数 ひとり親家庭相談件数 458件	・これまでの母子家庭に加え、父子 家庭に対しても各種制度の利用範 囲が拡大されてきたが、必要な助言 等を行ってきた。	○	・研修会等に参加し、相談員の資質向 上に努め、相談業務の充実を図る。	継続	子育て・子 育ち支援 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
132	【再掲】 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	ひとり親家庭の自立を促進するた め、子どもの就学等に必要な資金の 貸付けを行う。(修学資金・就職支度 金・生活資金・住宅資金等)	・貸付人数:9人 ・貸付件数:12件 ・貸付金額:27,846千円 修学資金 7件 26,076千円 就学支度金 4件 1,455千円 生活資金 1件 315千円	・県の事業であるが、市内の児童扶 養手当支給対象者等に対して毎年 制度の周知や希望者との面接を実 施している。主にひとり親家庭の子 の高校卒業後の修学のための費用 の貸付けの希望が多く、安定した自 立に向けた支援の一助となっている。	○	・引き続き、制度の周知を図っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	【再掲】 高等職業訓練促 進給付金及び修 了支援給付金の 支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が 就業に結びつきやすい資格の取得 を目的に6月以上養成機関で修業す る場合、修業期間のうち4年を上限 としてその期間中の生活の安定を 図るため、高等職業訓練促進給付 金を支給する。	・訓練促進給付金支給者 14人 看護師 8人、准看護師等 1人 理容師 1人、美容師 1人 保育士 1人、情報処理 2人 ・修了支援給付金支給者 1人 理容師 1人	・市内の児童扶養手当支給対象者 に対して毎年制度の周知を実施して おり、支給者は増加傾向にある。資 格習得を目指すひとり親家庭の母 等の就労や収入の安定に繋がって いる。	○	・引き続き、制度の周知を図り、ひとり 親家庭の安定的な収入の確保につな がる取組みを進めていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
⑤ 経済的支援								
134	【再掲】 生活保護法、生 活困窮者自立支 援制度	経済的に困窮し複合的な課題を持 つ世帯からの相談内容から、子ども の貧困に関わる課題について、関 係機関等と連携・協力し支援を行う	生活相談窓口を福祉課及びまいさ ぽ上田に常設し、必要に応じ児童相 談所、子育て子育て支援課などの 関係機関と連携し、主に世帯に対 し、制度を活用した金銭的な支援を 実施した。	・「貧困の世代間連鎖」が存在している。 ・世帯状況の把握が困難なケースがあ り、子どもの貧困問題が顕在化しない 可能性がある。	○	・生活保護などの制度を活用すること で経済的貧困を解消する ・多角的支援を実践するため関係機関 と連携を図る	継続	福祉課
	【再掲】 児童扶養手当の 支給	父母の離婚などにより、父又は母と 生計を同じくしていない児童を養育 しているひとり親家庭等の生活の安 定と自立を助け、児童の福祉の増 進を図ることを目的とし、44,140円～ 10,410円/月までを支給する(所得 制限、児童加算額等あり)。※年度 ごと額改定あり 支給月:奇数月	・令和6年3月末日現在受給人数 1,025人 ・令和5年度の支給総額 508,778千円	・令和元年度の法改正以降、年6回 の支給となったことにより、受給者に とって家計の平準化が図られた。	○	・法律に基づく手当の支給であり、適正 な給付を行っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課
	【再掲】 母子父子寡婦福 祉資金の貸付	ひとり親家庭の自立を促進するた め、子どもの就学等に必要な資金の 貸付けを行う。(修学資金・就職支度 金・生活資金・住宅資金等)	・貸付人数:9人 ・貸付件数:12件 ・貸付金額:27,846千円 修学資金 7件 26,076千円 就学支度金 4件 1,455千円 生活資金 1件 315千円	・県の事業であるが、市内の児童扶 養手当支給対象者等に対して毎年 制度の周知や希望者との面接を実 施している。主にひとり親家庭の子 の高校卒業後の修学のための費用 の貸付けの希望が多く、安定した自 立に向けた支援の一助となってい る。	○	・引き続き、制度の周知を図っていく。	継続	子育て・子 育ち支援 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
⑥ 地域活動への支援								
137	【再掲】 要保護児童対策 地域協議会の開催	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域協議会を設置し、関係機関と連携し、必要な情報交換を行い、要保護児童を支援するための協議を行う。	・代表者会議を1回、実務者会議を3回実施した。 ・個別支援会議 568回 ・協議会で進行管理している虐待のケース等 119件	・児童虐待は年々増加傾向にあり、早期発見、適切な保護を図るため、関係機関の連携、情報交換等において有意義な協議が行われている。	○	代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関と連携しながら実情の把握、情報の共有に努める。	継続	子育て・子育て支援課
138	子どもの居場所 づくり事業への支援	子どもの孤立化の防止として、市民有志による「子ども食堂」が設置されており、効果的な活動ができるよう、支援を行う。	生活困窮やひとり親世帯に対し、子ども食堂の情報提供を行った。	・事業は拡大傾向にあり、地域で子どもを見守る・育てるという気運が高まっている。	○	・核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、地域で子どもを見守る・育てるための支援を行っていく。	継続	子育て・子育て支援課
139	フードバンク事業 への支援	食品ロスの削減と資源の有効活用、また生活困窮者支援のためのネットワークづくりを目標としている活動に対する支援を行う。	・毎月1回のフードドライブの会場としてひとまちげんき健康プラザうえだを提供し、食料の受入れ活動に参加した。 ・食料の消費事業(モグモグサポーター)について、ひとり親家庭に周知した。	・毎月、多くの市民から食料の提供を受けており、フードドライブ活動が定着している。	○	・食品ロスの削減と資源の有効活用、また生活困窮者支援に向け、活動の周知等を図っていく。	継続	子育て・子育て支援課
140	【再掲】 チャイルドライン 事業への支援	チャイルドラインは18歳までの子どもが匿名でかけられる無料の相談電話。 上田市では、受け手・支え手養成講座の開催について、広報うえだで周知する。	・チャイルドラインうえだが主催の「子どもをサポートする受け手養成講座」を兼ねた講演会(5月28日)を市共催で実施した。あわせて同養成講座の参加者募集等の周知を支援した。	・民間の団体が行う事業であり、行政として側面的な支援を行っている。 ・実施場所の老朽化に伴う代替施設の確保が喫緊の課題である。	○	引き続き、市として側面的なサポートとして受け手養成講座の周知等の支援を行う。	継続	子育て・子育て支援課
141	子どもの貧困の 状況・背景を住民 向けに啓発する 活動	子どもの貧困対策を推進するにあたって、学校や保育園、民生委員・児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図るとともに、必要な支援へつなげる。	・上田城紅葉祭において、関係機関と合同による街頭啓発を実施 ・広報うえだへの児童虐待防止等啓発記事掲載(5.7.9.10.11.1.3月) ・公共施設でのパネル展、啓発動画放映、ポスター掲示	・子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することがないよう十分留意する必要がある。	○	・子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な支援を行い、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮していく。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
Ⅲ 安心して子育てができる環境を整えます								
(1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実								
① 子育て家庭への相談体制の充実								
142	健康相談、母乳・ 妊婦相談	保護者の様々な相談に、面談や電話による相談や、専門職による相談を実施する。 ・面談による健康相談 ・助産師による母乳・妊婦相談	・健康相談:実施回数585回 2660人 ・母乳・妊婦相談 :実施回数 488 回来所延相談1,436人、電話相談15件	妊産婦相談・育児相談・電話相談の件数は減少し、母乳・妊婦相談は増加している。今後も状況に応じた相談体制が必要。	○	継続実施。	継続	健康推進課
143	育児110番	専用電話で育児全般の相談に応じる。 (平日午前9時から午後4時)	81件(最多は発育・発達・子育てについて23件)	延べ人数は昨年からほぼ横ばいで推移している。引き続き、育児で困った時の相談先として継続していく。	○	継続実施。	継続	健康推進課
144	園開放、育児講座	地域の未就園児とその保護者を対象に催し、園開放や育児講座を行い、園児・児童との交流を図るとともに、入園後や育児の不安解消に役立てる。	入園に向けた園見学等を実施した。	園開放や育児講座は、未就園児の保護者にとっては、園を知るきっかけとなり、児童にとっても保育園生活を知る機会となっている。	○	各園において、地域の未就園児とその保護者を対象に園開放や育児講座を実施する。	継続	保育課
145	利用者支援事業	子ども・子育てに関する総合窓口として、相談・援助、情報提供などの利用者支援や地域連携を行う。	・子育て支援コーディネーター 3名 ・相談件数 229件 ・中央子育て支援センターを拠点に、市内の子育て支援センター及び子育てひろば13か所を巡回し利用者を支援した。	これまでコロナ禍により、支援センター等による対面での相談件数が減少。(R元:369件⇒R2:315件⇒R3:260件⇒R4:230件) 子育て世帯の孤立化を防ぐためにも様々な手法による相談体制の構築が必要。	○	・引き続き実施する。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 子育てに関する情報発信の充実								
146	子育て情報の発信	様々な子育て情報、講座、イベントや子育てひろばなどの情報を掲載した「子育て支援センター通信」等の発行。またホームページやメール配信でも子育て情報を発信する。	・子育て支援センター通信を毎月発行 ・子育てひろば情報・園開放情報を2か月に1回発行 ・「子育て支援情報ファイル」を支援センター・子育てひろば13か所、ゆりかご・産婦人科病院・信州上田医療センターほか3か所、合計19か所に配置 ・子育て情報コーナーを2か所設置・HP・メール配信にて子育て情報を随時配信	・HP・メール配信にて情報を発信することで、より多くの子育て世帯へ周知ができています。	○	継続実施	継続	子育て・子育て支援課
147	子育て応援ハンドブックの作成・配布	上田市の子育てに関する情報をまとめて掲載した、「うえた 子育て応援ハンドブック」の作成、配布により、よりわかりやすい子育てに関する情報の提供を行う。	・内容を更新し4,000冊発行。 ・妊娠届・4か月健診時、出生届・転入届提出時に配布した。 ・各子育て支援センター・子育てひろばで希望者に配布した。	・昨年度から引き続き企業広告を入れた冊子を制作し、ゼロ予算事業として実施。	◎	継続実施	継続	子育て・子育て支援課
148	結婚・子育て応援サイト及びアプリ運営事業	子育てに関する行政から民間、地域の情報等を発信する民間運営によるWebサイトを活用し、必要な情報を発信する。	・年間サイト閲覧件数:93,000件 ・行政情報23件 イベント情報983件	・構築から8年が経過。当サイトのシステム運営権は民間事業者へ譲渡しており、民間の自主運営化を図ってきている。	○	・当サイト立ち上げから5年間は市で管理・運営をしてきた経緯の中で、民間による活力を導入した、更なる魅力あるサイトを目指すため、積極的に行政情報を提供するなど、引き続き連携した取り組みを進めていく。	継続	子育て・子育て支援課
149	移住検討者への子育て支援情報の提供	上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック」等により子育て支援情報の提供。 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学。	移住相談において、「子育て応援ハンドブック」等により子育て支援情報の提供。 独身女子対象の移住体験ツアーを企画開催したが施設見学は未実施。口頭で子育て支援情報を提供した。	上田市への移住を検討する子育て世代に対し、上田市の子育て支援策を周知できた。	○	移住を検討している方は、関心のある市町村の情報を収集・比較していることから、今後も引き続き希望する情報の提供等を行う。	継続	移住交流推進課
150	AIを活用した住民問い合わせ対応事業	AI(人工知能)やIOT(モノのインターネット)などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を図る。	R2年度に「AIチャットボット」の市民参加型の実証実験を行った。	実証実験を行った結果、事業の有効性が見られる一方で課題もあることから、更なる検討等が必要。	○	・子育て世代が利用するLINE(ライン)によるチャットボットは有用。 ・しかしながら、顔が見える相談・支援が大変重要である。 ・必要とされたときに支援ができるその方策を改めて検討する。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
③ 地域子育て支援拠点事業の充実								
151	子育てひろばの開催	・市内13か所で、子育て支援センター・子育てひろばを開催する。	・市内13ヶ所で子育てひろばを通年開催した。新型コロナウイルスが5月より5類となったと同時に人数・時間制限なく開催。0～1歳を中心利用者が増えた。 ・わくわく広場について、市内併設保育園で3歳(全5コース:4か所)、2歳(全6コース:3か所)で開催し、親子が広場に参加しながら、親同士子同士の交流が図られた。	・寄り添い型支援で子育てひろばの質を充実。合わせて「わくわく広場」、「ほんわか広場」、「NPプログラム」、「赤ちゃんふれあい講座」など保護者の育児に対する支援の充実。 ・妊娠中のひろば利用によって出産・育児のイメージを持つことができるため、出産後の子育ての不安軽減に繋がるようにプレママ・プレパパ会も開催した。	○	・西内子育て支援センター閉所に伴い、市内12ヶ所で子育てひろばを開催する。 ・地域の保育園を知ったり、子とのかかわり方を知る「わくわく広場」、育児に困難さを感じている親子をサポートする「ほんわか広場」を子育て支援センターや保育園等で引き続き開催する。 ・プレママ・プレパパと0歳児を対象とした「マタニティー＆ベビーday」を引き続き開催する。	継続	子育て・子育て支援課
(2) 経済的負担の軽減								
① 経済的負担の軽減								
152	保育料軽減策	・各対象世帯に対し、保育料軽減策を設定し、実施する。 ・第2子への対象拡大 ・3人以上の子どもを有する世帯における第1子の年齢制限撤廃	多子世帯の保育料軽減策として、第2子、第3子以降のそれぞれについて、国の基準を上回る市独自の軽減を実施(継続)した。	市独自の軽減を実施してきたが、R6からは県の補助事業も活用し、多子世帯や低所得世帯の軽減を拡充した。	○	R6から新たに多子世帯や低所得世帯の軽減を拡充した。	継続	保育課
153	福祉医療費給付金事業	子育て世帯の経済的支援を図るため、出生から中学校3年生までの子どもの医療費を助成する。	・受給者数 20,835人 ・給付額 435,088千円	対象範囲を出生から18歳到達後最初の3月31日まで拡大し支給した。	○	引き続き助成する。	継続	福祉課
154	児童手当の支給	0～15歳の子どもを育てている世帯に対し、生活の安定と、次世代を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給している。	・児童手当を支給した。 児童手当 受給対象児童 延189,831人 支給額 2,126,355千円 特例給付 受給対象児童 延5,450人 支給額 27,250千円	・夫婦別居中の場合、離婚調停等の条件が揃わないと職権による受給者の変更ができないため、実際には養育をしていない者が受給する事例もある。	◎	・「子ども未来戦略」に基づく児童手当制度の変更(令和6年度10月～)。 ①所得制限の撤廃 ②支給期間を高校生年代(18歳)まで延長 ③第3子以降の支給額の増額 ④支払月を隔月の年6回とする	拡充	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
155	実費徴収に係る 補足給付事業	新制度未移行の幼稚園において、低所得世帯等を対象に、保護者から実費徴収する副食材料費の一部を給付する。	3か月に一度保護者から申請があり、対象者へ支払いを実施した。 ・園児数49人	子ども・子育て支援新制度における低所得世帯への支援と同様に、新制度未移行の幼稚園においても、平等になるよう副食材料費の一部を給付する事業は継続が必要である。	○	引き続き副食材料費の一部を助成することで、低所得世帯、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため実施する。	継続	保育課
156	子育て世帯への 臨時特別給付金 給付事業	子育て世帯の生活を支援するため、児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者で住民税均等割が非課税である者に対し、児童1人につき5万円の給付金を給付する。	給付実績 ひとり親世帯:1,242世帯、1,856児童 その他世帯:1,021世帯、1,795児童	物価高騰に伴う経済対策の一つとして実施された事業である。	○	・令和4年度に引き続き令和5年度も同様に実施し、令和5年度は物価高騰対策に伴う子育て支援として実施。	物価高	子育て・子 育ち支援 課
157	子育て世帯への 臨時特別給付金 給付事業	子育て世帯の生活を支援するため、0歳から18歳までの子どもたち(H15年4月2日からR4年3月31日に生まれた子を養育等し、一定の所得要件を満たす者)に対し、児童1人につき10万円の給付金を給付する。	給付実績 13,320世帯、児童数22,626人	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして実施された事業である。	○	・令和3年度のみ事業。	コロナ	子育て・子 育ち支援 課
② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施								
158	子育てのための 施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保に取り組む。	未移行幼稚園、認可外保育施設の利用については、各園から毎月代理受領で請求してもらい支払いを実施した。預かり保育や一時預り等の利用については、保護者に対して償還払いにより支払いを実施した。	公正かつ適正な支給の確保に引き続き取り組む必要があるが、さらに保護者の利便性を考慮するなど円滑な実施が求められている。	○	引き続き保護者の利便性に配慮した方法で実施する。 令和6年度より、支払いの方法を償還払いから法定代理受領とすることで、幼稚園の事務作業の負担軽減を図る。	継続	保育課
(3) いじめ防止対策の推進								
① 教育相談事業の推進								
159	教育相談所による相談	中間教室、学校、家庭との連携を図りながら、児童生徒の社会的自立や学校復帰に向け、寄り添った支援を行う。	・教育支援センター化し、体制の整備・強化を図った。 ・相談、訪問実績 来所相談1,135件 電話相談3,000件 訪問支援1,082件	・いじめや不登校の原因は一人ひとり違っていることから、教育相談所、ふれあい教室、特別支援教育担当、発達相談センター等が協力し、多面的で継続的に支援していく必要がある。	○	個々の児童生徒の状況に応じた寄り添った支援を行う必要がある。	継続	学校教育 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
160	心の教室相談員の配置	心の教育を推進するため、児童生徒が抱える様々な悩み等の相談を受け、積極的に関わりを持つ心の教室相談員を配置する。	・全小中学校に、心の教室相談員及び子どもと親の相談員を配置し、児童生徒に寄り添った支援を行った。	・全小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒に寄り添ったきめ細かな支援につなげる必要がある。	○	・引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた寄り添った支援を行う必要がある。	継続	学校教育課
161	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣	不登校児童生徒の増加やいじめの深刻化等に対し、専門的な知識や経験により、カウンセリングや相談助言にあたる。	・県SC7人・2,411H派遣 県SSW2人・850H派遣 定住自立SC2人・400H派遣 定住自立SSW1人・350H派遣 市SC2人・314H派遣 市SSW2人・400H派遣	・不登校児童生徒の増加やいじめの深刻化しており、児童生徒の悩みや相談に応じ、適切な支援を行う必要がある。	○	・引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた寄り添った支援を行う必要がある。	継続	学校教育課
② いじめ防止への取組								
162	SOSの出し方に関する教育の実施	学校の場合においても、命の大切さを実感できる教育、命や暮らしの危機に直面した時に「誰に」「どのように」助けを求めればよいかを学ぶための教育を実施する。	・市内全中学校で実施。	・県内の未成年者の自殺死亡率が全国の中でも高い水準にあることから、未成年者の自殺対策が喫緊の課題である。	○	・引き続き、日常的に継続して取り組んでいく必要がある、	継続	学校教育課
IV 地域全体で子育てを支えます								
(1) 地域コミュニティの中で子どもを育む								
① 子育て家庭を応援する環境整備								
163	ファミリー・サポート・センター事業	安心、安全な活動となるための会員向け講習会の実施や地区別・全体の会員の交流会を開催する。新たに「特別な支援を必要としている子どもへの対応について」の講習会を開催する。	・新規会員向け講習会を2回開催 ・既会員向けフォローアップ講習会を1回開催 ・会員交流会を2回開催 ・広報「ほんわか通信」を2回発行	・依頼会員に比べ提供会員の数少なく会員確保が課題。 ・特別な支援を必要とする子どもとの関わり方についての研修も重要となっている。	○	・新規会員向け講習会や出張登録会を開催し、会員獲得に努める。 ・既会員向けフォローアップ講習会や会員交流会を開催し、会員の相互交流を図る。 ・広報「ほんわか通信」を2回発行する。	継続	子育て・子育て支援課
164	母親同士の預かり支援	子どもの送迎や託児を母親同士が頼り合う仕組みの構築	・R2年度にイベントで紹介ブースを設け、体験会を開催する予定だったが、コロナ禍の影響で中止となり、以降、実施に至っていない。	・子どもの送迎や託児を母親同士が行うことが妥当なのか改めて検討する必要がある。	△	本事業の実施可能性を検討するとともに、事業内容を妥当性・必要性を引き続き検討する。 ファミリーサポートセンター両方会員の増を含めた検討も必要。		子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
165	子育てサポーター 養成	子育て家庭の支援活動、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーターを養成する。 修了者は、子育て支援センター、児童館などのひろばや子育てサークルの活動の場などで子育て支援活動を行う。	・子育てサポーター養成講座 修了者16名 ・子育てサポーター活動者 47名 ・子育てサポーターの交流を行い、情報交換を行った。	・子育てサポーターの継続的な確保が課題。	○	・子育てサポーター養成講座の開催 ・子育て支援センター、子育てひろば等での子育て支援活動を行う。 ・サークル支援や子育て事業での活動を行う。	継続	子育て・子育て支援課
	多子世帯応援プレミアムパスポート事業	3人以上の子どもがいる世帯を対象に、ながの子育て家庭優待パスポートのサービスに加えて、更なるサービスを提供する多子世帯応援プレミアムパスポートを配布する。	・多子世帯にプレミアムパスポートを配布した。	・県との協働事業であり、引き続き実施する。	○	継続実施	継続	子育て・子育て支援課
	ながの子育て家庭優待パスポート事業	子育て世帯を対象に、県内外の協賛店舗で提示すると優待を受けることができる、ながの子育て家庭優待パスポート事業を長野県、ながの子ども・子育て応援県民会議と協同して実施する。	・子育て世帯・妊婦世帯に優待パスポートを配布した。	・県との協働事業であり、引き続き実施する。	○	継続実施	継続	子育て・子育て支援課
	青少年育成推進事業	地域の青少年育成推進担当者の人材育成と情報交換の場を設けることにより、分館活動等の充実と活性化を図る。	・市内公民館単位で分館役員等を対象に青少年育成市民会議・集い等を開催した。	・事業規模や実施時期を調整して事業を実施することができた。	○	・青少年育成の課題について、事業を進める担当者等が共通の課題意識を持ち、進めていくことができるようにする。 ・自治会・分館による青少年育成に関わる主体的な学習活動を支援するため「地域におけるこどもまんなか社会学習事業」を令和6年度から開始。	継続	生涯学習・文化財課
② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化								
169	子育て家族応援事業	・子育てしやすい環境をつくるため子育て中の家族を応援する事業を子育て支援団体、企業及び上田市が協働して実施するための組織を設置し、事業を実施する。 ・「わくわくファミリーフェスタ」等の親子イベントを開催する。	・未就園児家庭を対象とした、講座及びイベントを開催した。 ・コロナ禍の中自宅で親子で楽しめる工作キッドの配布を行った。 ・7月に「わくわくファミリーフェスタinアリオ上田」、10月に「わくわくファミリーフェスタ」を開催した。 ・子育て支援サークル支援について、連絡会、交流会を行った。	・実行委員会の組織の活性化。 ・2つの子育て支援団体が5年度末で解散したので、実行委員会の新たなあり方を今までの団体に新たな団体を加え協働で実施する。	○	・未就学児家庭を対象とした講座や「わくわくファミリーフェスタ」等の親子イベントをを新しい形で開催する。 ・子育てサークル支援として、連絡会・交流会を新しい形で開催する。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
170	子育て関連団体 との連携	子育て世帯が地域、社会の様々な 世代から助言・支援を受けることが できる環境づくりの推進や、身近な 地域全体で子育て家庭を支援でき るよう、関係機関のネットワークの強 化を図る。	・子育て支援センターにて、更生保 護女性会に活動いただいた。 ・「わくわくファミリーフェスタ」におい て、各専用ブースを設けたり、ボラン ティアとして運営に携わってもらっ た。	・子育てイベントや情報の周知を図 り、子育て家庭の支援につなげる必 要がある。	○	・子育てひろばでの活動やイベントなど への協力を依頼する。	継続	子育て・子 育ち支援 課
(2) 子育てしやすい環境の整備								
① 身近な公園・ひろば等の整備								
171	遊具のリニューア ル及び公園整備	公園施設長寿命化計画に基づき魅 力ある遊具の更新・改築を行い、子 育て世代が使いやすい公園へのリ ニューアルを図る。	公園施設長寿命化計画に基づき、 子育て世代が使いやすい公園への リニューアルを図るため、上田城跡 公園ほか5公園の遊具更新を実施し た。	公園施設長寿命化計画(第二期、令 和2年度策定、計画期間令和3年度 ～令和12年度)に基づき計画的に遊 具の更新を行っている。計画を進め ていくうえで財源の確保が必要にな る。	○	引き続き実施する。 染谷第一公園ほか	継続	都市計画 課
172	公園施設のリ ニューアル	身近な公園整備により、子育てのし やすい環境と充実、子育て世代が 使いやすい公園へのリニューアルを 図る。	神川公園ほか6公園の水飲み場、照 明灯、ベンチ等の更新を行い、子供 たちが安全で安心して利用できる施 設整備を実施した。	子育て環境の充実を望む要望が多 いなか、身近な公園整備を進めてい くうえで財源の確保が必要になる。	○	引き続き実施する。 北部公園ほか	継続	都市計画 課
② 良質な住宅の整備								
173	市営住宅「優先入 居枠制度」	住宅に困窮している低所得のひとり 親世帯に対しては、優先枠(抽選回 数または、倍率の優遇)での入居申 し込みを可能とする。	ひとり親世帯及び多子世帯に対し て、優先枠での入居申し込みを実施 市営住宅募集戸数:38戸 ①ひとり親世帯の状況 申込件数:28件 当選件数:9件 ②多子世帯の状況 申込件数:0件 当選件数:0件	募集戸数より申込者が多い団地に ついては、入居者の決定は抽選に よるため、一般枠の申込者より当選 確率は高くなるものの、ひとり親世 帯及び多子世帯の全申込者が当選 できるとは限らない。 なお、障がい者世帯及び高齢者世 帯等も優先枠での申込資格を有し ている。	○	優先入居枠制度によって、ひとり親世 帯及び多子世帯からの申し込み28件 中9件が市営住宅に当選した。 住宅に困窮している一定所得以下の ひとり親世帯及び多子世帯に対する優 先入居枠制度の継続実施	継続	住宅政策 課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
③ 安心して外出できる環境の整備								
174	赤ちゃんステーション事業	乳幼児を連れた保護者が、外出中に授乳やおむつ替えなどに立ち寄ることができるスペースの確保を行う。	・登録施設 74か所	・利用について広報やパンフレットなどで周知しているが、さらに利用につながるような情報提供が必要である。	○	・引き続き、登録施設の募集を行うとともに、広報等で周知を行い、利用促進を図る。	継続	子育て・子育て支援課
175	バリアフリー化推進事業	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。	・着工済 新施設(第五中学校) ・設計済 改修施設(東庁舎)	多目的トイレ(機能別トイレ)の設置に必要なスペースが十分に確保できないケースがある。(特に改修施設) 障がいの程度の違い、身体能力等の違いなどで必要とする施設機能が異なり、すべての人に配慮した設計を行うことが難しい。	○	ユニバーサルデザインに配慮した設計を行った。今後も引き続き取り組んでいく。	継続	建築課
176	バリアフリー化推進事業	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。	・歩道整備 L= 630m(完成) L=1,261m(整備中) ・路側帯カラー標示(通学路等) L=4,227m	令和5年度においても計画していた道路改良事業等により、歩道整備の進捗を図った。 また、地元要望等に基づき毎年実施している通学路や生活道路等の路側帯カラー標示設置工事についても、実施し安全対策を図った。 今後も高齢者や障がい者のみならず、誰でも使いやすく、安全に通行できる道路整備に努めていく必要がある。	○	市内で計画している幹線道路の改良事業は着実に進捗しており、安全な歩行空間の整備を図っている。 令和6年度計画は、以下のとおり。 ・歩道整備 L=259m ・路側帯カラー標示(通学路等) L=2,990m	継続	土木課
(3) 子どもを事故や犯罪から守る環境づくり								
① 子どもの交通安全の確保								
177	交通安全教室	幼児・児童等を対象とした交通安全教室を積極的に開催し、親子交通安全教室の開催時、保護者等に対する広報啓発に努め、チャイルドシートの着用の徹底を図る。	幼児・児童等を対象とした交通安全教室を110回実施した。	交通安全教育支援センター等の支援団体の協力を得て、交通安全教育資機材(模擬信号機等)を活用した実践的な方法により、年齢に応じた効果的な交通安全教育を推進した。	○	子どもの交通事故防止に資する事業であることから、今後も継続して実施する。	継続	市民参加・協働推進課
178	児童用ヘルメット配布	新入学児童用黄色ヘルメット・3年生児童用自転車ヘルメットを学校を通し該当する全児童に配布する。	・新入学児童用黄色ヘルメット1,160個、3年生児童用白色自転車ヘルメット1,260個を学校を通し該当する全児童に配布した。	児童の安心・安全に寄与する事業であることから、継続実施する。策定された第1次上田市交通安全計画にヘルメット事業の位置づけを行った。	○	新入学児童用黄色ヘルメット・3年生児童用白色自転車ヘルメットを学校を通し該当する全児童に配布する。	継続	学校教育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
② 子どもを犯罪等から守る活動								
179	防犯教室	保育園、幼稚園の園児を対象とした声かけ事案等の防犯教室を実施する。	園の要請により1回実施した。	こどもを対象とした犯罪が懸念されることから、機会をみて実施していく。	○	園の要請に応じて実施する。	継続	市民参加・協働推進課
180	防犯パトロール活動	青色回転灯を装着した防犯パトロール車を使用し、小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールを実施する。	青色回転灯パトロール車による巡回を79回実施した。	不審者の目撃が多い、下校時間帯に警戒を行うことにより、防犯効果が期待できることから、今後も継続して実施する必要がある。	○	毎週水曜日及び金曜日の下校時間帯(15～17時)に学校周辺の通学路を巡回し、不審者の発見のほか、児童や近隣住民に姿を見せる警戒を実施する。	継続	市民参加・協働推進課
181	防犯灯設置補助事業	自治会が行う防犯のために設置する道路灯の建設事業及び道路灯の電気料に対し補助金を交付する。	自治会の防犯灯設置事業(新設71基・更新79基・撤去35基)及び防犯灯の電気料金(16,672基分)に対して、補助金を交付した。	夜間における防犯対策に高い効果が得られる事業であり、自治会からの要望も数多く寄せられていることから、今後も継続して実施する。	○	今後も継続して実施する。 (6月14日付け定期送達で要望調査を実施、令和7年度予算を算定予定)	継続	市民参加・協働推進課
182	不審者情報のメール配信	上田市メール配信サービス内の生活安全情報として、警察からの情報提供に基づいた不審者情報をメール配信する。	上田市メール配信サービス内の生活安全情報として、警察からの情報提供に基づいた不審者情報を9回メール配信した。	不審者情報は、タイムリーな情報発信が必要であることから、今後も継続して実施する必要がある。	○	不審者情報は、期を逸さず、迅速な情報発信が必要であることから、今後も継続して実施する。	継続	市民参加・協働推進課
③ 子どもを事故から守る活動								
183	事故予防チェックリストの活用	4か月、1歳6か月、3歳児健診の健診票にある事故予防安全チェックリストを用いて、保健指導を実施する。	事故予防安全チェックリストで家庭の環境整備の確認と対策について保護者と共有、4か月児健診ではパンフレットを使用しながら具体的な指導を実施。	1歳6か月児、3歳児健診で「今までのケガや事故の有無」を確認し、事故予防安全チャックリストと合わせて保護者の認識を深めるための指導が必要。	○	継続実施。	継続	健康推進課
④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進								
184	環境浄化活動及びメディアリテラシー	自治会役員等の協力を得て、少年補導委員による店舗等における有害環境の実態把握と改善要望の実施を行う。 また、メディア接触によるトラブル防止のための啓発リーフレットを作成・配布する。	・7月から11月にかけて20班が環境チェック活動を実施 ・インターネットスマホ適正利用啓発リーフレットを、市内小中学校児童・生徒と保護者に向けて年度末に配布、啓発活動を実施	・長野県教育委員会「スマホ、タブレット、パソコン、ゲーム機等に関するアンケート」調査結果を活用してリーフレットを作成した。	○	・インターネットスマホ適正利用啓発について、幼少期の子を持つ保護者への電子メディアの影響に関する啓発、小中学生が自身で利用のルールを作る取り組み、フィルタリングの推進等を進めていく。	継続	生涯学習・文化財課
185	街頭補導活動	少年補導委員が街頭を見回り、青少年の健全育成が図られるよう、出会った少年たちに声かけ、励まし、注意を行う活動を行う。	・街頭補導を延べ264回実施 ・市街地等を重点的に巡回するセンター補導を6回実施	・コロナ禍のため、委員の研修等が実施できなかったため、開催方法を工夫して実施する必要がある。	○	・青少年を取り巻く状況変化に適応した機能的な補導活動を進める。	継続	生涯学習・文化財課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
186	地域とともにある 学校づくりの推進	地域の教育力を活用し、児童生徒 に多様な学習や体験の機会を提供 します。	・コーディネーター及び公民館職員 向けの基礎研修を個別に実施 ・学校支援プロジェクト会議の開催2 回 ・学校支援ボランティア交流会の開 催 74人参加 ・市内全小中学校の学校支援ボラン ティア活動を紹介する「地域ととも にある学校づくり」リーフレット(9,000 部)を作成、配布 ・学校支援ボランティア1,482人(保険 加入者数)	・新型コロナウイルス感染症の5類 移行に伴い、学校支援ボランティア の活動も再開されてきたなかで、学 校支援の関係者が学び合う機会とし て学校支援ボランティア交流会を 行った。 また、活動紹介のリーフレットの作 成・配布やホームページでの取組紹 介などにより周知・啓発を行った。 ・学校の実状や地域の特徴等により 取組状況は様々だが、それぞれの かたちで持続可能な体制ができるよ うに支援をしていく事が必要。	○	・持続可能な体制づくりのために、引き 続きコーディネーターやボランティアの 方の研修会や情報交換会等を実施す る。 ・学校支援ボラン ティア活動の推進のため、紙媒体や ホームページ等を活用し活動の取組を 周知していく。	継続	生涯学習・ 文化財課
Ⅴ 仕事と家庭が両立できる環境を整えます								
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進								
① 働き方の見直し								
187	男女共同参画事 業者表彰制度及 びワークライフバ ランス講座の開催	仕事と子育ての両立支援の環境づ くりなどの男女共同参画の推進に関 する取組を積極的に行っている事業 者を表彰する。また、ワークライフバ ランス講座を開催し、広く一般に啓 発する。	令和5年度事業者表彰の募集を9月 から11月まで実施。応募者に対して 男女共同参画推進委員会による審 議を経て3月に表彰式を実施(株)地 元カンパニー、東京精電(株)、(株)花屋 ホテル)。	広報うえだ、市のホームページ掲 載、また受賞した事業所の紹介チラ シを作成し就職説明会等で配布、取 組内容を紹介。 市内で男女共同参画の推進に関す る取組を行っている事業者を発掘 し、表彰制度に応募してくれるよう促 していく。	○	引き続き実施。 事業者表彰受賞者の取組内容につい ては、市民のみならず市内事業者にも 広く周知していく。 関係機関と連携し、仕事と子育ての両 立支援のための環境づくりなど、男女 共同参画の推進に取組んでいる事業 者に対し、事業者表彰制度について周 知していく。	継続	人権共生 課
② 多様な保育サービスの充実								
188	【再掲】 延長保育事業 休日保育事業 一時預かり事業	保護者の多様なニーズに対応した 保育サービスの実施	・延長保育、休日保育については、 現状の保育サービスの提供体制を 維持した。 ・一時預かりについては、補助事業 を実施し、保護者の費用負担の軽 減を図った。	保護者の就労形態の多様化に伴 い、ニーズも多様化しており、さらな る充実を図るためには、より多くの 保育士を確保する必要がある。 一方で、増大している3歳未満児の 保育需要に対応するために、一時 預かりの実施園の集約等を行った。	○	各事業の需要に応じた保育サービスを 提供するための体制を引き続き整備す る。	継続	保育課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
189	【再掲】 病児・病後児保育 事業	病気療養中または病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に預かりを行う。	・各病児保育センター年間243日開所 ・登録者1,297人、延利用者1,086人	病児保育センターを2か所開設し、地域性や施設の特徴を子育て世帯に周知を図り、利用促進に繋げる。	○	・継続して実施する。 ・子育て世帯へ事業の周知を図り、利用促進に繋げる。	継続	子育て・子育て支援課
	【再掲】 育休時の継続入 所	保育が必要と認められる場合における育児休業中の継続入所を行う。	保育が必要と認められる場合は、育児休業中の継続入所を実施した。	未満児の入所希望が多い中でも、児童福祉の観点から必要と認められる場合については、継続できるような体制の整備が必要。	○	引き続き保育が必要と認められる場合は、育児休業中の継続入所を実施する。	継続	保育課
③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備								
191	出前講座等の開催	出前講座を開催し、男女共同参画社会の実現に向けた理解促進や啓発活動の実施。	塩田地区の6会場で「女性の人権」について出前講座を実施した。	自治会、団体等の求めに応じて男女共同参画に関する出前講座を実施する。	○	引き続き出前講座等を実施する。(通年)	継続	人権共生課
④ 出産・育児後の職場復帰支援等								
192	就職に向けた相談やスキルアップ等事業	専門のコーディネーターによる就職相談、就職に向けたスキルアップ(パソコン)セミナーや仕事の探し方講座の開催により、子育て等により離職した女性の再就職支援に取り組む。	・就労サポートセンターにおいて、雇用促進コーディネーターによる相談対応を行った。 相談件数(随時、138件) ・再就職支援セミナー パソコンセミナー(24回、136人) 仕事の探し方講座(12回、164人)	・就労サポートセンターでは、様々な相談に対応し、伴走型の支援を実施した。 【課題】 働き方が変化する中で、時代の変化に沿ったセミナー内容の検討が必要である。	○	・各種相談に対応したほか、各種セミナーの実施により再就職支援を実施した。 就労サポートセンターによる相談(随時) ・パソコンセミナー、仕事の探し方講座とも前年通り実施の予定。 パソコンセミナー24回 仕事の探し方講座12回	継続	地域雇用推進課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
193	【再掲】男女共同 参画事業者表彰 制度及びワークラ イフバランス講座 の開催	仕事と子育ての両立支援の環境づくりなどの男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者を表彰する。また、ワークライフバランス講座を開催し、広く一般に啓発する。	令和5年度事業者表彰の募集を9月から11月まで実施。応募者に対して男女共同参画推進委員会による審議を経て3月に表彰式を実施(株)地元カンパニー、東京精電(株)、(株)花屋ホテル)。	広報うえだ、市のホームページ掲載、また受賞した事業所の紹介チラシを作成し就職説明会等で配布、取組内容を紹介。 市内で男女共同参画の推進に関する取組を行っている事業者を発掘し、表彰制度に応募してくれるよう促していく。	○	引き続き実施。 事業者表彰受賞者の取組内容については、市民のみならず市内事業者にも広く周知していく。 関係機関と連携し、仕事と子育ての両立支援のための環境づくりなど、男女共同参画の推進に取組んでいる事業者に対し、事業者表彰制度について周知していく。	継続	人権共生課
⑤ 父親への子育てへの参加の促進								
194	父親向けワークラ イフバランス講座 の開催	家事、育児、介護の負担は女性に偏る傾向があるため、男性対象の講座を開催し、固定的性別役割分担意識解消できるよう啓発していく。	講座の参加者を男性を対象とした料理、家事講座を実施。(参加者15人)	男女共同参画社会の実現には、家事・育児・介護等の家庭生活において男性のかかわり方が重要で男性の意識改革が必要。 父親の家庭の中での役割分担として、まだまだ手伝いという意識が強いように思われる。そのため自発的に進んで家事・育児を行えるような意識づくりが必要。	○	男性が参加しやすいよう、日時、内容等検討する必要がある。 親子で参加できる講座も検討していく。	継続	人権共生課
195	父親の育児参加 支援事業 (子育て家族応援 事業)	父親の子育て参加支援事業「パパカレッジ上田」を子育て家族応援実行委員会に委託し、実施する。 父親の家事・育児参加の輪を広げる事業を行う。その中での企画・運営については参加する父親が行う。	・父親の育児、家事、家庭との関わり及び親子交流に関する講座を8回開催し、188人が参加した。	・実行委員会の組織の活性化。 ・育児に関心を持ち、子育て参加ができるように事業の周知を行う必要がある。	○	・父親が育児に関心を持ち、子育て参加ができるような講座及び講演会を開催し、父親の育児、家事参加を促進するとともに、父親同士の仲間づくりの場を提供する。	継続	子育て・子育て支援課

基本 目標 施策	事業名等	内 容	令和5年度 実施状況	これまでの事業の総括 及び課題	評価	評価内容及び 今後の方針 (令和6年度計画)	新規 拡充 継続	担当課
(2) 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発								
① 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発								
196	上田市男女共同参画推進事業者表彰□	仕事と子育ての両立支援の環境づくりなどの男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている個人、又は法人、非営利団体、自治会、PTA等各種団体の事業者を表彰する。	令和5年度事業者表彰の募集を9月から11月まで実施。応募者に対して男女共同参画推進委員会による審議を経て3月に表彰式を実施(株)地元カンパニー、東京精電(株)、(株)花屋ホテル)。	広報うえだ、市のホームページ掲載、また受賞した事業所の紹介チラシを作成し就職説明会等で配布、取組内容を紹介。 市内で男女共同参画の推進に関する取組を行っている事業者を発掘し、表彰制度に応募してくれるよう促していく。	○	引き続き実施。 事業者表彰受賞者の取組内容については、市民のみならず市内事業者にも広く周知していく。 関係機関と連携し、仕事と子育ての両立支援のための環境づくりなど、男女共同参画の推進に取組んでいる事業者に対し、事業者表彰制度について周知していく。	継続	人権共生課
197	男女共同参画推進事業□	男女共同参画推進には、男女の性別にかかわらず、ひとりひとりの能力が発揮できるようにするための意識の啓発や教育の充実を図る。	・乳幼児から思春期の子を持つ保護者を対象に親から伝えるための性教育講座を実施。 ・中学3年生を対象としたデートDV予防のためのパンフレットを配布した。	固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消には、子どもの頃から男女平等の意識をしっかりと学ぶことが重要。子どもたちが一番身近に接する家庭や先生方への啓発も必要。	○	「うえだカラフルプラン(第4次上田市男女共同参画計画)」に基づき、関係課と連携を図り、事業の推進を行う。 年齢に応じた性教育を実施。	継続	人権共生課
198	ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動	男女が仕事、家庭及び地域などの活動に参画できるように、働きやすい環境の整備をするためワークライフバランスを推進する必要がある。	家庭と仕事の両立が可能な制度の導入等、積極的な取組を行っているこれまでの事業者表彰を長野大学と協働で「男女共同参画推進事業者表彰事例集」を作成した。	女性も男性も育児・介護休業を取ることが当たり前となるよう、利用促進に向け、制度の周知や、取りたい人が取得しやすくなるよう周囲の理解及び環境の整備が必要。	○	関係課等と連携を取りながら、事業所への制度周知、利用促進の啓発を実施。	継続	人権共生課
② 企業による子育て支援の取組の促進								
199	「ワーク・ライフ・バランス」「働き方改革」推進のための啓発活動	ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努める。	・市ホームページ掲載、勤労者福祉センターでのポスター掲示・チラシ配布、事業所訪問時のチラシ配布など制度の周知・啓発	概ね計画通り実施ができた。 【課題】効果の検証が困難	○	・市ホームページ掲載、勤労者福祉センターでのポスター掲示・チラシ配布、事業所訪問時のチラシ配布など制度の周知・啓発	継続	地域雇用推進課

量の見込み及び確保の方策に係る令和5年度の実績

資料 3

1 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

〈認定区分と提供施設〉

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園 小規模保育等

● 1号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	989	949	938	921	911
	1号認定	716	685	688	670	660
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	273	264	250	251	251
	確保の内容(人) [B]	1,008	966	954	936	926
	特定教育・保育施設(※)	127	127	127	127	127
	確認を受けない幼稚園(※)	881	839	827	809	799
	過不足 [B]－[A]	19	17	16	15	15
実績	確保の内容(人) [C]	1,042	1,026	993	935	
	特定教育・保育施設(※)	131	124	140	342	
	確認を受けない幼稚園(※)	911	902	853	593	
	過不足 [C]－[A]	53	77	55	14	

※ 特定教育・保育施設
由町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所が該当）

※ 確認を受けない幼稚園
幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれ、新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」（私学助成、就園奨励費補助の対象）

【丸子地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	60	61	60	60	61
	1号認定	29	31	32	32	33
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	31	30	28	28	28
	確保の内容(人) [B]	60	61	60	60	61
	特定教育・保育施設	45	46	45	45	46
	確認を受けない幼稚園	15	15	15	15	15
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	49	30	26	20	
	特定教育・保育施設	47	30	26	20	
	確認を受けない幼稚園	2	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 11	▲ 31	▲ 34	▲ 40	

【真田地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	43	42	43	43	43
	1号認定	23	22	22	23	24
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	20	20	21	20	19
	確保の内容(人) [B]	43	42	43	43	43
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	43	42	43	43	43
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	61	64	52	51	
	特定教育・保育施設	0	0	0	51	
	確認を受けない幼稚園	61	64	52	0	
	過不足 [C]－[A]	18	22	9	8	

【武石地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	19	17	16	15	15
	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	19	17	16	15	15
	確保の内容(人) [B]	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 19	▲ 17	▲ 16	▲ 15	▲ 15
実績	確保の内容(人) [C]	0	0	0	0	
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 19	▲ 17	▲ 16	▲ 15	

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	1,111	1,069	1,057	1,039	1,030
	1号認定	768	738	742	725	717
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	343	331	315	314	313
	確保の内容(人) [B]	1,111	1,069	1,057	1,039	1,030
	特定教育・保育施設	172	173	172	172	173
	確認を受けない幼稚園	939	896	885	867	857
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	1,152	1,120	1,071	1,006	
	特定教育・保育施設	178	154	166	413	
	確認を受けない幼稚園	974	966	905	593	
	過不足 [C]－[A]	41	51	14	▲ 33	

● 2号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
	確保の内容(人) [B]	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
	特定教育・保育施設	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	1,900	1,842	1,784	1,749	
	特定教育・保育施設	1,856	1,816	1,759	1,725	
	認可外保育施設	44	26	25	24	
	過不足 [C]－[A]	▲ 36	▲ 33	30	▲ 17	

【丸子地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	331	320	300	302	301
	確保の内容(人) [B]	331	320	300	302	301
	特定教育・保育施設	331	320	300	302	301
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	354	352	336	325	
	特定教育・保育施設	354	352	336	325	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	23	32	36	23	

【真田地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	165	160	150	151	150
	確保の内容(人) [B]	165	160	150	151	150
	特定教育・保育施設	165	160	150	151	150
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	165	154	140	123	
	特定教育・保育施設	165	154	140	123	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	0	▲ 6	▲ 10	▲ 28	

【武石地域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	66	64	60	61	60
	確保の内容(人) [B]	66	64	60	61	60
	特定教育・保育施設	66	64	60	61	60
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	55	48	50	41	
	特定教育・保育施設	55	48	50	41	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 11	▲ 16	▲ 10	▲ 20	

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
	確保の内容(人) [B]	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
	特定教育・保育施設	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	2,474	2,396	2,310	2,238	
	特定教育・保育施設	2,430	2,370	2,285	2,214	
	認可外保育施設	44	26	25	24	
	過不足 [C]－[A]	▲ 24	▲ 23	46	▲ 42	

● 3号認定(0～2歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】(0歳児)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	228	227	226	222	219
	確保の内容(人) [B]	228	227	226	222	219
	特定教育・保育施設	210	209	213	209	206
	特定地域型保育事業所(※)	13	13	13	13	13
	認可外保育施設	5	5	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	221	218	247	250	
	特定教育・保育施設	211	196	228	228	
	特定地域型保育事業所(※)	10	22	19	22	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 7	▲ 9	21	28	

※ 特定地域型保育事業所

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業所

- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

【丸子地域】(0歳児)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	40	40	40	40	40
	確保の内容(人) [B]	40	40	40	40	40
	特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
	特定地域型保育事業所	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	30	27	38	40	
	特定教育・保育施設	30	26	38	40	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	1	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 10	▲ 13	▲ 2	0	

【真田地域】(0歳児)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	13	13	13	13	13
	確保の内容(人) [B]	13	13	13	13	13
	特定教育・保育施設	13	13	13	13	13
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	12	8	15	12	
	特定教育・保育施設	12	8	14	12	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	1	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 1	▲ 5	2	▲ 1	

【武石地域】(0歳児)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	4	4	4	4	4
	確保の内容(人) [B]	4	4	4	4	4
	特定教育・保育施設	4	4	4	4	4
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	4	7	5	4	
	特定教育・保育施設	4	7	5	4	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	0	3	1	0	

【市全域】(0歳児)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	285	284	283	279	276
	確保の内容(人) [B]	285	284	283	279	276
	特定教育・保育施設	265	264	268	264	261
	特定地域型保育事業所	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	5	5	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	267	260	305	306	
	特定教育・保育施設	257	237	285	284	
	特定地域型保育事業所	10	22	19	22	
	認可外保育施設	0	1	1	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 18	▲ 24	22	27	

※ 量の見込み(実績)は306人(計画値を27人上回ったが、既存施設において全量確保)。

【上田地域】1～2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	916	918	932	923	911
	確保の内容(人) [B]	916	918	932	923	911
	特定教育・保育施設	884	886	900	900	888
	特定地域型保育事業所	23	23	23	23	23
	認可外保育施設	9	9	9	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	832	896	868	869	
	特定教育・保育施設	804	839	797	799	
	特定地域型保育事業所	24	57	66	66	
	認可外保育施設	4	0	5	4	
	過不足 [C]－[A]	▲ 84	▲ 22	▲ 64	▲ 54	

【丸子地域】 1～2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	145	146	148	146	144
	確保の内容(人) [B]	145	146	148	146	144
	特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
	特定地域型保育事業所	10	10	10	10	10
	認可外保育施設	5	6	8	6	4
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	134	143	137	149	
	特定教育・保育施設	133	142	136	149	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	1	1	1	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 11	▲ 3	▲ 11	3	

【真田地域】 1～2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	60	58	54	53	51
	確保の内容(人) [B]	60	58	54	53	51
	特定教育・保育施設	60	58	54	53	51
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	47	70	58	71	
	特定教育・保育施設	47	70	57	69	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	1	2	
	過不足 [C]－[A]	▲ 13	12	4	18	

【武石地域】 1～2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	17	16	16	16	15
	確保の内容(人) [B]	17	16	16	16	15
	特定教育・保育施設	17	16	16	16	15
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	18	14	15	22	
	特定教育・保育施設	18	14	15	22	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	1	▲ 2	▲ 1	6	

【市全域】 1～2歳児

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	1,138	1,138	1,150	1,138	1,121
	確保の内容(人) [B]	1,138	1,138	1,150	1,138	1,121
	特定教育・保育施設	1,091	1,090	1,100	1,099	1,084
	特定地域型保育事業所	33	33	33	33	33
	認可外保育施設	14	15	17	6	4
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(人) [C]	1,031	1,123	1,078	1,111	
	特定教育・保育施設	1,002	1,065	1,005	1,039	
	特定地域型保育事業所	24	57	66	66	
	認可外保育施設	5	1	7	6	
	過不足 [C]－[A]	▲ 107	▲ 15	▲ 72	▲ 27	

2 地域子ども・子育て支援事業

● 利用者支援事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(か所)[C]	1	1	1	1	
	過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	

● 地域子育て支援拠点事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ利用回数)[A]	85,043	83,225	81,407	79,588	77,770
	確保の内容(延べ利用回数)[B]	85,043	83,225	81,407	79,588	77,770
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ利用回数)[C]	48,206	47,902	49,718	74,378	
	過不足 [C]－[A]	▲ 36,837	▲ 35,323	▲ 31,689	▲ 5,210	

● 妊婦健康診査

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(受診人数)	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
	量の見込み(受診回数)[A]	14,966	14,798	14,630	11,663	11,663
	確保の内容(受診回数)[B]	14,966	14,798	14,630	11,663	11,663
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(受診回数)[C]	10,206	11,663	10,264	10,029	
	過不足 [C]－[A]	▲ 4,760	▲ 3,135	▲ 4,366	▲ 1,634	

● 乳児家庭全戸訪問事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(訪問回数)[A]	1,069	1,057	1,045	956	956
	確保の内容(訪問回数)[B]	1,069	1,057	1,045	956	956
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(訪問回数)[C]	942	956	919	868	
	過不足 [C]－[A]	▲ 127	▲ 101	▲ 126	▲ 88	

● 養育支援訪問事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(訪問家庭数)	174	172	170	167	164
	量の見込み(訪問回数)[A]	1,394	1,378	1,363	2,500	2,500
	確保の内容(訪問回数)[B]	1,394	1,378	1,363	2,500	2,500
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(訪問回数)[C]	2,084	2,580	2,284	2,621	
	過不足 [C]－[A]	690	1,202	921	121	

● 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	43	42	41	66	66
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	43	42	41	66	66
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ利用日数)[C]	50	83	87	156	
	過不足 [C]－[A]	7	41	46	90	

● ファミリー・サポート・センター事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	1,770	1,778	1,761	1,743	1,726
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	1,770	1,778	1,761	1,743	1,726
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ利用日数)[C]	1,744	1,508	1,801	1,788	
	過不足 [C]－[A]	▲ 26	▲ 270	40	45	

● 一時預かり事業

【 一時預かり事業(幼稚園型) 】

【 上田全域 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	22,665	21,865	20,697	20,807	20,768
	確保の内容(延べ人数)[B]	23,644	22,756	21,536	21,611	21,572
	過不足 [B]－[A]	979	891	839	804	804
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	38,005	31,173	36,154	37,950	
	過不足 [C]－[A]	15,340	9,308	15,457	17,143	

【 丸子全域 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	13,919	13,368	12,726	12,542	12,420
	確保の内容(延べ人数)[B]	13,919	13,368	12,726	12,542	12,420
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	184	125	86	85	
	過不足 [C]－[A]	▲ 13,735	▲ 13,243	▲ 12,640	▲ 12,457	

【 真田全域 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	2,241	2,241	2,241	2,241	2,241
	確保の内容(延べ人数)[B]	2,241	2,241	2,241	2,241	2,241
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	2,802	3,168	2,662	2,596	
	過不足 [C]－[A]	561	927	421	355	

【 武石全域 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	979	891	839	804	804
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 979	▲ 891	▲ 839	▲ 804	▲ 804
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 979	▲ 891	▲ 839	▲ 804	

【 市全域 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	39,804	38,365	36,503	36,394	36,233
	確保の内容(延べ人数)[B]	39,804	38,365	36,503	36,394	36,233
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	40,991	34,466	38,902	40,631	
	過不足 [C]－[A]	1,187	▲ 3,899	2,399	4,237	

【一時預かり事業(幼稚園型以外)】

【上田全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	5,225	5,122	4,998	4,982	4,941
	確保の内容(延べ人数)[B]	5,225	5,122	4,998	4,982	4,941
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	4,532	4,551	4,124	4,313	
	過不足 [C]－[A]	▲ 693	▲ 571	▲ 874	▲ 669	

【丸子全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	961	937	916	900	889
	確保の内容(延べ人数)[B]	961	937	916	900	889
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	722	782	762	1,133	
	過不足 [C]－[A]	▲ 239	▲ 155	▲ 154	233	

【真田全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	434	431	423	412	398
	確保の内容(延べ人数)[B]	434	431	423	412	398
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	357	366	156	226	
	過不足 [C]－[A]	▲ 77	▲ 65	▲ 267	▲ 186	

【武石全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	93	86	84	80	78
	確保の内容(延べ人数)[B]	93	86	84	80	78
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	294	144	65	26	
	過不足 [C]－[A]	201	58	▲ 19	▲ 54	

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	6,713	6,576	6,421	6,374	6,306
	確保の内容(延べ人数)[B]	6,713	6,576	6,421	6,374	6,306
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	5,905	5,843	5,107	5,698	
	過不足 [C]－[A]	▲ 808	▲ 733	▲ 1,314	▲ 676	

● 延長保育・休日保育事業

【 上田地域 】

○延長保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	25,157	24,369	22,794	22,952	22,863
	確保の内容(延べ人数)[B]	25,157	24,369	22,794	22,952	22,863
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	23,310	21,991	20,747	26,561	
	過不足 [C]－[A]	▲ 1,847	▲ 2,378	▲ 2,047	3,609	

○休日保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	486	476	464	463	459
	確保の内容(延べ人数)[B]	609	597	582	580	575
	過不足 [B]－[A]	123	121	118	117	116
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	602	576	336	392	
	過不足 [C]－[A]	116	100	▲ 128	▲ 71	

【 丸子地域 】

○延長保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	1,594	1,544	1,444	1,454	1,449
	確保の内容(延べ人数)[B]	1,594	1,544	1,444	1,454	1,449
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	1,499	1,336	1,391	1,392	
	過不足 [C]－[A]	▲ 95	▲ 208	▲ 53	▲ 62	

○休日保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	121	119	116	116	115
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 121	▲ 119	▲ 116	▲ 116	▲ 115
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 121	▲ 119	▲ 116	▲ 116	

【 真田地域 】

○延長保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	749	726	679	684	681
	確保の内容(延べ人数)[B]	749	726	679	684	681
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	521	598	507	471	
	過不足 [C]－[A]	▲ 228	▲ 128	▲ 172	▲ 213	

○休日保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	2	2	2	1	1
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 1	▲ 1
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 1	

【 武石地域 】

○延長保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	259	251	235	236	235
	確保の内容(延べ人数)[B]	259	251	235	236	235
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	145	116	137	99	
	過不足 [C]－[A]	▲ 114	▲ 135	▲ 98	▲ 137	

○休日保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	0	0	0	0	0
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	0	0	0	0	
	過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	

【市全域】

○延長保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	27,759	26,890	25,152	25,326	25,228
	確保の内容(延べ人数)[B]	27,759	26,890	25,152	25,326	25,228
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	25,475	24,041	22,782	28,523	
	過不足 [C]－[A]	▲ 2,284	▲ 2,849	▲ 2,370	3,197	

○休日保育

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	609	597	582	580	575
	確保の内容(延べ人数)[B]	602	597	582	580	575
	過不足 [B]－[A]	▲ 7	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ人数)[C]	602	576	336	392	
	過不足 [C]－[A]	▲ 7	▲ 21	▲ 246	▲ 188	

● 病児・病後児保育事業

【市全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	824	810	799	785	772
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	824	810	799	785	772
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
実績	確保の内容(延べ利用日数)[C]	441	686	1,055	1,086	
	過不足 [C]－[A]	▲ 383	▲ 124	256	301	

● 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

学校	区分等		事業計画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清明小	事業計画	量の見込み[A]	68	73	78	82	87
		確保の内容[B]	68	73	78	82	87
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	68	73	78	82	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
東小	事業計画	量の見込み[A]	148	162	175	188	201
		確保の内容[B]	148	160	160	188	201
		過不足 [B]－[A]	0	▲ 2	▲ 15	0	0
	実績	確保の内容[C]	148	160	160	160	
		過不足 [C]－[A]	0	▲ 2	▲ 15	▲ 28	
西小	事業計画	量の見込み[A]	83	92	101	109	118
		確保の内容[B]	80	80	80	80	118
		過不足 [B]－[A]	▲ 3	▲ 12	▲ 21	▲ 29	0
	実績	確保の内容[C]	80	80	80	80	
		過不足 [C]－[A]	▲ 3	▲ 12	▲ 21	▲ 29	
北小	事業計画	量の見込み[A]	47	49	51	53	55
		確保の内容[B]	47	49	51	53	55
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	47	49	51	53	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
城下小	事業計画	量の見込み[A]	67	69	71	74	76
		確保の内容[B]	67	69	71	74	76
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	67	69	71	74	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
塩尻小	事業計画	量の見込み[A]	60	65	70	76	81
		確保の内容[B]	60	65	65	76	81
		過不足 [B]－[A]	0	0	▲ 5	0	0
	実績	確保の内容[C]	60	65	65	76	
		過不足 [C]－[A]	0	0	▲ 5	0	
川辺小	事業計画	量の見込み[A]	116	117	118	119	120
		確保の内容[B]	116	117	118	118	120
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	▲ 1	0
	実績	確保の内容[C]	116	117	118	119	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
神川小	事業計画	量の見込み[A]	93	102	112	121	131
		確保の内容[B]	90	90	112	121	131
		過不足 [B]－[A]	▲ 3	▲ 12	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	90	90	90	90	
		過不足 [C]－[A]	▲ 3	▲ 12	▲ 22	▲ 31	

学校	区分等		事業計画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神科小	事業計画	量の見込み[A]	74	77	80	82	85
		確保の内容[B]	74	77	80	82	85
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	74	77	80	82	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
豊殿小	事業計画	量の見込み[A]	58	62	66	69	73
		確保の内容[B]	58	62	65	65	73
		過不足 [B]－[A]	0	0	▲ 1	▲ 4	0
	実績	確保の内容[C]	58	62	65	65	
		過不足 [C]－[A]	0	0	▲ 1	▲ 4	
東塩田小	事業計画	量の見込み[A]	35	38	41	44	47
		確保の内容[B]	35	38	41	44	47
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	30	30	30	30	
		過不足 [C]－[A]	▲ 5	▲ 8	▲ 11	▲ 14	
中塩田小	事業計画	量の見込み[A]	100	107	114	122	129
		確保の内容[B]	100	107	110	122	129
		過不足 [B]－[A]	0	0	▲ 4	0	0
	実績	確保の内容[C]	100	107	110	110	
		過不足 [C]－[A]	0	0	▲ 4	▲ 12	
塩田西小	事業計画	量の見込み[A]	37	40	43	45	48
		確保の内容[B]	37	40	43	45	48
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	37	40	43	45	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
浦里小	事業計画	量の見込み[A]	11	11	11	11	11
		確保の内容[B]	11	11	11	11	11
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	11	11	11	11	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
川西小	事業計画	量の見込み[A]	63	67	71	74	78
		確保の内容[B]	45	67	71	74	78
		過不足 [B]－[A]	▲ 18	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	45	45	45	45	
		過不足 [C]－[A]	▲ 18	▲ 22	▲ 26	▲ 29	
南小	事業計画	量の見込み[A]	76	80	84	88	92
		確保の内容[B]	76	80	80	88	92
		過不足 [B]－[A]	0	0	▲ 4	0	0
	実績	確保の内容[C]	76	80	80	80	
		過不足 [C]－[A]	0	0	▲ 4	▲ 8	

学校	区分等		事業計画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丸子中央	事業計画	量の見込み[A]	76	80	83	86	89
		確保の内容[B]	76	80	83	86	89
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	76	80	83	86	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
西内小	事業計画	量の見込み[A]	6	6	6	6	6
		確保の内容[B]	6	6	6	6	6
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	6	6	6	6	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
丸子北小	事業計画	量の見込み[A]	78	85	92	98	105
		確保の内容[B]	78	85	90	90	105
		過不足 [B]－[A]	0	0	▲ 2	▲ 8	0
	実績	確保の内容[C]	78	85	90	90	
		過不足 [C]－[A]	0	0	▲ 2	▲ 8	
塩川小	事業計画	量の見込み[A]	37	39	41	43	45
		確保の内容[B]	35	35	35	43	45
		過不足 [B]－[A]	▲ 2	▲ 4	▲ 6	0	0
	実績	確保の内容[C]	35	35	35	35	
		過不足 [C]－[A]	▲ 2	▲ 4	▲ 6	▲ 8	
菅平小	事業計画	量の見込み[A]	13	14	15	17	18
		確保の内容[B]	13	14	15	17	18
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	13	14	15	17	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
長小	事業計画	量の見込み[A]	17	17	18	19	19
		確保の内容[B]	17	17	18	19	19
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	17	17	18	19	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
傍陽小	事業計画	量の見込み[A]	23	25	27	29	31
		確保の内容[B]	23	25	27	29	31
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	23	25	27	29	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
本原小	事業計画	量の見込み[A]	53	54	56	57	59
		確保の内容[B]	52	52	52	57	59
		過不足 [B]－[A]	▲ 1	▲ 2	▲ 4	0	0
	実績	確保の内容[C]	52	52	52	52	
		過不足 [C]－[A]	▲ 1	▲ 2	▲ 4	▲ 5	

学校	区分等		事業計画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
武石小	事業計画	量の見込み[A]	36	38	40	42	44
		確保の内容[B]	36	38	40	42	44
		過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0
	実績	確保の内容[C]	36	38	40	42	
		過不足 [C]－[A]	0	0	0	0	
市全体	事業計画	量の見込み[A]	1,475	1,569	1,664	1,754	1,848
		確保の内容[B]	1,448	1,537	1,602	1,712	1,848
		過不足 [B]－[A]	▲ 27	▲ 32	▲ 62	▲ 42	0
	実績	確保の内容[C]	1,443	1,507	1,543	1,578	
		過不足 [C]－[A]	▲ 32	▲ 62	▲ 121	▲ 176	

前回（第 2 回）部会 会議概要

会議名：令和 6 年度 第 2 回 上田市子ども・子育て会議 部会
日 時：令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場 所：【保 育 ・ 教 育 部 会】健康プラザうえだ 2 階 第一会議室
【放課後児童対策部会】健康プラザうえだ 2 階 食育ルーム
【子育て支援事業部会】健康プラザうえだ 2 階 多目的ホール

【保育・教育部会】

1 検討部会検討事項について

- ・ 質問・意見等なし

2 区域の設定について

- ・ 市民としては、合併前の区域に馴染みがあり、事務局提案の区域設定は妥当。
- ・ 4 区域（上田・丸子・真田・武石）に決定する。

3 その他

○ 一時預かり事業について

- ・ 公立園における一時預かり事業実施園を集約したことにより、希望の園に空きがなく、他の園を利用せざるを得ない状況が生じていないか。
- ・ 保護者のリフレッシュ等のための事業で利用者が多いため、空き状況を SNS 等で確認できる仕組みや、実施園の配置状況により受入れができなかった場合の理由を分析するなど、必要量等について検討が必要。
- ・ 一時預かりのサービスと通常の保育サービスが別事業となっており、実施する側として事業費の算出等事務負担が大きい。今後、保育士不足の中で「こども誰でも通園制度」を含めて、サービスの拡充が可能であるかという問題もある。

○ 障がい児支援について

- ・ 地域外の保育園に通園しているが場合も多いため、地元小学校への入学をスムーズに進められるよう支援が必要。

【放課後児童対策部会】

1 検討部会検討事項について

- ・ 質問・意見なし

2 区域の設定について

- ・ 事務局提案の区域設定に決定する。

3 その他

○ 受け皿の混在や利用料について

・児童館・児童センター・児童クラブ・学童保育所が混在し、施設の違いや内容が見えにくく、それぞれの機能が十分活用できていない。また、それぞれ利用料が異なり、世帯の所得に応じた費用負担に変更するなど検討を要する。

○ 需要量等について

・定員が超過している状況でハード整備が必要。長期休暇のみの利用者も一定数あり、対応の検討を要している。なお、ハード整備とともにソフト面の充足も重要である。

【子育て支援事業部会】

1 検討部会検討事項について

・事務局から説明、質問・意見なし

2 区域の設定について

・事務局提案の区域設定に決定する。

3 その他

○ 医療の現状について

・産後支援は充実してきているが、妊婦健診の待ち時間が長く、母親のメンタル等にも悪影響を及ぼすと思われる。

・分娩施設が少なく、なかなか改善されていない状況にあるので、先進的な他自治体の取組を参考にされたい。

○ ファミリー・サポートセンター事業について

・現行の利用料金では賃金面から見ても厳しく思え、子どもを預かるという責任のある中で、当該利用料金では提供会員不足に繋がる懸念もある。

・共働き世帯が増え需要が高まり、60歳以上の会員が一人で何件も抱えているなど、今後の事業継続を懸念する。また預かりに配慮が必要な子もいるなど、民間力の活用が必要になってきている。

○ 子育て世帯訪問支援事業について

・「やどかりハウス」と連携するなど、民間力を活用することについて検討を要する。

○ 子育て支援センターについて

・コロナ禍前は中央子育て支援センターでは昼食可であったが、現在は不可となっており、友達と一緒に食事をする経験をさせたい等の意見もあるので検討されたい。

「上田市子ども計画」策定について

「こども基本法(第10条)」において、都道府県及び市町村は、こども大綱を勘案した「自治体こども計画(都道府県こども計画、市町村こども計画)」の策定について努力義務を課しており、「自治体こども計画」は、関係法令に基づく計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画等)と一体化して策定することができ、又、関係法令に基づく施策(少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律)を含むものとされています。

「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」は、関係法令に基づく計画を一体化しており、これまで計画に基づいた様々な施策に取り組んできていることから、次期「第3次同計画」においてもこれを踏襲して、関係法令に基づく計画を一体化するとともに、関係法令に基づく施策も包含させた「上田市こども計画」として策定し、更なる幅広い子育て支援施策に取り組んでまいります。

こども基本法

こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本事項を定めた包括的な法律。地方公共団体の責務及び義務の定め等も明記。

こども大綱(国)

これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を束ね、こども大綱に一元化し、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針や重要事項を定めた。

勘案

勘案

勘案

都道府県こども計画

市町村こども計画

『都道府県こども計画』及び『市町村こども計画』は「子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)」 「子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)」 「都道府県・市町村行動計画(次世代育成支援行動計画第8条)」 「子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)」等を一体として策定できる。

長野県こども計画
長野県子ども・若者支援総合計画

勘案

上田市こども計画
第3次上田市子ども・子育て支援事業計画

勘案

こども大綱(国)

※第2次上田市子ども・子育て支援事業計画

関係法令に
基づく施策(※)

子どもの貧困
対策計画

子ども・子育て
支援事業計画

次世代育成支援
行動計画

(※)関係法令等に基づく施策

① 少子化社会対策基本法 第7条1項に規定する施策

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

② 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項 (以下、略)

◎「自治体こども計画」に位置付ける子育て関連施設整備等の事業費が対象となる「こども・子育て支援事業債」が令和6年度に創設。(充当率:90%・交付税措置率:30~50%・期間:令和10年度まで)

こども基本法（地方公共団体関係部分）

こどもまんなか
こども家庭庁

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】こども等の意見の反映（義務）

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

こどもまんなか
こども家庭庁

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

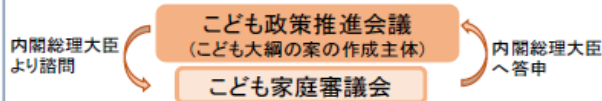
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

第3次 上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）

【計画の体系】

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

【施策の内容】

すべてのこども・若者が笑顔でしあわせに暮らせる「こどもまんなか」のまち

1 すべてのこども・若者の健やかな成長を支えます

(1) 結婚・出産の支援の推進

① プレコンセプションケアの推進 ② 結婚支援
③ 不妊治療の支援

(2) 母子の健康増進及び医療の充実

① 妊娠・出産期の支援 ② こどもの健康
③ 食育の推進 ④ 医療の充実

(3) 就学前教育・保育の質の向上

① 職員配置の充実 ② 保育士・幼稚園教諭の質の向上
③ 施設整備等良質な環境の確保 ④ 保育士等の処遇改善と確保
⑤ 認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実
⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保
⑦ 外国につながる幼児への支援 ⑧ 幼児教育アドバイザーの配置

(4) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育・休日保育・一時預かり
② 病児保育
③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(5) 放課後等の児童の健全育成

① 児童館・児童センター ② 放課後児童クラブ
③ 職員配置の充実
④ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上
⑤ 地域等の協力
⑥ 放課後児童パッケージを踏まえた取組

(6) こどもの生きる力の育成

① 幼保小中の連携強化 ② 学習教育の環境や学習内容の充実
③ 思春期対策 ④ 若者の職業的自立のための支援
⑤ 児童・青少年の健全育成の推進

2 きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます

(1) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実

① 発達に遅れや偏りがあるこどもへの支援の充実
② 障がいのあるこどもへの支援の充実
③ ひとり親家庭への支援
④ 外国につながるこどもへの支援・配慮
⑤ 自殺対策の推進 ⑥ 性的マイノリティへの支援

(2) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

① 児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・早期対応
② 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実
③ 社会的養護の充実

(3) こどもの貧困対策の推進

① 早期発見のための取組 ② 教育の支援
③ 生活の支援 ④ 保護者に対する就労の支援
⑤ 経済的支援 ⑥ 地域活動への支援

3 安心して子育てができる体制を整えます

(1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実

① 子育て相談体制の充実 ② 子育てに関する情報発信の充実
③ 地域子育て支援拠点事業の充実

(2) 経済的負担の軽減

① 経済的負担の軽減
② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

(3) いじめ防止・不登校対策の推進

① 教育相談事業の推進
② いじめ防止・不登校への取組

4 地域全体で子育てを支えます

(1) 地域コミュニティの中でこどもを育む

① 子育て家庭を応援する環境整備
② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

① 身近な公園・ひろば等の整備 ② 良質な住宅の整備
③ 安心して外出できる環境の整備

(3) こどもを事故や犯罪から守る環境づくり

① こどもの交通安全の確保 ② こどもを犯罪等から守る活動
③ こどもを事故から守る活動
④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

5 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 ※

① 働き方の見直し
② 多様な保育サービスの充実（再掲）
③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備（企業の取組等）
④ 出産・育児後の職場復帰支援等
⑤ 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発

※ 第2次計画における【基本施策】(2)仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発は、「(1)ワークライフ・バランスの推進」中に含める。

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の算出について

(1) 「量の見込み」は「家庭類型」等から算出

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量等を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分に、それぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要になります。

そのため下表のとおり、ニーズ調査結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況により「タイプA」から「タイプF」までの8種類の類型化を行います。

そして類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父 親 \ 母 親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 48 時間以上の就労	月 48 時間未満の就労	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプ B	タイプ C		タイプ C'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプ C	タイプ E		タイプ E	
	月 120 時間未満 48 時間以上の就労						
	月 48 時間未満の就労		タイプ C'				
未就労				タイプ D		タイプ F	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプ A : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプ B : フルタイム共働き家庭 (両親がフルタイムで就労している家庭)
 タイプ C : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ C' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 48 時間未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ D : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプ E : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ E' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ F : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

子ども・子育て支援事業計画に定める事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

No	認定区分	対 象 事 業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5 歳 (3 歳以上児)
	2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		0～2 歳 (3 歳未満児)

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対 象 事 業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5 歳 1～6 年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭	0～18 歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2 歳
6	一時預かり事業（幼稚園型）	専業主婦(夫)家庭	3～5 歳
	（幼稚園型以外）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5 歳
7	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳 1～6 年生
8	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0～5 歳 1～6 年生
9	利用者支援事業 （基本型・地域子育て相談機関・こども家庭センター型）	すべての家庭	
10	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
11	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	
12	子育て世帯訪問支援事業	支援を必要とする家庭	
13	親子関係形成支援事業	支援を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、計画期間の各年毎のニーズ量が算出されます。

2 人口の推計

近年の0～11歳の人口の推移をみると、緩やかな減少傾向となっています。

年齢	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
0歳	1,021	984	921	952	866
1歳	1,145	1,054	1,016	950	997
2歳	1,071	1,134	1,046	1,009	955
3歳	1,197	1,065	1,136	1,061	1,012
4歳	1,243	1,195	1,081	1,147	1,080
5歳	1,238	1,234	1,202	1,099	1,159
6歳	1,353	1,238	1,242	1,206	1,104
7歳	1,298	1,344	1,248	1,253	1,208
8歳	1,340	1,293	1,350	1,256	1,245
9歳	1,359	1,338	1,286	1,345	1,268
10歳	1,321	1,352	1,347	1,286	1,348
11歳	1,370	1,317	1,347	1,349	1,285

将来人口の推計にあたっては、2019年（令和元年）から2023年（令和5年）の10月末の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計します。

推計にあたっての考え方は以下のとおりです。

$(n \text{ 歳の人口}) = (\text{前年の } n-1 \text{ 歳の人口}) \times \text{変化率} \times 1$

$(0 \text{ 歳の人口}) = (\text{前年の } 15 \sim 49 \text{ 歳の女性人口}) \times \text{出生比} \times 2$

※1 変化率 n 歳の人口の前年の $n-1$ 歳の人口に対する比率

※2 出生比 0 歳の人口の前年の $15 \sim 49$ 歳の女性人口に対する比率

ここでは、変化率は令和元年から令和5年の変化率の平均を用い、出生比は令和2年から令和6年の出生比の平均を用いています。

年齢	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	916	909	901	892	884
1歳	959	950	943	935	926
2歳	896	957	948	941	933
3歳	1,003	903	964	955	948
4歳	977	1,019	918	980	971
5歳	1,038	988	1,031	929	991
6歳	1,097	1,044	994	1,038	935
7歳	1,171	1,103	1,050	1,000	1,045
8歳	1,112	1,173	1,105	1,052	1,002
9歳	1,210	1,112	1,173	1,105	1,052
10歳	1,249	1,214	1,116	1,177	1,109
11歳	1,271	1,248	1,213	1,115	1,176

項目		地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方	
				R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度		
教育・保育給付対象事業																					
	①＜3号認定＞	0歳	全体	人	267	260	305	306		318	316	313	311	310		318	316	313	311	310	
			A上田地域	人	221	218	247	250		263	262	260	258	257	地域内の対象人数に占める認定者の割合の実績を基に算出	263	262	260	258	257	計画期間における年齢別推計人口が減少傾向にあるものの、3歳未満児に限っては保育需要の高まりがしばらくは続くと思込んでおり、保育士の確保等による体制の充実や保育室の改修といった対策が必要である。 また、企業主導型保育施設の地域枠の活用が考えられる。
			B丸子地域	人	30	27	38	40		40	40	39	39	39		40	40	39	39	39	
			C真田地域	人	12	8	15	12		10	9	9	9	9		10	9	9	9	9	
			D武石地域	人	4	7	5	4		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	
		1歳	全体	人	469	520	472	550		560	555	552	546	541		560	555	552	546	541	
			A上田地域	人	381	422	376	435		459	455	452	448	443	地域内の対象人数に占める認定者の割合の実績を基に算出	459	455	452	448	443	計画期間における年齢別推計人口が減少傾向にあるものの、3歳未満児に限っては保育需要の高まりがしばらくは続くと思込んでおり、保育士の確保等による体制の充実や保育室の改修といった対策が必要である。 また、企業主導型保育施設の地域枠の活用が考えられる
			B丸子地域	人	58	65	61	71		58	57	57	56	56		58	57	57	56	56	
			C真田地域	人	24	27	26	34		38	38	38	37	37		38	38	38	37	37	
			D武石地域	人	6	6	9	10		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	
		2歳	全体	人	562	603	606	561		538	575	569	564	561		538	575	569	564	561	
			A上田地域	人	451	474	492	434		424	452	448	444	441	地域内の対象人数に占める認定者の割合の実績を基に算出	424	452	448	444	441	計画期間における年齢別推計人口が減少傾向にあるものの、3歳未満児に限っては保育需要の高まりがしばらくは続くと思込んでおり、保育士の確保等による体制の充実や保育室の改修といった対策が必要である。 また、企業主導型保育施設の地域枠の活用が考えられる。
			B丸子地域	人	76	78	76	78		74	79	78	77	77		74	79	78	77	77	
			C真田地域	人	23	43	32	37		31	34	33	33	33		31	34	33	33	33	
			D武石地域	人	12	8	6	12		9	10	10	10	10		9	10	10	10	10	

項目			地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方
					R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
	①＜1号認定＞（認定こども園及び幼稚園）	3歳～就学前	全体	人	1,152	1,120	1,071	1,006		919	886	887	872	886		919	886	887	872	886	
			A上田地域	人	1,042	1,026	993	935		861	831	831	817	830	地域内の対象人数に占める認定者の割合の実績を基に算出	861	831	831	817	830	武石地域においては、引き続き他地域の施設を利用することにはなるが、全体としては十分確保が可能である。
			B丸子地域	人	49	30	26	20		13	12	12	12	12		13	12	12	12	12	
			C真田地域	人	61	64	52	51		45	43	44	43	44		45	43	44	43	44	
			D武石地域	人	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	③＜2号認定＞（認定こども園及び保育所）	3歳～就学前	全体	人	2,474	2,396	2,310	2,238		2,072	1,997	1,999	1,966	1,998		2,072	1,997	1,999	1,966	1,998	
			A上田地域	人	1,900	1,842	1,784	1,749		1,616	1,559	1,559	1,534	1,558	地域内の対象人数に占める認定者の割合の実績を基に算出	1,616	1,559	1,559	1,534	1,558	計画期間における年齢別推計人口が減少傾向にあり、算出した量の見込みに対して、現在の施設で確保が可能である。
			B丸子地域	人	354	352	336	325		308	296	297	292	297		308	296	297	292	297	
			C真田地域	人	165	154	140	123		106	101	103	100	102		106	101	103	100	102	
			D武石地域	人	55	48	50	41		42	41	40	40	41		42	41	40	40	41	

項目		地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方
				R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
地域子ども・子育て支援事業																				
①利用者支援事業：基本型																				
			力所	1	1	1	1		1	1	1	1	1	直近年による実績により算定。	1	1	1	1	1	子育て支援コーディネーターを設置し、相談や地域連携を実施していることから拠点は1か所とする。
【新規】 ②利用者支援事業：地域子育て相談機関																				
			力所						1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	市内の地域子育て支援拠点や健診等を巡回し、支援者の把握と相談を実施することから、拠点は1か所とする。
【新規】 ③利用者支援事業：こども家庭センター型																				
			力所					(1)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	各課における相談事業を統括し、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うために、こども家庭センターを設置していることから1か所とする。
④地域子育て支援拠点事業																				
			人回	48,206	47,902	49,718	74,378		83,102	81,891	82,706	81,979	81,274	R 7年度はR 2～5年度の平均利用数により算定。 R 8年度以降はR 7年度を元に出生数の減少による影響を考慮して算定。	83,102	81,891	82,706	81,979	81,274	計画期間における年齢各歳別人口が減少傾向にあることや、女性の就労に伴う未満児の入園が今後増えることも考えられるが、ニーズ調査から「利用していないが今後利用したい」「すでに利用しているが今後利用回数を増やしたい」という回答が36.7%あることを考慮し、現在の利用実績から算定。施設の数についても市全体の利用実態から現在の12か所とする。
⑤妊婦健康診査事業																				
			人	923	983	921	871		916	909	901	892	884	0歳人口の推計値より算定。	916	909	901	892	884	全妊婦（100％）の健康診査を原則とする。
			回	10,206	11,663	10,264	10,029		12,824	12,726	12,614	12,488	12,376	1人当たり、14回として算定。	12,824	12,726	12,614	12,488	12,376	1人当たり、14回。
⑥乳児家庭全戸訪問事業																				
			戸	942	956	919	868		916	909	901	892	884	0歳人口の推計値及び実績により算定。	916	909	901	892	884	全数訪問（100％）を原則とする。
【新規】 ⑦子育て世帯訪問支援事業																				
			人日			(186)	(411)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	R 4年度～5年度の伸び率により対象世帯数を30家庭として算出。各家庭に週に2回、5か月間支援を実施したとして算定。	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	対象者は年々増加しており、問題や背景も複雑で、その対応には十分な時間が必要であるもの。
⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）																				
			人日	50	83	87	156		191	227	262	297	333	R 2～5年度の平均利用数により算定。	191	227	262	297	333	やむを得ない事由による緊急的な保護、養育のため、通常のニーズとは若干異なるものであることから、利用実績から算定し、量の確保を図る。
		2歳未満児	人日	12	18	40	23		27	30	34	38	41		27	30	34	38	41	
		2歳以上児	人日	38	65	47	133		165	196	228	260	291		165	196	228	260	291	

項目			地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方
					R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
⑨ファミリー・サポート・センター事業																					
				人日	1,744	1,508	1,801	1,788		1,795	1,768	1,786	1,770	1,755	R 7 年度は R 4 ～ 5 年度の平均利用数により算定。 R 8 年度以降は R 7 年度を元に出生数の減少による影響を考慮して算定。	1,795	1,768	1,786	1,770	1,755	新型コロナウイルス感染拡大により一時利用が減少したが、その後は利用実績も回復し、ニーズもあるため、量の確保を図る。
⑩一時預かり事業																					
	（ 1 ） 幼稚園での一時預かり事業	1 号認定による利用	全体	延べ人	40,991	34,466	38,902	40,631		34,052	32,837	32,865	32,310	32,837		34,052	32,837	32,865	32,310	32,837	
			A 上田地域	延べ人	38,005	31,173	36,154	37,950		31,651	30,536	30,536	30,037	30,523	年齢別人口に占める各年度の利用率を基に算出	31,651	30,536	30,536	30,037	30,523	保育の必要性のない者についても不定期の利用が見込まれるが、現状の幼稚園における一時預かり事業において確保は可能と考える。
			B 丸子地域	延べ人	184	125	86	85		109	104	105	103	104		109	104	105	103	104	
			C 真田地域	延べ人	2,802	3,168	2,662	2,596		2,292	2,197	2,224	2,170	2,210		2,292	2,197	2,224	2,170	2,210	
			D 武石地域	延べ人	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	（ 2 ） その他の一時預かり事業		全体	延べ人	5,905	5,843	5,107	5,698		5,183	5,267	5,224	5,179	5,131		5,183	5,267	5,224	5,179	5,131	
			A 上田地域	延べ人	4,532	4,551	4,124	4,313		4,143	4,208	4,172	4,134	4,099	年齢別人口に占める各年度の利用率を基に算出	4,143	4,208	4,172	4,134	4,099	子ども誰でも通園制度の開始が一時預かりに与える影響が未知数である。 武石分は丸子地域で確保することになる。
			B 丸子地域	延べ人	722	782	762	1,133		766	780	774	769	760		801	816	810	805	795	
			C 真田地域	延べ人	357	366	156	226		239	243	242	240	237		239	243	242	240	237	
			D 武石地域	延べ人	294	144	65	26		35	36	36	36	35		0	0	0	0	0	

項目			地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方
					R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
⑩延長保育事業																					
	延長保育		全体	延べ人	25,475	24,041	22,782	28,523		24,045	23,789	23,695	23,393	23,481		24,045	23,789	23,695	23,393	23,481	計画期間における年齢別推計人口が減少傾向にあることから、その量の見込みに対して、延長保育を利用する園児の在園する保育園等で対応が可能と考える。
			A上田地域	延べ人	23,310	21,991	20,747	26,561		22,231	22,001	21,907	21,629	21,709	各地域の対象年齢人口に占める利用率を基に算出	22,231	22,001	21,907	21,629	21,709	
			B丸子地域	延べ人	1,499	1,336	1,391	1,392		1,273	1,252	1,252	1,235	1,241		1,273	1,252	1,252	1,235	1,241	
			C真田地域	延べ人	521	598	507	471		440	435	436	429	431		440	435	436	429	431	
			D武石地域	延べ人	145	116	137	99		101	101	100	100	100		101	101	100	100	100	
	休日保育		全体	延べ人	602	576	336	392		424	419	418	413	414		424	419	418	413	414	
			A上田地域	延べ人	602	576	336	392		346	343	342	339	339	利用実績を地域別の人口分布にあわせて算	424	419	418	413	414	現状では、上田地域の２施設で休日保育を提供しており、丸子、真田、武石分を含めて、引き続き上田地域で確保する。
			B丸子地域	延べ人	0	0	0	0		49	48	48	47	48		0	0	0	0	0	
			C真田地域	延べ人	0	0	0	0		23	23	23	22	22		0	0	0	0	0	
			D武石地域	延べ人	0	0	0	0		6	5	5	5	5		0	0	0	0	0	
⑪病児・病後児保育事業																					
	病児・病後児保育事業			人日	441	686	1,055	1,086		1,071	1,102	1,134	1,168	1,202	R 7年度はR 4～5年度の平均利用数により算定。 R 8年度以降はR 4～5年度の利用数の伸び率により算定。	1,071	1,102	1,134	1,168	1,202	病児保育センターの利用について、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した中で、「利用したい」26.2%であり、前回調査(H30年:15.8%)よりニーズが拡大しており、引き続き市内の病児保育センター2か所で実施する。
		<0～5歳以下家庭>		人日	425	681	1,031	1,053		1,045	1,076	1,107	1,140	1,173	<0～5歳以下家庭> <就学児家庭> のバランスを考慮して算定。	1,270	1,480	1,690	1,900	2,109	
		<就学児家庭>		人日	16	5	24	33		26	26	27	28	29		31	36	41	46	52	
【新規】 ⑩親子関係形成支援事業																					
				実人数	(6)	(10)	(10)	(21)		26	27	28	29	30	R 7年度はR 4～7年度の伸び率を考慮して算定。その後は一定数の上昇を見込み算定。	26	27	28	29	30	利用が望ましい世帯は増加傾向と想定し実施していく。

項目			地域等	単位	実績					量の見込み					市の考え方（算定根拠）	確保の方策					市の考え方
					R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）																					
	全学年		全体	人	1,443	1,507	1,543	1,578		1,304	1,257	1,209	1,167	1,142		1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	
			1清明小学校	人	68	73	78	82		49	46	43	39	37	小学校区別で児童数の減少が予想されることから令和2～6年度の1日当たり平均利用者数が小学校区の学校の児童数に占める率を使用し算定 確保方策は放課後児童クラブの定員とした。	90	90	90	90	90	利用児童数の多い施設については、小学校の余裕教室等の活用を最優先に検討し、確保できない場合は、 民家の賃借等 を含めて検討を行う。
			2東小学校	人	148	160	160	160		108	101	95	92	92		160	160	160	160	160	
			3西小学校	人	80	80	80	80		56	55	53	53	52		80	80	80	80	80	
			4北小学校	人	47	49	51	53		74	76	74	71	70		90	90	90	90	90	
			5城下小学校	人	67	69	71	74		58	56	50	47	45		77	77	77	77	77	
			6塩尻小学校	人	60	65	65	76		57	55	56	50	54		85	85	85	85	85	
			7川辺小学校	人	116	117	118	119		118	114	111	112	114		137	137	137	137	137	
			8神川小学校	人	90	90	90	90		83	79	79	77	76		90	90	90	90	90	
			9神科小学校	人	74	77	80	82		72	71	71	71	69		90	90	90	90	90	
			10豊殿小学校	人	58	62	65	65		63	61	64	65	66		65	65	65	65	65	
			11東塩田小学校	人	30	30	30	30		23	23	22	22	20		30	30	30	30	30	
			12中塩田小学校	人	100	107	110	110		76	71	69	68	66		110	110	110	110	110	
			13塩田西小学校	人	37	40	43	45		34	34	30	29	28		45	45	45	45	45	
			14浦里小学校	人	11	11	11	11		10	9	8	7	6		40	40	40	40	40	
			15川西小学校	人	45	45	45	45		39	38	34	31	31		45	45	45	45	45	
			16南小学校	人	76	80	80	80		68	66	63	59	56		80	80	80	80	80	
			17丸子中央小学校	人	82	86	89	92		76	68	65	62	57		105	105	105	105	105	
			18丸子北小学校	人	78	85	90	90		81	82	78	77	78		90	90	90	90	90	
			19塩川小学校	人	35	35	35	35		32	33	32	32	29		35	35	35	35	35	
			20菅平小学校	人	13	14	15	17		18	16	16	15	14		20	20	20	20	20	
			21長小学校	人	17	17	18	19		21	18	16	14	13		30	30	30	30	30	
			22傍陽小学校	人	23	25	27	29		19	18	17	15	15		35	35	35	35	35	
			23本原小学校	人	52	52	52	52		37	35	35	32	31		52	52	52	52	52	
			24武石小学校	人	36	38	40	42		32	32	28	27	23		45	45	45	45	45	

量の見込み及び確保の方策【第3次計画】

1 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

〈認定区分と提供施設〉

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園 小規模保育等

● 1号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	861	831	831	817	830
	確保の内容(人) [B]	861	831	831	817	830
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	13	12	12	12	12
	確保の内容(人) [B]	13	12	12	12	12
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	45	43	44	43	44
	確保の内容(人) [B]	45	43	44	43	44
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	0	0	0	0	0
	確保の内容(人) [B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	919	886	887	872	886
	確保の内容(人) [B]	919	886	887	872	886
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 2号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	1,616	1,559	1,559	1,534	1,558
	確保の内容(人) [B]	1,616	1,559	1,559	1,534	1,558
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	308	296	297	292	297
	確保の内容(人) [B]	308	296	297	292	297
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	106	101	103	100	102
	確保の内容(人) [B]	106	101	103	100	102
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	42	41	40	40	41
	確保の内容(人) [B]	42	41	40	40	41
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	2,072	1,997	1,999	1,966	1,998
	確保の内容(人) [B]	2,072	1,997	1,999	1,966	1,998
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 3号認定(0～2歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	263	262	260	258	257
	確保の内容(人) [B]	263	262	260	258	257
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	40	40	39	39	39
	確保の内容(人) [B]	40	40	39	39	39
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	10	9	9	9	9
	確保の内容(人) [B]	10	9	9	9	9
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	5	5	5	5	5
	確保の内容(人) [B]	5	5	5	5	5
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	318	316	313	311	310
	確保の内容(人) [B]	318	316	313	311	310
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【上田地域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	459	455	452	448	443
	確保の内容(人) [B]	459	455	452	448	443
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	58	57	57	56	56
	確保の内容(人) [B]	58	57	57	56	56
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	38	38	38	37	37
	確保の内容(人) [B]	38	38	38	37	37
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	5	5	5	5	5
	確保の内容(人) [B]	5	5	5	5	5
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	560	555	552	546	541
	確保の内容(人) [B]	560	555	552	546	541
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【上田地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	424	452	448	444	441
	確保の内容(人) [B]	424	452	448	444	441
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	74	79	78	77	77
	確保の内容(人) [B]	74	79	78	77	77
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	31	34	33	33	33
	確保の内容(人) [B]	31	34	33	33	33
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	9	10	10	10	10
	確保の内容(人) [B]	9	10	10	10	10
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	538	575	569	564	561
	確保の内容(人) [B]	538	575	569	564	561
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業

● 利用者支援事業

「基本型」【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

「地域子育て相談機関」【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

「こども家庭センター型」【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 地域子育て支援拠点事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用回数)[A]	83,102	81,891	82,706	81,979	81,274
	確保の内容(延べ利用回数)[B]	83,102	81,891	82,706	81,979	81,274
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 妊婦健康診査

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(受診人数)	916	909	901	892	884
	量の見込み(受診回数)[A]	12,824	12,726	12,614	12,488	12,376
	確保の内容(受診回数)[B]	12,824	12,726	12,614	12,488	12,376
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 乳児家庭全戸訪問事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(訪問回数)[A]	916	909	901	892	884
	確保の内容(訪問回数)[B]	916	909	901	892	884
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 子育て世帯訪問支援事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(訪問家庭数)	30	30	30	30	30
	量の見込み(訪問回数)[A]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保の内容(訪問回数)[B]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	191	227	262	297	333
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	191	227	262	297	333
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● ファミリー・サポート・センター事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	1,795	1,768	1,786	1,770	1,755
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	1,795	1,768	1,786	1,770	1,755
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 一時預かり事業

【 一時預かり事業(幼稚園型) 】

【 上田全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	31,651	30,536	30,536	30,037	30,523
	確保の内容(延べ人数)[B]	31,651	30,536	30,536	30,037	30,523
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【 丸子全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	109	104	105	103	104
	確保の内容(延べ人数)[B]	109	104	105	103	104
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【 真田全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	2,292	2,197	2,224	2,170	2,210
	確保の内容(延べ人数)[B]	2,292	2,197	2,224	2,170	2,210
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【 武石全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	0	0	0	0	0
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【 市全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	34,052	32,837	32,865	32,310	32,837
	確保の内容(延べ人数)[B]	34,052	32,837	32,865	32,310	32,837
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【 一時預かり事業(幼稚園型以外) 】

【 上田全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	4,143	4,208	4,172	4,134	4,099
	確保の内容(延べ人数)[B]	4,143	4,208	4,172	4,134	4,099
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	766	780	774	769	760
	確保の内容(延べ人数)[B]	766	780	774	769	760
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	239	243	242	240	237
	確保の内容(延べ人数)[B]	239	243	242	240	237
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	35	36	36	36	35
	確保の内容(延べ人数)[B]	35	36	36	36	35
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	5,183	5,267	5,224	5,179	5,131
	確保の内容(延べ人数)[B]	5,183	5,267	5,224	5,179	5,131
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 延長保育・休日保育事業

【上田地域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	22,231	22,001	21,907	21,629	21,709
	確保の内容(延べ人数)[B]	22,231	22,001	21,907	21,629	21,709
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	346	343	342	339	339
	確保の内容(延べ人数)[B]	424	419	418	413	414
	過不足 [B]－[A]	78	76	76	74	75

【 丸子地域 】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	1,273	1,252	1,252	1,235	1,241
	確保の内容(延べ人数)[B]	1,273	1,252	1,252	1,235	1,241
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	49	48	48	47	48
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 49	▲ 48	▲ 48	▲ 47	▲ 48

【 真田地域 】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	440	435	436	429	431
	確保の内容(延べ人数)[B]	440	435	436	429	431
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	23	23	23	22	22
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 22	▲ 22

【 武石地域 】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	101	101	100	100	100
	確保の内容(延べ人数)[B]	101	101	100	100	100
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	6	5	5	5	5
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	▲ 6	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5

【市全域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	24,045	23,789	23,695	23,393	23,481
	確保の内容(延べ人数)[B]	24,045	23,789	23,695	23,393	23,481
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	424	419	418	413	414
	確保の内容(延べ人数)[B]	424	419	418	413	414
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 病児・病後児保育事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	1,071	1,102	1,134	1,168	1,202
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	1,071	1,102	1,134	1,168	1,202
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 親子関係形成支援事業

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	26	27	28	29	30
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	26	27	28	29	30
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

● 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

学校	区分等		事業計画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
清明小	事業計画	量の見込み[A]	49	46	43	39	37
		確保の内容[B]	90	90	90	90	90
		過不足 [B]－[A]	41	44	47	51	53
東小	事業計画	量の見込み[A]	108	101	95	92	92
		確保の内容[B]	160	160	160	160	160
		過不足 [B]－[A]	52	59	65	68	68
西小	事業計画	量の見込み[A]	56	55	53	53	52
		確保の内容[B]	80	80	80	80	80
		過不足 [B]－[A]	24	25	27	27	28
北小	事業計画	量の見込み[A]	74	76	74	71	70
		確保の内容[B]	90	90	90	90	90
		過不足 [B]－[A]	16	14	16	19	20
城下小	事業計画	量の見込み[A]	58	56	50	47	45
		確保の内容[B]	77	77	77	77	77
		過不足 [B]－[A]	19	21	27	30	32
塩尻小	事業計画	量の見込み[A]	57	55	56	50	54
		確保の内容[B]	85	85	85	85	85
		過不足 [B]－[A]	28	30	29	35	31
川辺小	事業計画	量の見込み[A]	118	114	111	112	114
		確保の内容[B]	137	137	137	137	137
		過不足 [B]－[A]	19	23	26	25	23
神川小	事業計画	量の見込み[A]	83	79	79	77	76
		確保の内容[B]	90	90	90	90	90
		過不足 [B]－[A]	7	11	11	13	14
神科小	事業計画	量の見込み[A]	72	71	71	71	69
		確保の内容[B]	90	90	90	90	90
		過不足 [B]－[A]	18	19	19	19	21
豊殿小	事業計画	量の見込み[A]	63	61	64	65	66
		確保の内容[B]	65	65	65	65	65
		過不足 [B]－[A]	2	4	1	0	▲ 1
東塩田小	事業計画	量の見込み[A]	23	23	22	22	20
		確保の内容[B]	30	30	30	30	30
		過不足 [B]－[A]	7	7	8	8	10
中塩田小	事業計画	量の見込み[A]	76	71	69	68	66
		確保の内容[B]	110	110	110	110	110
		過不足 [B]－[A]	34	39	41	42	44
塩田西小	事業計画	量の見込み[A]	34	34	30	29	28
		確保の内容[B]	45	45	45	45	45
		過不足 [B]－[A]	11	11	15	16	17

学校	区分等		事業計画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
浦里小	事業計画	量の見込み[A]	10	9	8	7	6
		確保の内容[B]	40	40	40	40	40
		過不足 [B]－[A]	30	31	32	33	34
川西小	事業計画	量の見込み[A]	39	38	34	31	31
		確保の内容[B]	45	45	45	45	45
		過不足 [B]－[A]	6	7	11	14	14
南小	事業計画	量の見込み[A]	68	66	63	59	56
		確保の内容[B]	80	80	80	80	80
		過不足 [B]－[A]	12	14	17	21	24
丸子中央	事業計画	量の見込み[A]	76	68	65	62	57
		確保の内容[B]	105	105	105	105	105
		過不足 [B]－[A]	29	37	40	43	48
丸子北小	事業計画	量の見込み[A]	81	82	78	77	78
		確保の内容[B]	90	90	90	90	90
		過不足 [B]－[A]	9	8	12	13	12
塩川小	事業計画	量の見込み[A]	32	33	32	32	29
		確保の内容[B]	35	35	35	35	35
		過不足 [B]－[A]	3	2	3	3	6
菅平小	事業計画	量の見込み[A]	18	16	16	15	14
		確保の内容[B]	20	20	20	20	20
		過不足 [B]－[A]	2	4	4	5	6
長小	事業計画	量の見込み[A]	21	18	16	14	13
		確保の内容[B]	30	30	30	30	30
		過不足 [B]－[A]	9	12	14	16	17
傍陽小	事業計画	量の見込み[A]	19	18	17	15	15
		確保の内容[B]	35	35	35	35	35
		過不足 [B]－[A]	16	17	18	20	20
本原小	事業計画	量の見込み[A]	37	35	35	32	31
		確保の内容[B]	52	52	52	52	52
		過不足 [B]－[A]	15	17	17	20	21
武石小	事業計画	量の見込み[A]	32	32	28	27	23
		確保の内容[B]	45	45	45	45	45
		過不足 [B]－[A]	13	13	17	18	22
市全体	事業計画	量の見込み[A]	1,304	1,257	1,209	1,167	1,142
		確保の内容[B]	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726
		過不足 [B]－[A]	422	469	517	559	584

放課後児童施設個別施設計画の改訂について（概要）

1 個別施設計画について

(1) 策定の背景・目的

昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されてきた、多くの公共施設が、老朽化等により順次建て替えの時期を迎えることから、上田市は平成 27 年 6 月に「公共施設白書」、平成 28 年度 3 月に「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

また、これらを受け、子育て支援施設の個別施設計画として、「放課後児童施設個別施設計画」を令和 3 年 4 月に策定しました。

(2) 対象施設

- ア 児童館・児童センター 11 館
- イ 学童保育所、児童クラブ 26 館

(3) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度まで



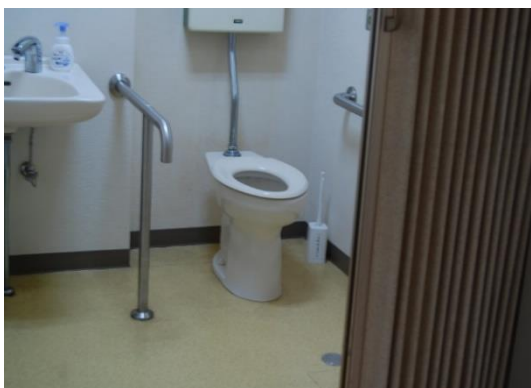
(4) 施設整備の主な考え方

- ・築 30 年で大規模改修、60 年で更新(建替え)を基本とします。
- ・安全性の高い施設は、定期点検を実施し更新を控え、施設の長寿命化を図ります。
- ・施設整備等の実施時期は、緊急度や優先度、財政確保、そのほか特に優先が必要な事情を踏まえ、計画的に実施します。

2 改訂内容について

施設の長寿命化を図るうえで、必要な整備については、放課後児童施設個別施設計画の改訂を行い実施することとなります。

今回の改訂では、令和 6 年度の整備として、川辺町児童センターの多目的トレイのドアと、和式トイレの改修（150 万円）を計画し、施設環境を整えたいと考えております。



頁	章	節																																																																										
26	6	-	【新】	<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">設置 年度</th><th rowspan="2">耐用 年数</th><th colspan="4">施設評価</th><th rowspan="2">整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">対 処 方 法</th><th rowspan="2">R2</th><th rowspan="2">R 3</th><th rowspan="2">R 4</th><th rowspan="2">R 5</th><th rowspan="2">R 6</th><th rowspan="2">R 7</th><th rowspan="2">対策 費用 合計</th><th rowspan="2">対策により 期待される効果等</th></tr><tr><th>安全性</th><th>必要性</th><th>有効性</th><th>効率性</th></tr><tr><td>川辺町児童センター</td><td>S61</td><td>38</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>D</td><td></td><td></td><td>対処方法</td><td></td><td></td><td>点検</td><td></td><td>改修</td><td>点検 改修</td><td></td><td rowspan="2">多目的トイレ及び和式トイレのユニバーサル デザイン化（改修・洋式化）、施 設の原因及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>対策費用</td><td></td><td></td><td>0.07</td><td></td><td>1.50</td><td>0.07 58</td><td>59.64</td></tr></table>																	施設名	設置 年度	耐用 年数	施設評価				整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)		対 処 方 法	R2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	対策 費用 合計	対策により 期待される効果等	安全性	必要性	有効性	効率性	川辺町児童センター	S61	38	B	A	A	D			対処方法			点検		改修	点検 改修		多目的トイレ及び和式トイレのユニバーサル デザイン化（改修・洋式化）、施 設の原因及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化									対策費用			0.07		1.50	0.07 58	59.64
				施設名	設置 年度	耐用 年数	施設評価				整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)		対 処 方 法	R2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	対策 費用 合計				対策により 期待される効果等																																																				
							安全性	必要性	有効性	効率性																																																																		
川辺町児童センター	S61	38	B	A	A	D			対処方法			点検		改修	点検 改修		多目的トイレ及び和式トイレのユニバーサル デザイン化（改修・洋式化）、施 設の原因及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化																																																											
								対策費用			0.07		1.50	0.07 58	59.64																																																													
			旧	<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">設置 年度</th><th rowspan="2">耐用 年数</th><th colspan="4">施設評価</th><th rowspan="2">整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">対 処 方 法</th><th rowspan="2">R2</th><th rowspan="2">R 3</th><th rowspan="2">R 4</th><th rowspan="2">R 5</th><th rowspan="2">R 6</th><th rowspan="2">R 7</th><th rowspan="2">対策 費用 合計</th><th rowspan="2">対策により 期待される効果等</th></tr><tr><th>安全性</th><th>必要性</th><th>有効性</th><th>効率性</th></tr><tr><td>川辺町児童センター</td><td>S61</td><td>38</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>D</td><td></td><td></td><td>対処方法</td><td></td><td></td><td>点検</td><td></td><td></td><td>点検 改修</td><td></td><td rowspan="2">施設の現状及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>対策費用</td><td></td><td></td><td>0.07</td><td></td><td></td><td>0.07 58</td><td>58.14</td></tr></table>																	施設名	設置 年度	耐用 年数	施設評価				整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)		対 処 方 法	R2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	対策 費用 合計	対策により 期待される効果等	安全性	必要性	有効性	効率性	川辺町児童センター	S61	38	B	A	A	D			対処方法			点検			点検 改修		施設の現状及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化									対策費用			0.07			0.07 58	58.14
				施設名	設置 年度	耐用 年数	施設評価				整備対象建物 名(建物が複 数である施設 で必要によ り)		対 処 方 法	R2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	対策 費用 合計				対策により 期待される効果等																																																				
							安全性	必要性	有効性	効率性																																																																		
川辺町児童センター	S61	38	B	A	A	D			対処方法			点検			点検 改修		施設の現状及び補修必要箇所の把握 大規模改修による長寿命化																																																											
								対策費用			0.07			0.07 58	58.14																																																													

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えらるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のために、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようにするまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
 - ・こどもの貧困率
 - ・里親等委託率
 - ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
 - ・小・中・高生の自殺者数
 - ・妊産婦死亡率
 - ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
 - ・いじめの重大事態の発生件数
 - ・不登校児童・生徒数
 - ・高校中退率
 - ・大学進学率
 - ・若年層の平均賃金
 - ・50歳時点の未婚率
 - ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
 - ・合計特殊出生率
 - ・出生数
 - ・夫婦の平均理想/予定こども数
 - ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
 - ・男性の育児休業取得率
 - ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
 - ・ひとり親世帯の貧困率
- 等

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども基本法条文

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体を実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- ・こども大綱の案の作成に当たっては、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

○骨太の方針2023（抜粋）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。（後略）

第1回こども政策推進会議（4月18日）

○こども大綱の案の作成の進め方について

<岸田総理発言>

- ・今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いをいたします。

第2回こども政策推進会議・第10回全世代型社会保障構築本部 合同会議（12月22日）

<岸田総理大臣発言>

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立つて、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ(一般向け)(令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

かとう あゆこ
加藤 鮎子

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 開催経過

こども家庭審議会

- 第1回 令和5年4月21日(金)
 - ・各部会の設置
 - ・内閣総理大臣からの諮問
- 第2回 令和5年9月25日(水)
 - ・中間整理案とりまとめ
- 中間整理 公表 令和5年9月29日(金)
- 中間整理についてこども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施
- 第3回 令和5年11月22日(水)
 - ・答申案とりまとめ
- 答申 公表 令和5年12月1日(金)

こども家庭審議会基本政策部会

- 第1回 令和5年5月22日(月)
 - ・内閣総理大臣からの諮問について
 - ・自由討議
- 第2回 令和5年6月20日(火)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第3回 令和5年6月30日(金)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第4回 令和5年7月13日(木)
 - ・こども大綱の各論について((1) 幼児期まで～ (3) 思春期について)
- 第5回 令和5年7月25日(火)
 - ・こども大綱の各論について((4) 青年期、(5) 各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回 令和5年8月10日(木)
 - ・こども大綱の各論について(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回 令和5年8月31日(木)
 - ・ヒアリング(国際社会の動向等について)
※外務省、大谷美紀子弁護士よりヒアリング
- 第8回 令和5年9月4日(月)
 - ・中間整理案について
- 第9回 令和5年9月15日(金)
 - ・中間整理案について
- 第10回 令和5年11月17日(金)
 - ・答申案について

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

こども家庭審議会 委員名簿

◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
○五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
石原 理	女子栄養大学栄養学部教授
大石 亜希子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
小野 善郎	おのクリニック院長
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE 代表
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授
砂上 史子	千葉大学教育学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまち代表理事
原田 伊織	大学生
平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
村宮 汐莉	大学生
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部教授
山縣 文治	関西大学人間学部教授

こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

青木 康太郎	國學院大學人間開発学部准教授
◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
太田 聡一	慶應義塾大学経済学部教授
岸田 雪子	ジャーナリスト、東海大学客員教授
木田 秋津	小林・福井法律事務所弁護士
清永 奈穂	日本女子大学学術研究員 株式会社ステップ総合研究所長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE代表
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所医務課長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまち代表理事
原田 伊織	大学生
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
○松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院特任教授
村宮 汐莉	大学生
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)執行役員・主席研究員

◎ = 会長（部会長）、○ = 会長代理（部会長代理）

名前は五十音順。

こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組の 実施結果及びフィードバックについて

令和5年12月
こども家庭審議会



結果のまとめ①

- 小学生年代から20代の子ども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数（延べ）	件数	取組の概要
1	子ども若者いけんの会	74人	154件	• 子ども若者を対象とした公聴会（オンライン） 
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	• 子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会（オンライン）
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	• 子ども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	子ども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんぷらす	280人	1,360件	• 子ども若者★いけんぷらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型（児童館）	(16人)	(69件)	• 子どもや若者が集まる施設などに、職員などが出向いて行われた意見聴取
	出向く型（児童養護施設）	(9人)	(35件)	
	出向く型（障がい者支援施設）	(5人)	(18件)	
	出向く型（ひとり親支援団体）	(25人)	(95件)	
5	子ども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	• 子ども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	• 経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	• 全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	• パブコメの一環として、各団体から受領した意見書

- みなさんからいただいたご意見を項目ごとにみると以下のとおりです。



中間整理の項目	属性（件数）			
	こども・若者*	子育て当事者	一般（その他）	合計
こども大綱全般について	455	21	108	584
こどもまんなか社会について	119	1	17	137
基本的な方針について	279	16	100	395
ライフステージ縦断の重要事項について	272	21	277	570
こどもの誕生前から幼児期までの重要事項について	18	4	128	150
学童期・思春期の重要事項について	266	24	329	619
青年期の重要事項について	112	5	35	152
子育て当事者への支援に関する重要事項について	109	50	212	371
必要な事項（社会参画・意見反映）について	171	2	45	218
必要な事項（こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制等）について	104	13	116	233
合計	1,905件	157件	1,367件	3,429件**

*こども・若者の皆様には、やさしい版の資料もお見せしてご意見いただきました。
**前頁の合計より、こども団体・若者団体、経済界・労働界、国と地方の協議の場、各団体からの意見書を除く。

結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。
修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。

みなさんからもらった意見



似ている意見をまとめる

意見を分類

中間整理に書いて
いないことへの意見

① 答申に反映する意見

② 修文に結びつかなかったが
参考にさせていただいた意見

中間整理に書いて
あることへの意見

③ すでに含まれている意見

その他の意見
(資料の書き方・意見のき
き方についてや、内容への賛
成意見)

④ よいと思ったという意見

⑤ 見せ方などについての意見



この資料に書いたこと

この資料のP.5～28において、

どこがどう変わったかを書きました

どこに書いてあるかを書きました

修文に結びつかなかった理由・考え方
を書きました

※ 答申のページ数も書いていますので、
あわせてご覧ください。

よいと思ったという意見をまとめました
(この資料のP.29)

見せ方など今後工夫するポイントをま
とめました (この資料のP.30)

1. こどもまんなか社会について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

実現してほしい社会について

- 幸せにこころ豊かにすごせる世の中になってほしい。（こども・若者）
- こどもと若者がやりたいことを自分で選択でき、選択をするにあたり金銭的問題から諦めることのない社会になってほしい。（こども・若者）
- なやみや不安を安心して誰かに話したり共有し、ひとりひとりのケアができる社会になってほしい。（こども・若者）
- ひとりひとりのこどもまんなか社会があります！考え方は十人十色です！みたいなことを書いてほしい。（こども・若者）
- 心理的安全性が大事だと思う。家庭だけでなく、学校などでも受け入れられる経験は大切。（こども・若者）
- すべてのこどもの声が尊重されて、すべてのこどもが生きることの希望が持てる社会になってほしい。（こども・若者）
- こどもがどんなことにでも挑戦できる世の中になってほしい。（こども・若者）
- それぞれのこどもが好きなことを我慢せずにできる支援があったらいい。まわりがやる気がない、できないと決めつけないでほしい。（こども・若者）

以下のように書いてあります。みなさんの思いをしっかりとめます。

ポイント	書いてある場所
こころ豊かに過ごせることを書いてほしい	●「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」としています。（P.6）
やりたいことを自分で選択できることを書いてほしい	●「自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる」としています。（P.6）
不安や悩みがあるときに周囲からサポートされることを書いてほしい	●「不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる」としています。（P.6）
それぞれが思うこどもまんなか社会を送れることを書いてほしい	●「自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる」としています。（P.6）
様々な場で個人が受け入れられることを書いてほしい	●「個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ」としています。（P.6）
こどもが意見を表明し、社会に参画できることを書いてほしい	●「自分の意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる」としています。（P.6）
チャレンジできることを書いてほしい	●「のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる」としています。（P.6）
のびのび過ごすことについて書いてほしい	●「夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる」、「固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる」としています。（P.6）

2. 基本的な方針について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）	ポイント	答申（意見が反映されたもの）
ひきこもり支援について 「子供・若者育成支援推進大綱」に位置付けられている「ひきこもり支援」についても記載してほしい。（都道府県）	ひきこもり支援について書いてほしい	基本的な方針 4（P.10）の困難や課題として、「ひきこもり」を追記するなどしました。
地域のニーズについて 地域ごとの多様なニーズに対して、行政だけでは対応できないのではないか。（経済界・労働界）	企業などの参画について書いてほしい	基本的な方針 6（P.12）の「子どもや若者に関わる様々な関係者」に、「企業」を追記しました。
政策形成への若者の参画 - 子どもや若者の意見を聴くだけでなく、政策形成などへの影響力を持てるようにしてほしい。（子ども若者団体） - なぜ子ども参加を進めるのかという理由のところが弱いかなと感じていて、「影響力」が極めて重要なキーワード。「影響力」というキーワードは絶対に入れたほうがいい（子ども・若者団体）	子どもや若者と、ともに政策などを進めていくことを書いてほしい	基本的な方針 2（P.8）の「ともに考えていく」を、「ともに進めていく」に変更するとともに、「社会に参画することができるようにし、」に「社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、」と追記しました。
	「影響力」をキーワードとして入れるべき	
子育てに関する表現について 子育てでは有意義な人生経験の場なので、「自らのキャリアを犠牲にする」といった表現でなく、前向きな表現にしてほしい。（全国知事会）	子育てについて前向きな表現で書いてほしい	基本的な方針 5（P.12）に「むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ」と追記しました。
用語の注釈について SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について注釈を書いてほしい。（一般）	SRHRの定義を注釈に書いてほしい	P.45の注釈に記載しました。

2. 基本的な方針について

みなさんの意見（主なもの）

こどもの権利の保障について

- 肌の色や国籍を理由とした差別をせず、日本で生活するすべてのこどもの権利を保障してほしい。（一般）

こまったときの支援について

- 大人になるまでずっとささえる、とは教育のことなのか、健康に関するものなのかわからない。（こども・若者）
- 支援に地域差がうまれないようにしてほしい。（子育て当事者）
- こまっていること・大変なことを人に相談しやすいようにしてほしい。（こども・若者）

家族の価値観の多様化

- 子育て当事者は多様化している。法律婚の男女カップル以外が想定されていないような印象をうける。（一般）

地域でこども・若者に関わる人について

- 「国や地方公共団体、地域でこども・若者にかかわる人たち」と言われても、だれだかわからない。（こども・若者）

ポイント

国籍などを理由とした差別がないことを書いてほしい

あらゆる側面から支えていくことについて書いてほしい

支援の地域差を生まないためのしくみについて書いてほしい

こまりごと等に応じた、相談体制の強化について書いてほしい

家族の在り方などの価値観が多様化していることを書いてほしい

地域でこども・若者にかかわる人たちの具体例を書いてほしい

書いてある場所

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

- 人種や民族、国籍などで差別せず、すべてのこどもの権利を保障することになっています。（P.8）

- 教育や医療など、あらゆる面で切れ目なく支えていくことにしています。（P.9）

- 地域の実情を踏まえつつ、全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備していくことにしています。（P.10）

- 相談支援の情報などをこども・若者や家庭に届けることにしています。（P.10～11）

- 家族の在り方や家族を取り巻く環境は多様化しており、多様な価値観・考え方を尊重することになっています。（P.11）

- 若者団体、子育て支援団体、民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など様々な関係者と協力してこども・若者を支えていくことにしています。（P.12）

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）	ポイント	答申（意見が反映されたもの）
言葉の意味について 「ライフステージに縦断的」やカタカナ語など、意味がわかりにくい言葉があるので、わかりやすく書いてほしい。（一般）	言葉の意味をくわしく書いてほしい	P.13の「ライフステージに縦断的」は「ライフステージを通して」に修正しました。「ウェルビーイング」や「バイオサイソシアル」等のカタカナ語は、意味を追記したり、注釈に書いたりしました。
こどもの権利について こどもの権利についての認知や理解が進んでいない。（その他団体）	学校外の教育の場など、あらゆる場面で理解促進をすることについて書いてほしい	P.11で、こどもの支援に関わる人たちが「こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう」と追記し、P.13の「学校教育において」を「こどもの教育、養育の場において」に修正しました。
こどもの権利について こども・若者が権利の主体であることを、こども自身も含めてひろく社会に周知してほしい。（こども・若者団体）	こども・若者が権利の主体であることを周知することを書いてほしい	書いてある場所 こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者自身を含め、広く社会全体に周知していくことにしています。（P.13～14）
遊びや体験について - こどもの遊びの大切さを社会全体が認識してほしい。遊べる場所をしっかりとつくてほしい。（一般） - おまつりや季節の行事など、こどもが楽しめるイベントをやしてほしい。（こども・若者、子育て当事者）	こどもの遊びの大切さや遊び場の確保、地域での体験活動の充実について書いてほしい	遊びや体験活動は重要であり、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を作っていくことにしています。（P.14）
こどもまんなかまちづくりについて ボール遊びができない、大きな声を出してはいけないなど、公園のルールがきびしい。（こども・若者、一般）	きびしいルールによって、公園が利用しづらくなるといことを書いてほしい	地域住民の理解を得た上でこどもの遊び場を確保する取組を進めることにしています。（P.14）
こども・若者が活躍できる機会づくりについて こども・若者の個性や才能をのばしてほしい。（こども・若者）	個性や才能を伸ばしていくことを書いてほしい	こども・若者が一人一人異なる長所を伸ばす取組を進めることにしています。（P.15）
外国につながるのあるこどもについて 外国につながるのあるこどもの支援も明記してほしい。（一般）	外国につながるのあるこども・若者も支援することを書いてほしい	- 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもの就学支援等を記載しています。（P.15） - また、困難な状況にあるこどもに対し、支援ニーズに応じてきめ細かい支援を行うことにしています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見 (主なもの)

難病の支援について

- 小児慢性特定疾病から指定難病への移行が難しいため、切れ目なく支援してほしい。(その他団体)

こどもの貧困対策について

- こどもの貧困は最優先課題の一つ。国や自治体のこどもの貧困対策が後退することがないようにしてほしい。(その他団体)
- こどもの貧困対策において、どのような状況にあるこども・若者であっても公的支援制度の対象となることが明確に伝わる表現にしてほしい。(その他団体)
- 塾にかかる費用を援助してほしい。(こども・若者)

妊娠に関する知識について

- 加齢により妊娠の確率が下がることや流産、こどもが障害を持つ確率が高くなるのが十分に知られていない。こどもを望む人がこどもを持つことが出来るように、これらの知識を身につける機会が必要。(一般)

こどもの貧困対策について

- 部活にかかる費用を援助してほしい。(こども・若者)
- 学費以外でも大学生活にかかる費用の支援をしてほしい。(こども・若者)
- お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などへの進学に当たって教育や生活の支援をしっかりしてほしい。(こども・若者)
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学したときは、卒業まで引き続き生活保護を適用するか、給付制奨学金等により生活保護の適用と同様の生活費が確保できるよう支援してほしい。(その他団体)

ポイント

難病に対してしっかり支援することについて書いてほしい

こどもの貧困対策にしっかり取り組んでいくことを書いてほしい

全てのこども・若者が支援対象であることを書いてほしい

塾にかかる経済的負担への支援について書いてほしい

妊娠・出産に関する知識習得の機会について書いてほしい

経済的に困難を抱える家庭に対して部活にかかる経済的負担への支援について書いてほしい

大学で学ぶための経済的負担への支援について書いてほしい

答申 (意見が反映されたもの)

● P.16に「成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく」と追記しました。

● P.16にこどもが貧困による困難を強いられることがないような社会をつくることを追記しました。基本的な方針の一つとして貧困の解消を位置付け、重要事項として記載し、しっかり取り組むことにしています。

● すべてのこども・若者が対象であることが明確になるよう、P.16の「このことは、まずもって」の文と「このため、地域や社会全体で～」の文の順序を入れ替えるとともに、どのような状況にあるこどもであっても支援の対象となる旨を追記しました。

● P.17に、学習する機会の確保についても追記しました。自治体が行う無料学習塾の支援等に取り組むこととしています。

書いてある場所

● 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進することとしています。(P.15)

● 経済的に困難を抱える世帯の学校教育での部活動にかかる費用については義務教育段階の就学援助や高校生等への修学支援を通じて支援することとしています。(P.17)

● また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の一環として費用負担への対応も行うこととしています。(P.24)

● すべてのこども・若者が夢や希望を持って挑戦したり、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保したりできるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していくことにしています。(P.17、28)

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

障害児支援について

- 障害のある子どもが安心して学校に通ったり生活できるようにしてほしい。（一般）
- 精神疾患や障害がある人が仕事をみつけやすいよう、企業の理解が必要である。（子ども・若者）
- ひとりひとりの特性を見て、必要なサポートをすることが大事。（子ども・若者）
- 安全・安心な環境の中で、特別な配慮を必要とする子どもや医療的ケア児を受け入れることができるよう、職員配置を充実してほしい。（その他団体）

ポイント

障害のある子どもが安心して過ごすことができるようにしてほしい

一般就労などに向けて、関係機関で連携して支援することについて書いてほしい

障害や発達の特性を早期把握して、適切な支援につなげることに書いてほしい

保育所における医療的ケア児等の受入れ体制整備の充実について書いてほしい

書いてある場所

- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができるよう取り組むことにしています。（P.17）
- 障害のある人がスムーズに仕事に就けるよう、企業も含めた関係者が連携し、早い段階から準備することになっています。（P.18）
- 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげることにしています。（P.18）
- 「保育の質の向上を図ることを通じて、障害のある子どもや医療的ケア児、外国につながる子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていく」と記載しており、しっかり取り組むことにしています。（P.23）



障害児支援について

- 「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ」とあるが、障害者権利委員会の総括所見をふまえ、「理念を踏まえ」を「総括所見を踏まえ」としてほしい。（一般）
- 障害児支援に関する所得制限を撤廃してほしい。（一般）
- 国連障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、「インクルーシブ教育システム」ではなく「インクルーシブ教育」の実現をめざすと明記してほしい。（一般）

障害者権利委員会の総括所見を踏まえることを書いてほしい

障害児支援の所得制限の撤廃について書いてほしい

「インクルーシブ教育」を書いてほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 障害者権利委員会の総括所見については、十分にその内容を検討していくこととしています。
- 各制度における所得制限の在り方については、個々の制度の目的や支援方法に応じてそれぞれ定められており、その取扱いについては、個々の制度の目的や他制度との関係も含めて検討を行う必要があると考えています。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことと、一人一人の障害の状態やニーズに応じた学びの場を整備することを両輪で取り組むことが重要だと考えています。「インクルーシブ教育システム」は障害者権利条約に規定された概念です（※）。

※ 条約上は「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」と記載されています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書くとう虐待を擁護しているように見える。（こども・若者）
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。（こども・若者）

虐待防止対策について

- 虐待からは絶対に守るというような内容があってもいいと思った。（こども・若者）
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。（こども・若者）
- 虐待を受けた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。（こども・若者）
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。（一般）

社会的養護について

- 家庭でじゅうぶんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。（その他団体）
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。（こども・若者団体）
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。（その他団体）
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。（その他団体）

虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。（こども・若者）

ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前という表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待を受けた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.18 「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではない」と修文しました。
- 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修文し、充実させました。

書いてある場所

- 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいきます。（P.18、19）
- 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。（P.19）
- トラウマ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。（P.19）
- 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。（P.19）
- 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することにしています。（P.18）
- 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することとしています。（P.12）
- 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいきます。（P.19）
- 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。（P.19、20）

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

こどもの自殺対策について

- 「自殺を防ぐ」という表現は、最後の逃げ道さえ塞がれるように感じるのでかえてほしい。（こども・若者）

インターネットについて

- 「こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」について、閲覧するには望ましくない情報、の定義が難しいため「こどもが閲覧するには望ましくない情報」を削除してほしい。（一般）

性犯罪・性暴力対策について

- 学校での性被害などのカミングアウトが想定されていない。こどもを二次被害にあわせないための教職員の知識や傾聴のスキルが必要であるが、研修の機会もないため学校現場の認識にもない。（一般）

ポイント

「自殺を防ぐ」という表現をかえてほしい

「閲覧するには望ましくない情報」について修文してほしい

学校でのカミングアウトに関する教職員への研修等を書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.20に誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進することなどを追記しました。

- P.20の31行目を「こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報」と修正し、何が有害情報なのか分かるように注を付けました。

書いてある場所

- こども・若者の性犯罪・性暴力対策として相談体制や支援体制を充実させることを書いており、教職員研修についてもしっかり取り組むことにしています。（P.20、21）

こどもの自殺対策について

- こども若者の自殺もCDRに含めて責任をもって取り組んでほしい。（その他団体）

インターネットについて

- 「こどもが主体的にインターネットを利用できる能力取得の支援や、情報リテラシーの修得支援」という部分は、人権の観点からデジタルシティズンシップ教育の推進という表記にしてほしい。（一般）

性犯罪・性暴力対策について

- 日本版DBSの実施にあたっては、社会的養護分野を対象職種に含めた上で、「早期の実現」など実施時期を明確にほしい。（その他団体）

自殺の事例もCDRに含めてほしい

「デジタルシティズンシップ教育」について書いてほしい

社会的養護分野もDBSの対象にしてほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- CDRモデル事業においては、自殺の事例も含め、同意の取れた事例について対象としているところです。CDRの在り方については、引き続き必要な検討を進めることとしています。

- 情報リテラシーには、情報社会において自分や他人の権利を尊重し、責任を持って行動するという意味も含まれています。

- 9月に取りまとめた有識者会議の報告書をもとに、こどもの性被害防止のためにより実効的な制度となるよう検討を進めている段階で、まだ確定したことは書けませんが、早期の実施を目指して検討することとしています。

4. こどもの誕生前から幼児期までの事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

こどもの育ちの理念等の共有について

- 幼児期までのこどもの育ちについて理念等を共有する場として、障害のある子が通所する「児童発達支援」も追記してほしい。（一般）

出産費用について

- 出産費用の負担を全国一律にしてほしい。（こども・若者）

妊娠・出産について

- 出産育児一時金50万ではまったく足りない。（こども・若者、一般）
- 妊娠期から乳幼児期について、早期の経済的支援とともに、孤立をふせぎ子育てを手助けする伴走型の支援を拡充してほしい。（その他団体）

幼児教育・保育について

- 保育施設のスペースや場所の確保を進めてほしい。（一般）

職員配置基準の改善

- 幼児教育・保育に携わる職員の配置基準の改善をしてほしい。配置基準は加配ではなく、大元の基準を改善し、基本給を上げてほしい。（一般）

待機児童について

- 保育所などの待機児童問題を解決してほしい。（こども・若者、子育て当事者、一般）

ポイント

児童発達支援についても書いてほしい

出産費用の負担を全国一律にしてほしい

出産・子育ての経済支援や伴走型支援について書いてほしい

保育施設的环境をよくしてほしい

職員の配置基準を改善してほしい

待機児童の解消について書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- 障害のある子が通所する「児童発達支援」施設をはじめ、ほかにも、乳児院、乳幼児健診を行う保健センター等も含まれるため、P.23に「こどもの育ちに関する関係機関」と追記しました。

書いてある場所

- 出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含む出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めることとしています。（P.22）

- 「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進めていくことにしています。（P.22）

- 「安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて（略）一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。」として、安全・安心な環境づくりを目指すことにしています。（P.23）

- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や、現場の負担軽減、職員配置基準の改善をしっかりと進めることにしています。（P.23）

- 幼稚園・保育所・認定こども園の待機児童の解消を目指すことにしています。（P.23）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

思春期について

- 思春期は「家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期」とあるが「異性」と書くのはやめてほしい。（こども・若者、一般）

教育格差について

- 都市と地方とで、受けられる教育サービスにちがいが出てしまうのはなくしてほしい。（一般）

こどもに対する暴力について

- こどもに対する暴力撲滅についてしっかり書いてほしい（一般）

教職員の長時間労働

- こどもたちのゆたかな学びを保障し、教員不足を解消するためにも、教職員の長時間労働を早急に改善してほしい。（一般）

オンライン授業について

- コロナやいろいろな理由で、学校へ行かない子、行けない子、行きたくない子がいる。オンラインで授業をうけられるようにしてほしい。（こども・若者）

教育予算の引上げ

- 国の教育予算をOECD並みに引き上げることを記載してほしい。（一般）

ポイント

思春期に悩む関係性として異性と書くのはやめてほしい

住んでいる地域に関わらず、質の高い教育を受けられるようにしてほしい。

こどもに対する暴力撲滅について項目建てして追記してほしい。

教職員の働き方改革について書いてほしい

オンラインでも授業を受けられるようにしてほしい

必要となる教育予算を確保してほしい

答申（意見が反映されたもの）

● P.24の2行目を「家族・異性との関係など」を「家族・友人との関係や恋愛など」に修正しました。

● P.24の「全てのこどもが」の前に「住んでいる地域に関わらず」を追記しました。

● 体罰や不適切な指導についてP.27に新規で項目を作ったほか、体罰によらない子育てに関する啓発のため、P.30にこどもとの関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響を親に伝えることなどを追記するなどしました。その他のこどもに対する暴力について、たとえば性暴力はP.20、21に、児童虐待についてはP.18、19に書いています。

書いてある場所

● 学校における働き方改革や処遇改善を進めることにしています。（P.24）

● P.26、27にあるとおり、不登校支援の観点において、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT等を活用した学習支援を進めることにしています。

● 「こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。（中略）こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係省庁の予算概算要求等に反映する」としており、関係省庁が教育予算の確保に努めていくことになります。（P.36）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

デジタル教科書

- 教科書をデジタル化すれば荷物の負担も減ってよい。紙とデジタルを使い分けできたらよい。（こども・若者）

ポイント

デジタル教科書を進めてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.24の「学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末」の後に「デジタル教科書」を追記するとともに、デジタル教科書の活用などを進めることで、一人一人のこどもの可能性を伸ばすことも追記しました。

書いてある場所

- 学校が安全安心な居場所・セーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、取組を進めることにしています。（P.24）

居場所としての学校

- 学校がこどもにとって安心できる居場所となるよう、学校の福祉的な機能の充実を図ってほしい。（その他団体）

学校がこどもの大切な居場所とし、必要な機能を充実させてほしい

性教育について

- 妊娠のしくみや自分の身体を大事にすることを早い時期からしてほしい。「包括的性教育」を盛り込んでほしい。（こども・若者、子育て当事者、一般）
- 包括的性教育を盛り込むのは反対（こども・若者、一般）

性教育について考えてほしい

- 「包括的性教育」という言葉はいろいろな意味で使われているため答申には使いませんが、こども・若者が、発達の程度に応じて、性に関する正しい知識を得られるよう、教育や普及啓発・相談支援を進めることにしています。（P.25）

部活動の地域移行について

- 部活動の地域移行に関しては、「地域の実情に応じて」すすめることが必要で、なおかつP14に書かれている体験活動と同様、「機会に格差が生じないよう」地域が主体的に推進できる環境を整えてほしい。（一般）

部活動の地域の実情に応じた、格差の生じない移行を進めてほしい

- 地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進め、体験格差が生じないよう配慮しています。（P.24）

給食無償化について

- こどもたちがおいしく、栄養たっぷりの給食をおなかいっぱい食べられるように、学校給食の無償化・拡充をお願いします。（子育て当事者）

学校給食の無償化・拡充について書いてほしい

- 学校給食の普及・充実を進め、学校給食無償化については課題の整理等を行うことにしています。（P.24）

男女差別

- 先生がこどもに対して男女差別することをやめてほしい。（こども・若者）

学校の先生に男女平等の理念を徹底してほしい

- 教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、研修や周知啓発等の取組を推進していくことにしています。（P.15）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

いじめ対策

- いじめが重大事態等とならないような教育や指導等を徹底してほしい。（その他団体）
- いじめが発生しないよう見守り等の工夫をしっかりとしてほしい。いじめは学校内で隠蔽されてしまうことがある。（こども・若者）

ポイント

- 重大ないじめが起こらないように教育や指導を徹底してほしい
- いじめを隠蔽せず、予防や対応を徹底してほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.26に「全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する」と追記しました。

不登校支援

- 教育を受けられ、進路指導を受けられ、就職できるような支援があってほしい。（こども・若者）
- 多様な学びを選択できる社会の構築をお願いしたいです。オルタナティブスクール、フリースクール、ホームスクーリングを教育の選択肢としてみとめてほしいです。（こども・若者、子育て当事者）
- フリースクールの認識を広めてほしい。知らないだけでは消されてなくなってしまう。（こども・若者）

- 不登校のこどもへの支援を充実させてほしい

- フリースクールなどと連携を強化し、不登校のこどもを支援してほしい

書いてある場所

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化することにしています。（P.26、27）
- 不登校の場合でも教育を受ける機会が確保できるよう、フリースクール等と連携し、支援体制を整備していくことにしています。（P.26、27）

教育相談体制

- スクールカウンセラーに相談をすると、まわりに何かあったのかなと思われてしまうので、身近な先生なども相談に乗ってほしいし、タブレット端末を使った相談ができるようにしてほしい。（こども・若者）
- スクールカウンセラーに話したくても遠くに感じてしまうことがあるので、講演や授業など、もっと身近に感じられるようにしてほしい。（こども・若者）

- 学校における相談体制をしっかりと整備してほしい



- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備することにしています。（P.26、27）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

居場所について

- 居場所について、社会全体での理解が醸成されるような取組を推進に言及してほしい。（その他団体）
- 居場所をつくってほしい。（こども・若者）

待機児童について

- 放課後児童クラブの待機児童問題を解決してほしい。（こども・若者、子育て当事者、一般）

こころのケアについて

- 医療ケアや性情報の情報提供だけでなく、こころのケアが必要。（こども・若者団体）

職業教育について

- 学校で様々な職を知る機会を増やしてほしい。（こども・若者）

社会人に必要な知識の教育

- 社会に出る前に、社会人になってから支払いが義務になっているもの（年金や保険など）を教えてもらう機会がほしい（こども・若者）
- 学校で税のしくみや国のお金の運営、政治（選挙のしくみなど）についてまなびたい。（こども・若者）

居場所について

- 居場所の実態調査は継続的におこなってほしい（その他団体）
- インターネットが居場所となることにも目をむけてほしい（その他団体）
- こどもの生活圏内にある公園をこどもの居場所として活用することを盛り込んでほしい。（一般）

ポイント

書いてある場所

居場所をつくってほしい

- こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することになっています。（P.25）

待機児童を解消してほしい

- 放課後児童クラブの待機児童の解消を目指すことにしています。（P.25）

こころのケアもしっかり進めてほしい

- こころの問題等について、こども・若者に対する相談支援を進めていくことにしています。（P.25）

職業教育をしっかりやってほしい

- 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的な活用を進めていくことにしています。（P.26）

社会に出る前に社会人に必要な知識を身に付けたい

- 主権者教育や社会保障教育を進めることにしています。（P.25、26）

こどもの居場所づくりに関する指針に記載する方向となっています。（P.25）

実態調査を継続的にやるということを書いてほしい

- 実態調査の必要性については、こどもの居場所づくりに関する指針で記載する方向で検討しています。

インターネットを居場所の1つとして明記してほしい

- オンラインの居場所もこどもの居場所の1つとなる、ということ、こどもの居場所づくりに関する指針において記載する方向で検討しています。

公園をこどもの居場所として活用

- 「公園」をこどもの居場所として活用することについては、こどもの居場所づくりに関する指針で記載する方向で検討しています。

6. 青年期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

メンタルヘルスについて

- メンタルヘルスについて気軽に相談しづらい。カウンセリングは活用に抵抗がある。（こども・若者、こども・若者団体）

青年期の取組について

- 青年期の取組が少ないのではないか。（こども・若者団体）

ポイント

メンタルヘルスケアについて書いてほしい

青年期の取組が少ない

答申（意見が反映されたもの）

- P.29にメンタルヘルスケアを含めて悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実について、新しく項目を立てました。
- 大学等での学びや仕事、結婚に関する取組を記載していましたが、上に書いたとおり、メンタルヘルスケアに関する取組も追記しました。青年期は様々なライフイベントが重なる時期であり、これらの取組により、若い世代が、自分らしく社会生活を送ることができるようになって考えています。また、基本的な方針に、仕事や結婚だけでなく、趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することを追記しました。

就職支援

- 就職支援においては、相談できる場所を用意してほしい。（こども・若者）
- 就職活動において、就職後に役立つスキルが身につくインターン制度をもっと普及させてほしい。（こども・若者）

就職支援における相談体制を整備してほしい

インターン制度を充実させてほしい

書いてある場所

- ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組んでいくことにしています。（P.28）
- インターンシップ等の学生のキャリア形成支援を推進することになっています。（P.28）
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減や、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立するための環境整備を進めていくことにしています。（P.29、30）

キャリアと育児の両立について

- お金に心配なく、またキャリアアップに支障がなく、安心して結婚し、こどもをうみ、育てたい。（こども・若者）

お金に心配せず結婚し、キャリアアップに支障の出ない子育てができるようにしてほしい

7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

こどもの預け先について

- 幼稚園にかよっているこどもの預け先がなく、こまることがある。預け先を充実させてもうすこし気軽に預けることができるようにしてほしい。（子育て当事者）

ポイント

預かり保育を充実させてほしい

書いてある場所

- 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進していくことにしています。（P.30）



教育負担の軽減について

- こどもを育てる為の教育費がかかりすぎる。（子育て当事者、一般）

教育費の負担軽減についても書いてほしい

- 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施していきます。（P.29）



修文に結びつかなかった理由・考え方

- 新しくこども医療費助成の制度を創ることについては、現在の地方自治体によるこども医療費の助成内容が自治体によって様々だったり、医療費の自己負担をゼロにしてしまうことで、病院側の体制や人々の受診行動への影響などもあることから課題が多いですが、地方自治体の医療費等の負担軽減を図ることとしています。

医療費の補助について

- 18歳までの医療費を補助してほしい。（こども・若者、子育て当事者、その他団体）

18歳までの医療費の負担軽減をしてほしい

- 年少扶養控除は、より支援が必要な人に支援を行うことができる子ども手当に振り替えるという考え方で、廃止されました。
- 児童手当の所得制限をなくすことは、すでに、政府の方針として決定しています。

年少扶養控除・所得制限について

- 年少扶養控除を復活してほしい。（子育て当事者、一般）
- 児童手当の所得制限をなくしてほしい。（子育て当事者、一般）

年少扶養控除を復活させることを、大綱に書いてほしい

所得制限をなくす方針を、大綱に書いてほしい

教育費の無償化について

- 高校までは教育費を無料にしてほしい（こども・若者）

高校までは教育費を無料にしてほしい

- 高校で学びたいこどもが経済的な理由により修学できないということがないよう、高校等の授業料や授業料以外の教育費を支援することとしています。また、義務教育段階では、国公立学校における授業料は無償となっており、教科用図書の無償措置が行われているほか、経済的理由により、就学困難と認められる世帯に対しては、就学援助により学用品費等の支援を行っています。

7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見 (主なもの)

共働き・子育てについて

- 「共働き・子育て」は、両親がそろっている前提で子育て支援をしようとしているように捉えられるのではないか。(全国知事会)

ポイント

誤解のない表現にかえてほしい

答申 (意見が反映されたもの)

- 共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であると認識しています。そのため、共働き・子育てという表現にしています。P.11にそのことを追記しました。一方、ひとり親家庭の子育てもしっかり支えていくことにしています。(P.30、31)

親へのサポートについて

- 役場や駅など、誰にもわかりやすい場所に子どもも親も集まれる場所をつくって、いつでも集まれるようにするのがよいと思う。子ども向けだけでなく、親向けの支援も必要である。子どもの貧困や虐待をなくすには親のサポートも必要だと思う。(こども・若者)
- 相談できる場所がたくさんあっても、その場所にいる相談員や、子どもをみってくれる人を確保するのが難しいし、人を確保したところでまちがった知識や浅はかな知識で話を聞いてしまうと、悩んでいるこども・若者が混乱してしまうと思う。いま世の中にたくさんあるオンラインサロンや、アプリで悩んでいる人がつながれるしくみみたいなものがあれば、人もいらないし、気軽に相談できる場所がつかれると考えた。(こども・若者)



居場所を作ったり、親のサポートをしったりしてほしい

書いてある場所

- こどもの居場所づくりは、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりがおこなわれるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることにしています。(P.25)
- また、親の相談支援・居場所づくりについては、妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援をしっかり進めていくことにしています。(P.17)

オンラインなどで、しっかりとした知識のある人に、気軽に相談できる場所がほしい

- 気軽な相談手段としてオンラインでの相談を挙げており、そうした場の整備に取り組んでいくことにしています。(P.36)



7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

仕事と育児の両立について

- こどもの参観日や急な体調不良等で親が仕事を休める保障をしてほしい。親が自分のためにとるだけでなく、こどものためにとれる休暇制度を設けてほしい。（こども・若者）
- 休みを取りやすい働き方や余暇時間を確保する働き方など、ライフワークバランスの取れた働き方を推進すれば、結婚や出産をプラスに考えられる。男性も育児休業をとりやすいようにしてほしい。男性と女性の賃金格差をなくしてほしい。（こども・若者）
- お母さんが、妹産んだあと本当に体がつらそうだった。お父さんの育休明けてからが、本当にお母さんフラフラだった。休んだ分だけ、お給料貰えないって言ってたけど、お母さんの事考えるともっと休んでほしかった（こども・若者）

育休の代替要員について

- 子育て当事者をささえる側のフォローについても触れてほしい。例えば、育休を取る人の代わりに仕事をする人のことも考えてほしい。（一般）

経済的基盤の確保

- 共働き前提ではなく、1人の収入で家族を支えられるような経済基盤を目指してほしい。（一般）

ひとり親について

- 親が離婚したこどもも対象にしてください。（こども・若者）
- 親が離婚しても父親とも母親とも自由に会えるしくみづくりをした方がいいと思います。（こども・若者）
- ひとり親でもきちんと子供が安心して暮らせる環境が必要。（一般）

ポイント

書いてある場所

仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めてほしい

男性育休の推進についても書いてほしい

育休の代替要員などについても書いてほしい

経済的基盤の確保を目指してほしい

親が離婚したこどもに対する支援についても書いてほしい

安全・安心な親子交流についても書いてほしい

ひとり親でもこどもが安心して暮らせるよう支援してほしい

- 育児休業制度などを通じて、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。（P.30）
- また、男性育休が当たり前になる社会の実現に向けて、様々な取組を進めます。（P.30）
- 具体的には、こどもまんなか実行計画で、育休を取る際に代わりに仕事をする方を支援する企業への助成制度を拡充することについて、書くこととしています。

- 若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保することとしています。（P.11）

- ひとり親家庭への支援を書いており、親が離婚したこどもについても対象にしています。（P.30、31）

- こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進します。（P.30、31）

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、子育て支援等に取り組みます。（P.30、31）

8. こども若者の社会参画・意見反映について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

意見表明に対する意欲や関心について

- 「意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者」という表現は、意見を表明することへの意欲や関心をそもそも高く持つきっかけがないことや、声を上げることリスクや負の経験があるこども・若者という表現の方が、すぐしっくりくる。（こども・若者団体）

ポイント

意見を表明することへの意欲や関心がそもそも高く持てない人があることも念頭に置くべき

答申（意見が反映されたもの）

- P.33の「意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者」に変更しました。



意見を言いやすい環境づくり

- 友達と話していて、意見がちがった時に、否定されないか気になってしまうので、どんな意見を言っても否定されない雰囲気を作ってほしい。（こども・若者）
- 気軽に意見を言えるように、SNSなどで普段の生活に対するグチを募集するといいのではないか。（こども・若者）

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備について書いてほしい

気軽に意見を言える場作りを進めてほしい

書いてある場所

- あらゆるこども・若者が日常的に意見を言い合えて、その意見が尊重されるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備に取り組んでいくことにしています。（P.33）
- こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぶらす』）を推進したりすること等を通じて、意見を言える場作りに取り組むことにしています。（P.32）

意見を聴く環境づくり

- こどもの意見が大人に、対等かつ真剣に取り扱われ、検討され、フィードバックが行われるようにしてほしい。（その他団体）
- 1人が意見を言ったところで聴いてもらえるならみんな言っているし、世の中変わっていくと思うが、聴いてもらえてないからほとんど変わっておらず、不安しかないので、しっかりしてほしい。（こども・若者）
- まだこどもだからってこどもをなめてる。もっとこどもに意見を言わせること。大人は圧をかけて言わせないのがダメ。（こども・若者）

こども・若者が意見を聴かれ、聴いた意見がどのように施策に反映されたのかフィードバックされるべき

大人の考えを押し付けないことが重要

- こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックしていくことにしています。（P.32）
- おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要だという認識のもと、しっかり取り組むことにしています。（P.32）

8. こども若者の社会参画・意見反映について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

審議会・懇談会等へのこども・若者参画

- こどもの意見を取り入れるために、こども代表の人を数名、委員に組み込んでほしい。（一般）

地方公共団体における人材育成

- 地方公共団体でこどもの社会参画・意見反映を進めるに当たり、地域における人材育成を進めてほしい。（その他団体）

地域・社会への意見表明について

- こども・若者が自分のことだけでなく、地域や社会に対しても意見を形成・表明できるようにしてほしい。（その他団体）

SOSの受け止めについて

- こどもがSOSを発信しても、まわりのおとなによって、なかったことにされてしまう。こどものSOSが確実に届くルートを作るべきだと思う。（こども・若者）

様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもについて

- ヤングケアラーなど本当にこまっていて助けが必要な人ほど、意見聴取を知らなかったり忙しくて余裕が無いことに配慮してほしい。（こども・若者）

多様な手法での意見聴取について

- 当事者の意見をたくさん聞いて不安点や要望等思っている事柄をより把握したり、当事者が抱えている意見を聞いてもらいやすい環境を提供してほしい。（こども・若者）
- 虐待経験者にとっては、初対面の人にいきなり会うのはこわいので、オンラインで意見を聴く取組をしてほしい。（こども・若者団体）

ポイント

審議会・懇談会の委員にこども・若者を入れてほしい

地方公共団体における人材の育成に向けた取組を行うべき

社会参画や意見表明に係る機会の充実をすべき

SOSをしっかり受け止めてほしい

様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもの意見も聞いてほしい

こども・若者がアクセスしやすい多様な意見聴取の手段を準備すべき

書いてある場所

- こども家庭審議会委員にはこども・若者の委員も入っています。各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員にも、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組むことにしています。（P.32）

- 地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行うことにしています。（P.33）

- こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会等を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期にいたるまで持つことができるように取り組むことにしています。（P.33）

- SOSを発しても周囲が受け取れていないことがあるという認識のもと、こども・若者や家庭が、必要な支援を受けられるよう、当事者に寄り添いつつ、支援を届けることにしています。（P.11）

- 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども等がいるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、十分な配慮や工夫を行うことにしています。（P.33）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

- ①答申に反映する意見
- ②中間整理に書いてある意見
- ③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見	ポイント	答申（意見が反映されたもの）
団体同士の連携について 子ども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる、民間団体同士だけでなく、行政機関と民間団体との連携も強化してほしい。（その他団体）	行政機関と民間団体との連携も強化してほしい	P.35に「行政機関と民間団体」を追記しました。
地方公共団体の人材確保について P35の地域の包括的支援体制構築について、「子ども家庭センターの全国展開を図るとともに、子ども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、子ども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。」に加え、「また、市区町村の実態に即した広域連携や、人材派遣などの検討を促進する。」を記載すべき。町村にとっては人材確保が難しいため、広域連携や人材派遣が必要である。（一般）	自治体の人材確保のため、広域連携や人材派遣を書いてほしい	修文に結びつかなかった理由・考え方 町村等の小規模自治体における人材確保については、都道府県による広域のバックアップを行うことや地方公共団体の意見を踏まえた効率的な人員配置を可能とすること等が重要と考えており、今後、改正法の施行に向けて検討を具体化してまいります。
数値目標と指標について - 少子化社会対策基本法にも基づくものでもあるので、少子化社会対策大綱と同様に基本的な目標として、国民希望出生率などを設定してほしい。（子ども・若者） - 子どもの貧困率の削減目標や貧困を多面的に捉える指標を設定してほしい（その他団体） - 子どもの意見を聴いて、指標の設定や評価をしてほしい（その他団体） - 目標・指標を決める議論は公開してほしい。（その他団体）	 希望出生率を目標として設定してほしい 子どもの貧困率を目標設定してほしい 議論を公開したうえで、適切な目標・指標を設定してほしい	- 目標・指標については、答申を踏まえ、政府において検討がなされることとなっています。 - 子ども・若者、子育て当事者から見て何がどのように変わるのかが分かるような目標や、施策の進捗状況が分かる指標、子ども・若者、子育て当事者の状況等が分かる指標を設定することとしており、目標・指標をあわせて、少子化や貧困を含む様々な課題について多面的に捉え、目標や指標の状況を踏まえて施策を見直していくこととなります。 - おおむね5年後の子ども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、子ども家庭審議会において検討することとしています。子ども家庭審議会の調査審議は公開されています。

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

ポイント

書いてある場所

こどもコミッショナーについて

- 「こどもコミッショナー」の設置を明記してほしい。（その他団体・一般）

相談救済と改善提案の役割を持つ機関について書いてほしい

- 「こどもコミッショナー」と呼ばれる第三者機関は、①こどもの権利が侵害されたときの救済、②政策提言の機能を持つものと考えられます。
- このうち、①権利侵害の救済は、まずはこどもなど住民に身近な地方公共団体が取り組むべきことです。P.14にあるように、その取組を後押しするとしています。
- ②政策提言機能は、P.37にあるように、法律で、こども家庭審議会がその役割を担うことになっており、同じような役割の別の機関を置くことは現時点で想定しておりません。

相談体制の整備

- 国や自治体の支援策には、「24時間365日休みなく」「いつでもどこでも」「自分がもとめる方法で話することができる（相談をうける）」というくみがないので、しっかり整備してほしい。（その他団体）

相談体制を整備してほしい

- こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化するなど、地域における包括的な支援体制を構築・強化することとしています。（P.36）

SOSを求めやすい環境の整備について

- お金にこまっていたり、ネグレクトなどでこまっているこどもが色々なアプローチ方法でSOSを求めやすい環境づくりを進めてほしい。（こども・若者）

SOSを求めやすい環境を整備してほしい

- こども・若者がSOSを求めやすくなるよう、必要な情報や支援をしっかり届けることとしています。（P.10、11）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

ポイント

書いてある場所

縦割り打破について

- 行政においては、縦割りではなく横の連携をしっかりとほしい。（こども・若者）

行政の縦割り打破のために必要な推進体制を書いてほしい

- こども家庭庁として、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮してまいります。（P.12）

こども・若者に携わる担い手の育成について

- こどもや保護者が、学校や教育委員会等に相談しても、定型文のようなアドバイスしか返って来ないので、現場が一人一人の問題をきちんと解決に導くスキルを持ってほしい。（その他団体）

こども・若者に携わる担い手の育成について書いてほしい

- こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の専門性の向上を図っていくことにしています。（P.35）

関係機関連携について

- 学校（小学校、中学校、高校特に私学や通信制）と各種支援窓口や支援ネットワーク（生活困窮、要対協、子若協議会、重層的支援体制等）との連携してほしいです。また、学校の連携の要としてのSSWの役割も大事だと思います。（一般）

学校、各種相談窓口、SSWの連携について書いてほしい

- 地域において、学校、各種相談窓口、SSWを含めた包括的な支援体制を構築し、関係機関同士での連携を強化することとしています。（P.36）

必要な人に届けるための情報発信について

- 本当に苦しんでいる人はSNSを使えない場合が多い。回覧板や自治体のお便り等、アナログな情報発信もしてほしい。（一般）

必要な人に届く情報発信をしてほしい

- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信を進めることにしています。（P.35、36）

数値目標と指標について

- 今後も進捗状況や取組の成果を調査し、新たな戦略を練り続けていくしくみを作してほしい。（一般）

目標・指標を検証・評価して、施策の点検と見直しをしてほしい

- おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討してまいります。（P.38）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

- ①答申に反映する意見
- ②中間整理に書いてある意見
- ③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見



ポイント

答申（意見が反映されたもの）

書いてある箇所

こども条例について

- こどもの権利についての意識啓発のため、自治体におけるこども条例の制定を国が支援するべき。（その他団体）

こどもの権利の啓発に向け、地方公共団体の条例制定を支援することについて書いてほしい

- P.38の「見える化」を進めるものとして、「こどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の制定状況」を追加しました。

地方公共団体との連携について

- 具体的にどのように地方公共団体に下りていくのか書いてほしい。（こども・若者）

地方公共団体で施策を進めるためのしくみを書いてほしい

- 自治体こども計画の策定を促進したり、国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を進めていくことにしています。（P.38、39）

国際的な連携・協力について

- 児童の権利委員会の総括所見における勧告に対する対応や一般的意見の参照・反映に優先的に取り組んでほしい。（その他団体）

児童の権利委員会の総括所見における勧告等への対応を書いてほしい

- 条約を遵守しつつ、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進めていくことにしています。（P.39）

財源の確保について

- 支援や体験活動等はお金がかかるが、そのお金はどこから発生するのか。増税等で資金を増やすのだとしたら、かえって負担が増える政策となってしまう、意味がないのでやめてほしい。（こども・若者）

こども大綱を推進するために必要な財源を確保してほしい

- こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、幅広く検討を進め、その確保に努めることにしています。（P.39）

地域間格差について

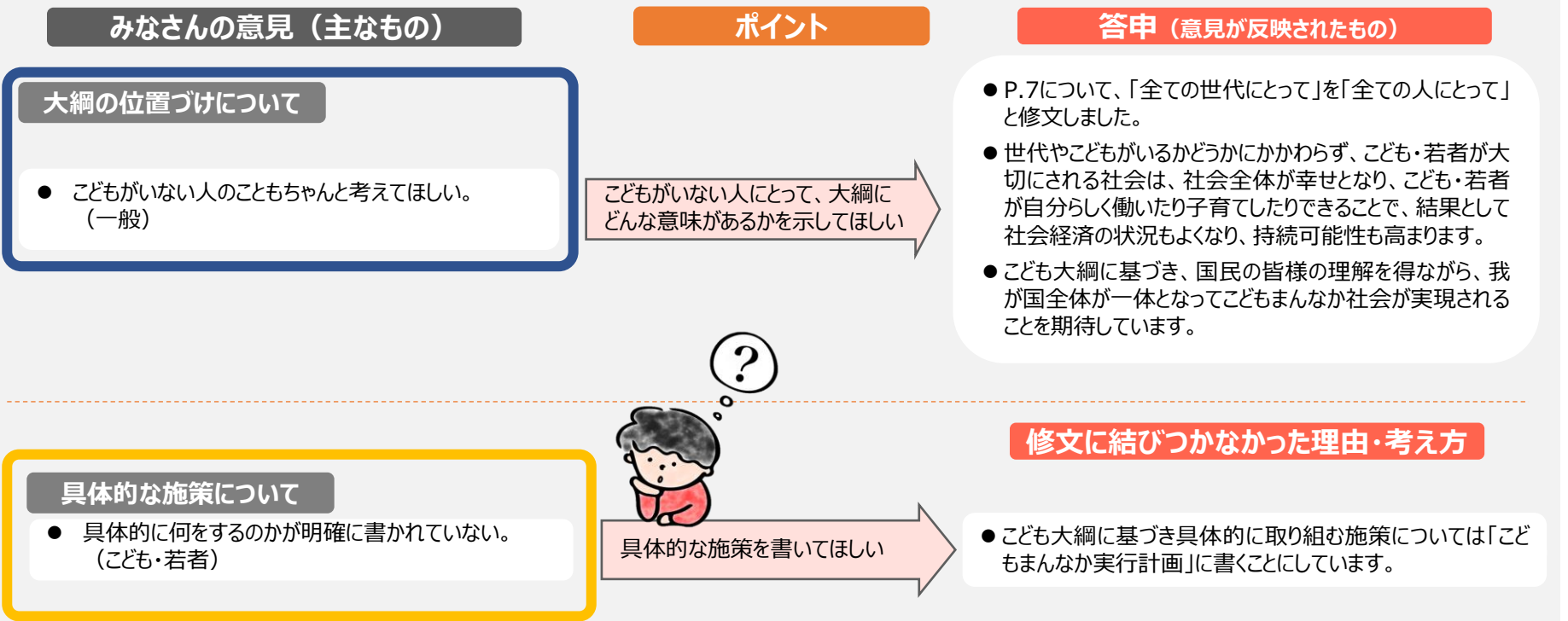
- 支援や教育に関して地域の財政状況等によって地域間の格差が生じないようにしてほしい（その他団体）

これから実施する取組について、地域間で格差が生じないようにしてほしい

- こども施策は、それぞれの地方公共団体において地域の実情を踏まえて行うこととなります。こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられるよう、環境を整備していくこととしています。

10. その他

- ①答申に反映する意見
- ②中間整理に書いてある意見
- ③修文に結びつかなかった理由・考え方



11. みなさんが良いと評価してくれたところです。ありがとうございます！



みなさんの意見

こども大綱全体について

- 年齢ごとにあった取組をしてくれるのがよい。(こども・若者)
- (やさしい版について) こどもがわかりやすい文章・粒感にまとめているのがよい。ぱっと見てこどもにもわかりやすいと思った。(こども・若者)
- こどもの権利の主体を明確にきちんと記載されているというのは非常によい点。これまでのパターンリスティックな価値観からは大きく転換されており、高く評価している。(こども・若者団体)
- これまでは「成長」とか「どう育てていくか」の観点が非常に強かったが、こどものウェルビーイングを軸にしているという点は非常に良い。(こども・若者団体)
- 幼児期において、遊びの充実について書いてあるのがよい。(こども・若者)

こどもまんなか社会について

- こどもまんなか社会ができることがうれしい。こどもが大切にされていると感じる。(こども・若者)

基本的な方針について

- 6つの基本的な方針はすごくいいなと思った。特に「③こども・若者の成長に合わせて、大人になるまでずっと支えます。」の部分において、将来のためではなく今すぐ支えてくれるところがいいなと思った。(こども・若者)

意見表明について

- 意見を言いやすいような雰囲気を作っているのがいいと思った。(こども・若者)

- 全体的にとってもよい。こども若者のことを考えてもらえていると思う(こども・若者団体)
- 貧困、いじめ、障害、医療など、さまざまな方面からの支援があり、誰もが必要な支援を受けることができそうな点に魅力を感じるから。(一般)
- これまでは、ひきこもりの若者や、社会から既に逸脱しているこどもに対象を限定していたが、今回はこども全般が対象としている点が良い。(こども・若者団体)
- こどもが生まれてから成長して教育を受けるまで幅広く対応していて良いと思った。(こども・若者)

- こどもまんなか社会はこれまで意識されていなかったが、大綱で世間に表明したことで、日本がこどもを中心とした社会になっていくような気がする。(こども・若者)

- 「③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。」はよいと思う。支えてもらった経験のある人は、将来ささえる側の人になれるので、③のような取組が増えるとよい。(こども・若者)

- このように当事者や現場の声を届ける場がつけられたことには希望を感じていて、感謝している。(こども・若者団体)

12. 資料の見せ方やアピールの仕方などについて、工夫していきます。

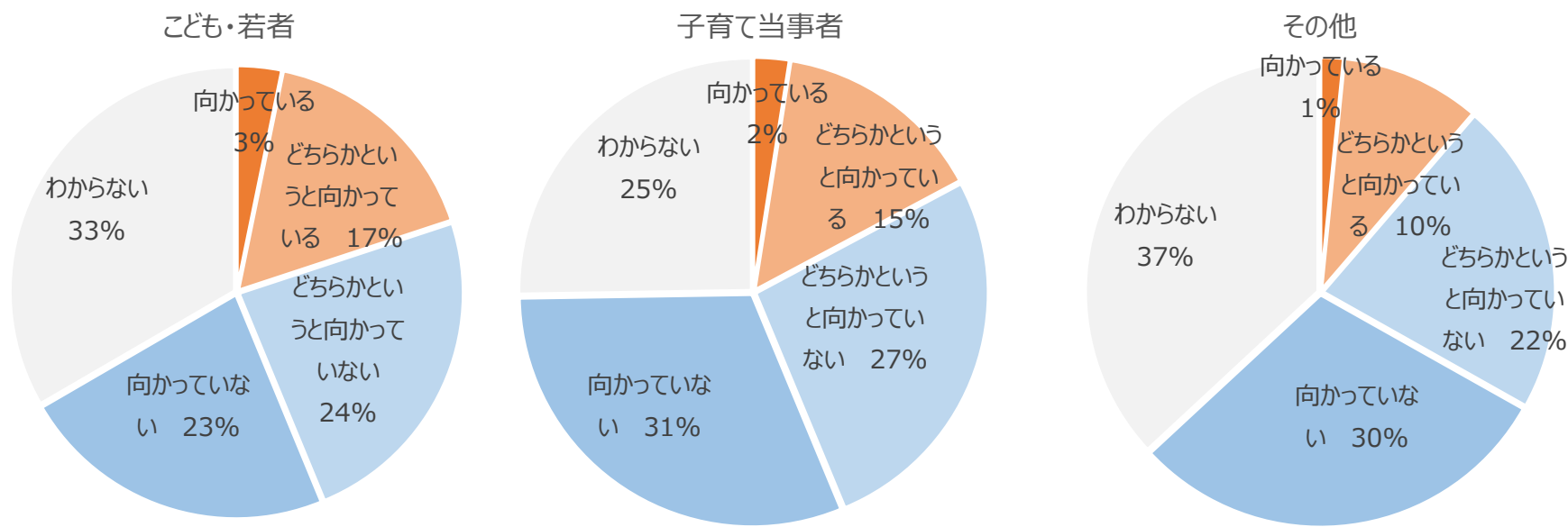
みなさんの意見

- こどもまんなかのことを知らなかったので、もっとアピールしてほしい。（子育て当事者）
- （こども若者パブコメだけを見ると、30歳以上は回答できなかったので30歳以上も回答の対象にしてほしい。（こども・若者）
- 文字が多すぎる。もう少しかんたんな言葉を使ってほしい。イラストを使うなど、もう少し見やすくしてほしい。（こども・若者）
- こども若者いけんぶらすで意見を言いたい。（こども・若者）
- 今回のようなイベントに、もっとたくさんのこどもが参加できるように広報を行った方がいいと思う。（こども・若者）
- アンケートをとる機会を増やす。アンケートは紙ではなくスマホなどのできるものにすると気軽にできてよいと思う。（こども・若者）

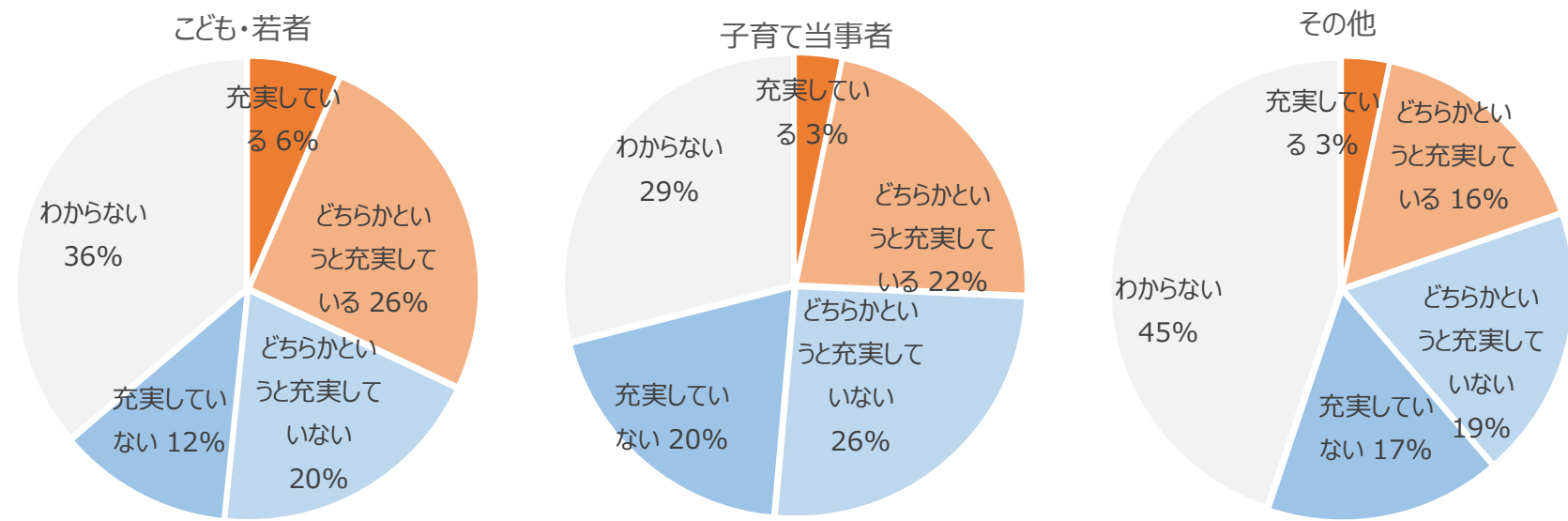
今後工夫していくこと

- こども大綱ができれば、しっかりと周知します。
- こども若者パブリックコメント等の取組は、こども若者のみなさんから意見を頂きたいことから、回答に年齢制限をつけていました。一方で、パブコメやモニターアンケートなど、30歳以上も対象とした取組も行いました。
- こども大綱には書くべきことが多くあり、文字が多くなってしまっておめんなさい。こども向けには「やさしい版」などの資料を作りましたが、こども大綱の内容を広く伝える際には、できるかぎり分かりやすく見せられるようにします。
- 登録募集中です。対象年齢の方は是非登録ください。
- もっとたくさんのこども・若者に参加してもらえるよう、周知方法等も工夫しながら広報します。
- 例えば、今回のこども大綱の意見聴取では、こども若者パブコメを、スマホでも入力できるようにしています。今後の意見聴取の取組にも活かします。

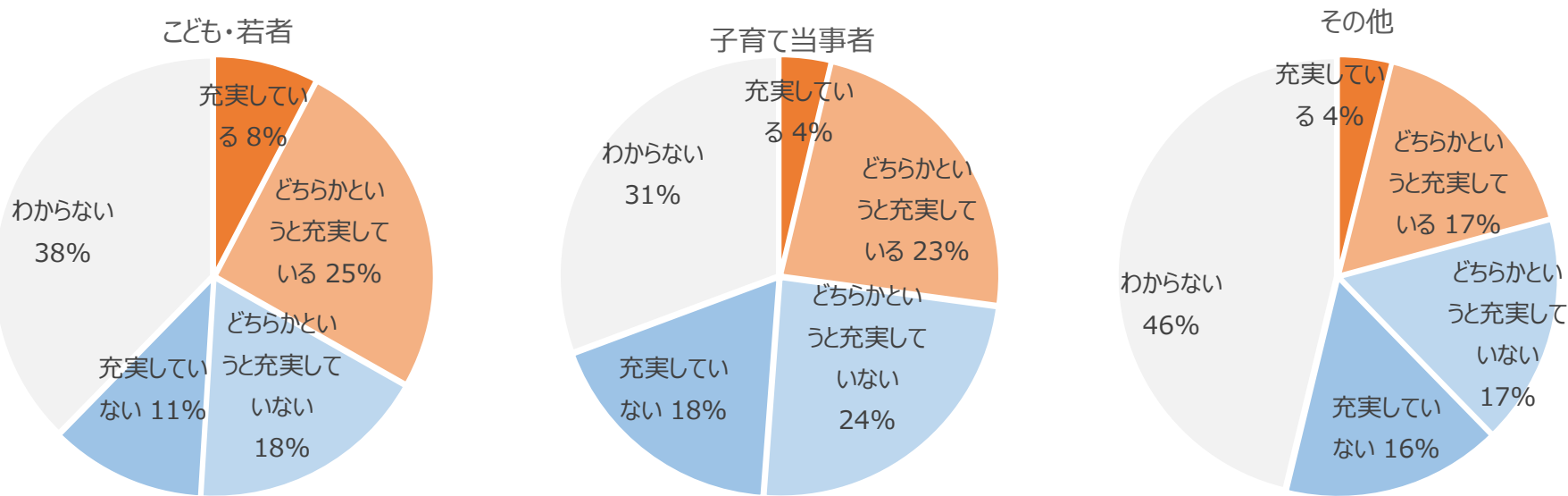
1. 今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていてと思いますか？



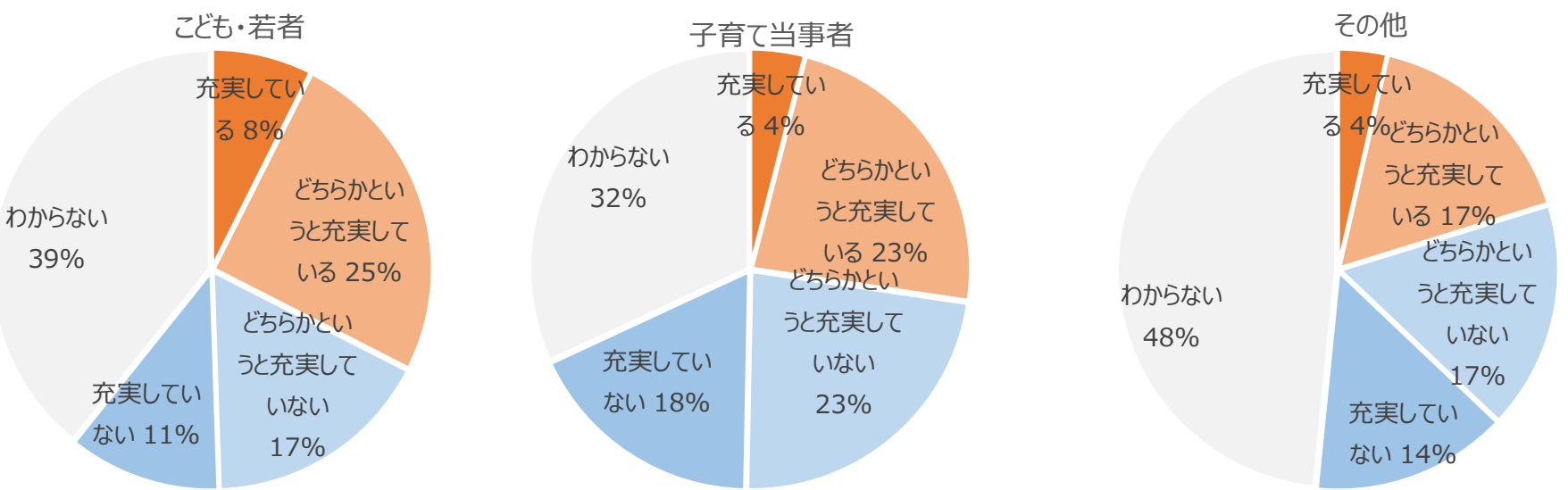
2. 基本的な方針についてどう思いますか？



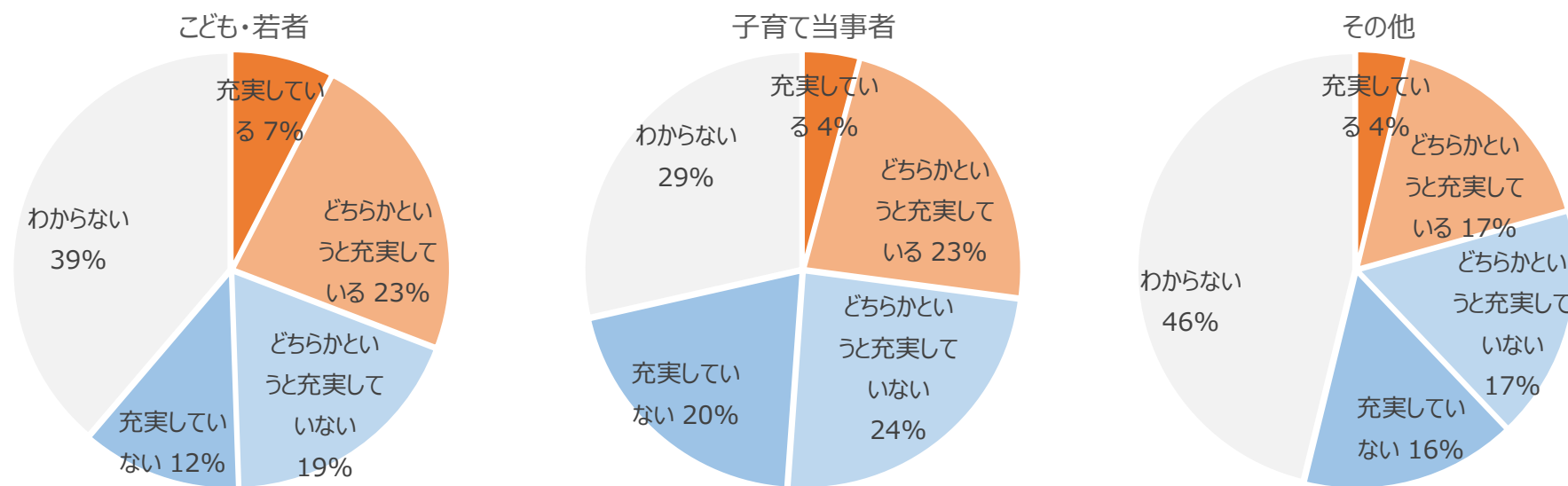
3. ライフステージに縦断的な事項についてどう思いますか？



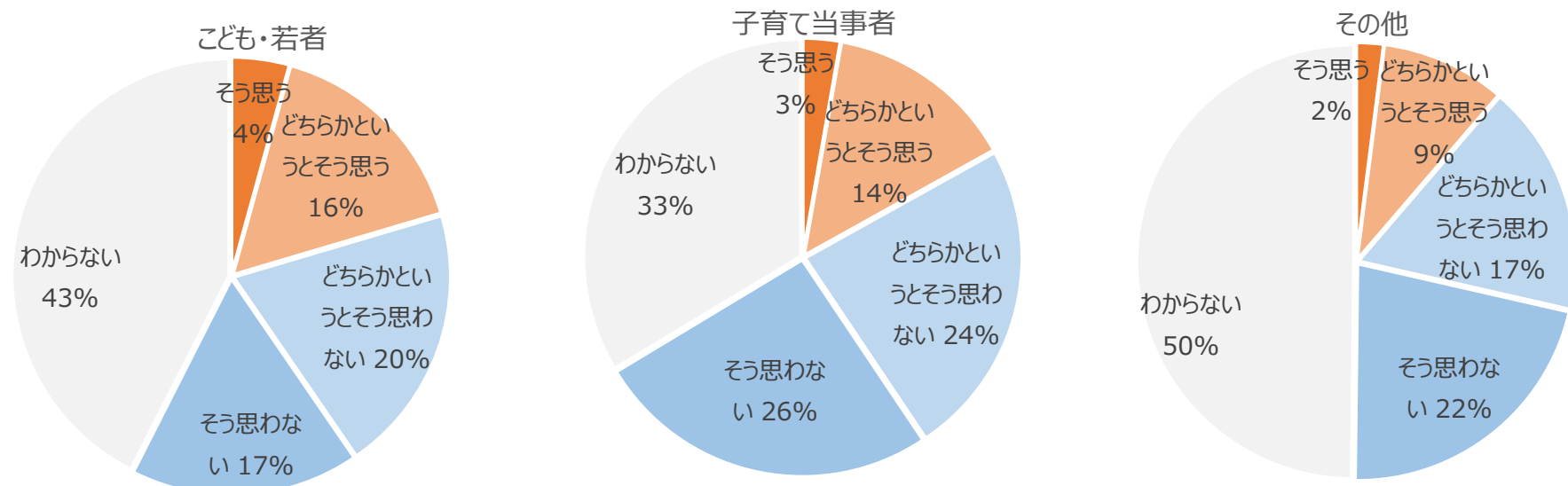
4. ライフステージ別の重要事項についてどう思いますか？



5. 子育て当事者への支援に関する重要事項についてどう思いますか？



6. こども政策に関して意見を聴いてもらえていると思いますか？



5 次サ第 298 号
令和 6 年(2024 年) 1 月 5 日

市町村こども政策担当課長 様

長野県県民文化部こども若者局
次世代サポート課長

都道府県こども計画について（通知）

都道府県こども計画について、都道府県は、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 1 項の規定において、こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を勘案して、定めることとされています。

また、都道府県こども計画は、少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされています（こども基本法に関する Q & A【第 1 版（令和 5 年 4 月版）】Q 8）。

本県では、令和 5 年 3 月に長野県子ども・若者支援総合計画（以下、「本計画」という。）を定めたところですが、本計画は、これらの内容を包含するものとなっています。

については、本計画を都道府県こども計画に位置付けることとしますので、市町村におかれましては、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づき、こども大綱及び本計画を勘案して、市町村こども計画を定めていただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

担 当 次世代サポート課 塩原、市川
電 話 026-235-7207（直通）
電子メール shoushika@pref.nagano.lg.jp

長野県子ども・若者支援総合計画

～夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現～

(概要版)

令和5～9年度



長野県

1 策定の趣旨

近年の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、急激で先を見通すことができない社会の変化は、成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、これまでにない多大な影響を及ぼしています。

多くの子ども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加など子ども・若者が置かれている環境は、より厳しさを増しています。

この計画は、このような子ども・若者の置かれている状況を踏まえて、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を、概ね 2035 年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後 5 年間の行動計画としてまとめたものです。

2 子ども・若者を取り巻く状況

社会全体の状況

(少子化の急速な進行)

未婚化、晩婚化の進行などにより少子化の進行に歯止めがかかっておらず、コロナ禍による出会いの機会の減少、結婚・妊娠・出産に対する後ろ向きな意識の増加により更に拍車が掛かるおそれがあります。

(貧困の連鎖、格差拡大への懸念)

コロナ禍は、特に生活困窮世帯の暮らしに大きな影響を与えています。経済的な理由で進学を断念していると回答した困窮家庭の割合は5年前から大幅に増えており貧困の連鎖が更に進むおそれがあります。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

コロナ禍は、若者・子育て世代の家事・育児負担や、雇用・収入にも影響を及しているとともに、コミュニケーションの不安やストレスが子どもたちの心身にも影響を及ぼしていることが考えられます。

(社会におけるデジタル化の急速な進展)

スマートフォン等の普及が進み、利用の低年齢化も進行しています。インターネット上でのいじめやネット依存、ゲーム依存が進むおそれがあります。

- 合計特殊出生率
1.56 (H29) ↘ **1.44** (R3)
- 出生数
14,525人 (H29) ↘ **12,514人** (R3)
- 経済的な理由により、希望する進学先に進学する予定がないと回答する困窮世帯の割合
4.8% (H29) ↗ **11.8%** (R4)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯全体の収入が減ったと回答した割合
困窮家庭 **54.9%** (R4)
一般家庭 **19.3%** (R4)
- 自分が使えるスマートフォンがあると回答した子どもの割合
小学6年生 **60.5%** (R4)
中学3年生 **78.1%** (R4)

子ども・子育て家庭の状況

(将来の夢や希望)

将来の夢・なりたい職業がある子どもの割合は、学年が上がるにつれて少なくなっており、5年前よりも低下しています。

(生活・教育の状況、コロナ禍の影響)

授業の理解度については、困窮家庭では「わからない」との回答が半数以上となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として、困窮家庭では学校の授業が分からないと感じる割合が高くなっており、教育格差が更に拡大するおそれがあります。

(生活への満足度)

生活の満足度について、一般家庭と困窮家庭では差が出ており、更に格差が広がるおそれがあります。

- 将来の夢・なりたい職業が「ある」と回答した子どもの割合
72.7% (H29) ↘ **67.0%** (R4)
- 授業が「わからない」と回答した子どもの割合
困窮家庭 **52.7%** (R4)
全体 **30.5%** (R4)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として「学校の授業が分からないと感じること」について「増えた」と回答した割合
困窮家庭 **35.6%** (R4)
一般家庭 **19.6%** (R4)
- 生活の満足度が高いと回答した割合
困窮家庭 **29.0%** (R4)
一般家庭 **74.1%** (R4)

3 基本目標

夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現

夢や希望がかなう

・日々の暮らしや、進学や就職、結婚や出産、子育てなどの各段階において、こうありたいと思う夢や希望は、子ども・若者一人ひとりのみならず、長野県が、未来を切り拓いていく原動力となるものです。

一方で、子どもたちの約2割が頑張れば報われると思えず、若者が持ちたい理想の子ども数を持つ予定がないというアンケート結果からは、夢や希望を持つこと自体をあきらめてしまっている多くの子ども・若者がいることが伺えます。

・置かれている環境にかかわらず、誰もが夢や希望を持ち、挑戦できるとともに、かなえることができるように、社会全体で子ども・若者を応援していきます。

笑顔あふれる

・物質的にも、精神的にも豊かな社会の中で、しあわせを実感できることが、子ども・若者の笑顔へとつながっていきます。

・新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の激変による物価高騰などが、子ども・若者の心身や、取り巻く社会経済環境に大きな影響を及ぼしている中、一人ひとりに寄り添い、支えていくことで、身体的、精神的、社会的にも満たされた状態をめざしていきます。

4 施策の展開

本計画では、基本目標の達成に向けて、次の3つの基本方針のもと、施策を展開します。

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

- 1 就業の支援
- 2 結婚の支援
- 3 妊娠、出産及び子育ての支援
- 4 職場環境の整備
- 5 ライフデザイン教育の推進
- 6 地域の特性を生かした取組等
- 7 社会全体の気運醸成

II 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

- 1 子どもの貧困対策
- 2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援
- 3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
- 4 ニート・ひきこもりの支援
- 5 障がいのある子どもの支援
- 6 発達障がいの支援
- 7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
- 8 子ども・若者のいのちを支える
- 9 特に配慮が必要な子どもの支援

III 健やかに成長、自立できる社会づくり

- 1 幼児教育の推進
- 2 心身の健康の基盤づくり
- 3 青少年の健全育成
- 4 子どもの性被害防止

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

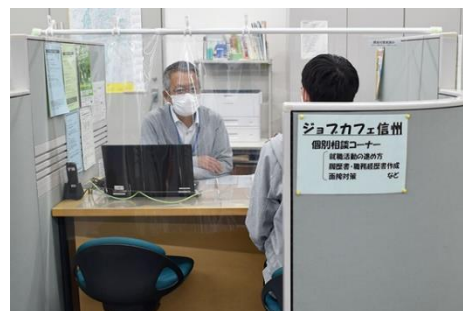
1 就業の支援

現状と課題

- 若者層の非正規比率は減少傾向にあるものの、正社員と非正社員の間には賃金格差があります。
- 県内出身学生のUターン就職率は、近年減少傾向にあったものの令和3年（2021年）3月卒は、男女ともに前年を上回りました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による働き方や、働く場所に関する意識の変化などを捉え、若者の県内就職を促進していく必要があります。

主な取組

- 多くの学生に県内企業の魅力を知ってもらえるよう、学生インターンシップの支援に取り組みます。
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。
- 県立教育機関等において産業界が求める技術・技能の習得に加え、職業人としての基礎能力も高い産業人材を育成します。



（ジョブカフェ信州の個別相談の様子）

主な関連指標

県内出身学生のUターン就職率
36.5% (R4.3卒)
↗ 45.0%以上(R9.3卒)

2 結婚の支援

現状と課題

- 未婚化・晩婚化が進行する中で、結婚を希望する者が独身でいる理由は、適当な相手にめぐり合わないことが最も大きな理由となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少していることもあり、多様な出会いの機会を創出していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に経済的な不安感により結婚に対して後ろ向きになっている方も多く、結婚に伴う経済的負担軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組む必要があります。

主な取組

- 長野県婚活支援センターや市町村の公的結婚相談所を拠点として、県内の結婚支援体制の連携を強化します。
- A I マッチングに対応した「ながの結婚マッチングシステム」の利用拡大に向けて、県民や企業等に対するPRを強化します。
- 日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流の促進や、参加しやすいワークショップや県外でのセミナーの開催等により、広域的な出会いの機会を創出していきます。



（移住×婚活イベントの様子）

主な関連指標

婚姻数
7,347件(R3) ↗ 8,750件(R9)

3 妊娠、出産及び子育ての支援

現状と課題

- 結婚や妊娠年齢の高年齢化が進んでいることから、妊娠や出産に関する相談や経済的支援に対するニーズが高まっています。
- 育児休業からの復職などによる保育ニーズの拡大に対応するための3歳未満児保育の充実や、保護者が希望する場所で利用できる保育サービスの充実が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に経済的な不安感により子どもを持つことに後ろ向きになっている方も多く、子育てに伴う経済負担の軽減や、仕事と子育ての両立等に重点的に取り組む必要があります。

主な取組

- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険診療と併用可能な先進医療に関する本人負担分に対する助成を実施します。
- 安全で質の高い保育を確保するため、国基準以上に保育士を配置する私立保育所等を支援します。
- 子育て家庭の一層の負担軽減を図る支援を国に提言するとともに、3歳未満の子がいる家庭への支援のあり方について検討します。
- 低所得世帯を対象に奨学給付金を支給するとともに、私立高等学校等の保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。
- 安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子ども医療費の自己負担軽減を図ります。



妊活支援 Web サイト「妊活ながの」



主な関連指標

出生数
12,514人(R3) ↗ 13,400人(R9)
合計特殊出生率
1.44 (R3) ↗ 1.61 (R9)
理想の子ども数を持たない理由として、
経済的負担を挙げた人の割合
55.5%(R4) ↘ 40.0%以下(R9)

4 職場環境の整備

現状と課題

- 家事・育児は女性、仕事は男性が担うものという職場の雰囲気、仕事と出産・子育てとの両立におけるハードルになっているおそれがあります。
- 男性の育児休業の取得率は、増加傾向にあるものの、未だ女性の取得率とは大きな差があります。

主な取組

- 企業に対する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証の取得に向けた支援等により、働きやすい職場づくりを推進します。
- 子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。



「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証

主な関連指標

県内事業所の男性従業員の育児休業取得率

19.8% (R3) ↗ 30%(R7)

5 ライフデザイン教育の推進

現状と課題

- 子ども・若者が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフイベントについて考える機会を、学校をはじめとする様々な場で提供していく必要があります。

主な取組

- 大学等の場において「ライフデザイン教育」を実施することにより、結婚、出産、子育てについて学生等が主体的に考えることを支援します。
- 産学官の連携による県内の産業や企業を知り、体験する取組を通して、児童・生徒段階からの勤労観や職業観の醸成を図ります。



6 地域の特性を生かした取組等

現状と課題

- 信州やまほいく（信州型自然保育）、信州自然留学（山村留学）、特色ある学びの場の魅力は、都市圏からも多くの子ども・若者をひきつけています。
- 少子化に歯止めを掛け、将来にわたって「活力ある地域社会」を実現するため、女性や若者の移住・定着の促進が必要です。

主な取組

- 従業員等の奨学金返還支援を行う企業を新たに支援するとともに、地域独自の奨学金返還支援の取組を広げていきます。
- 豊かな自然環境を活用した信州やまほいく（信州型自然保育）や信州自然留学（山村留学）の取組を推進します。



信州やまほいく

主な関連指標

信州やまほいく認定園数・所市町村数

270園・43市町村 (R4)

↗ 330園・77市町村 (R10)

7 社会全体の気運醸成

現状と課題

- 結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントについて、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られるよう、社会全体で行動を起こしていくことが必要です。

主な取組

- 新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート (enn pass)」や、「ながの子育て家庭優待パスポート」の協賛店舗拡大を図り、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。
- 結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もが分かり易く入手することができるよう、結婚・出産・子育て支援情報ポータルサイト（チアフルながの）を通じて、県、市町村及び企業等の子育て支援に関する情報を発信します。
- 子ども連れ家族が、公共交通機関や公共施設を利用しやすくなるよう、一層の配慮について働き掛けを行います。



ながの結婚応援パスポート

チアフルながの

長野県結婚・出産・子育て応援サイト



Ⅱ 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

1 子どもの貧困対策

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や授業理解度の面で、格差が拡大するおそれがあります。
- 経済的理由により、大学等への進学を断念する子どもがあり、貧困が連鎖していくおそれがあります。

主な取組

- 「信州こどもカフェ」の設置拡大等を通じ、貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供します。
- 生活保護世帯の子どもに対して、市と連携し相談・支援や学習塾費用の助成を行うなど、大学等への進学を支援します。
- 長野県大学生等奨学金を給付し、大学等への進学希望を応援するとともに、教育費負担の軽減を図ります。



(信州こどもカフェでの学習支援)

主な関連指標

信州こどもカフェ数、設置市町村数
159箇所・46市町村 (R3)
➡ 270箇所・77市町村 (R9)
生活保護世帯の子ども大学等進学率
30.5% (R3) ➡ 50.0% (R9)

2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

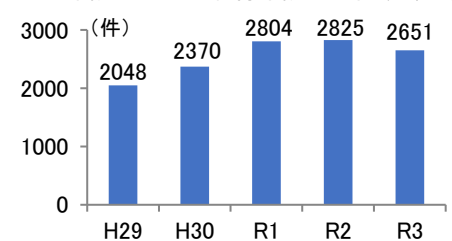
現状と課題

- 児童相談所への相談対応件数は、高い水準にあり、対応するための児童相談所の体制強化や専門人材の確保を図る必要があります。
- 児童福祉法の改正に伴い、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアラー）の自立支援の強化などの取組を進める必要があります。

主な取組

- 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築支援により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。
- 虐待などにより保護者の元から保護する必要がある子どもについて、より家庭的な環境でのケアが必要であることから里親委託等を推進します。

児童相談所の児童虐待相談対応件数(長野県)



(児童相談・養育支援室調)

主な関連指標

里親等委託率
21.8% (R3) ➡ 44.1%(R11)

3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

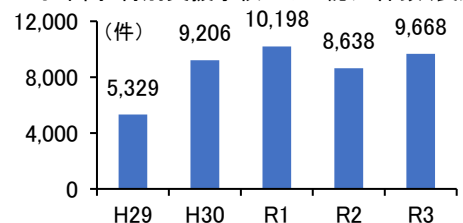
現状と課題

- 全国と比べ、本県の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は少ないですが、ネットいじめなど社会の変化に応じた対策が必要です。
- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあり、教育支援センター（中間教室）やフリースクールにおける学習支援の体制整備や学びの充実、学校と民間団体との綿密な連携を図る必要があります。

主な取組

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの体制充実を検討するとともに、ネットいじめ等を防ぐための情報モラル教育等を充実します。
- 学校と、フリースクールなど学校以外の多様な学びの場との連携を強化するとともに、「信州型フリースクール」の認証・支援に向けた検討を進め、取組を全県へ展開します。

小中高・特別支援学校いじめ認知件数(長野県)



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

主な関連指標

不登校児童生徒が通所しているフリースクールの数
73 (R3) ➡ 93 (R9)

4 ニート・ひきこもりの支援

現状と課題

- 近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーターの割合は減少傾向にありますが、ニートの割合は、減少していません
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しており、幼児期や学齢期からの自己肯定感を高める支援の充実が必要です

主な取組

- 社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体への助成により、若者の社会的自立を支援します。
- ひきこもり支援センターにおいて、相談対応、支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援等を行います。

主な関連指標

困難を有する子ども・若者支援のための地域協議会における要支援者の支援完了及び継続者の割合
91.1% (R3) ➡ 91.1%以上 (R9)

5 障がいのある子どもの支援

現状と課題

- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進とライフステージ間の切れ目ない一貫した支援体制づくりを進める必要があります。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎにより進学・就労に対する不安を軽減する必要があります。

主な取組

- 児童発達支援センターの設置拡大及び保育所等訪問支援の充実を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。
- 障がいの有無にかかわらず一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育を推進します。

6 発達障がいの支援

現状と課題

- 県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、年々増加しています。
- 医療・教育・福祉を中心に多機能が融合し、医学的エビデンスに基づく支援を強化する必要があります。

主な取組

- 誰もが安心して学べる学校（授業）とするために、発達障がいに関する教員の理解を推進するとともに、学校全体がチームとして対応します。
- 医学的エビデンスに基づく支援ができるよう、発達障がい者支援センターの機能を強化します。

7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

現状と課題

- 医療的ケア児が増加する中で、多様な分野の専門人材による切れ目のない支援体制の整備や、学校への看護師の配置、保育士が医療的ケアを行うための人材育成が課題です。

主な取組

- 医療的ケア児の支援に向け、人材の育成と連携推進、情報発信による支援の質の向上を図ります。

8 子ども・若者のいのちを支える

現状と課題

- 本県の未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は、全国を上回って推移しており、令和元年（2019年）以降は増加傾向にあります。
- 多様な子どもの居場所の確保や、インターネット時代に特有の課題を踏まえた対応を行う必要があります。

主な取組

- 「子どもの自殺危機対応チーム」の取組により、専門的知見による迅速・効果的な自殺防止対策を推進します。
- 「SOSの出し方に関する教育」など、命の大切さの理解促進とストレスマネジメントを推進します。

9 特に配慮が必要な子どもの支援

現状と課題

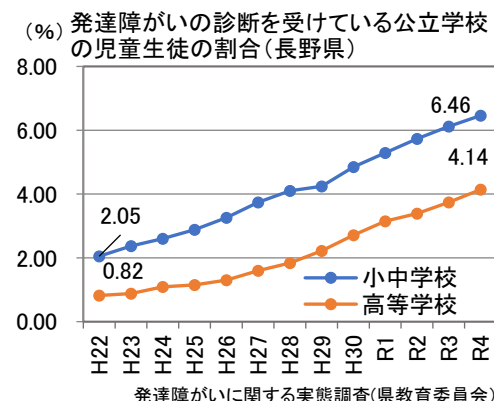
- 県内の一定数の子ども・若者が「世話をしている家族がいる」と回答しており、進学や交友関係など将来にも影響を与えるおそれがあります。
- 若者等が予期せぬ妊娠をしたとき、相談できないまま一人で悩み、母体と子どもの命が危険にさらされるおそれがあります。
- 外国籍の子どもや、性的マイノリティへの支援を進める必要があります。

主な取組

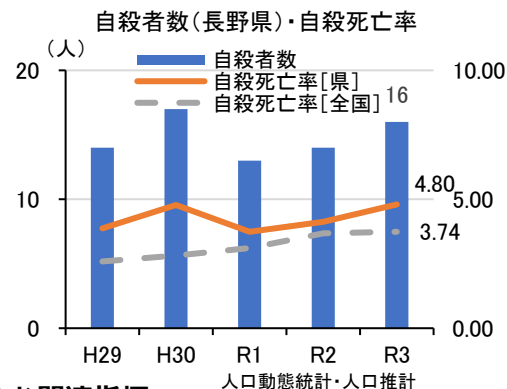
- 学校や地域でヤングケアラーを支援するため、教育機関と福祉部門が連携して支援できる体制を構築します。
- 「にんしんSOSながの」で予期せぬ妊娠に悩む方の相談に応じます。
- 外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施します。
- 性的指向及び性自認の多様性に対する県民の理解を促進します。

主な関連指標

特別支援学校高等部卒業生の就労率
29.4% (R3) ↗ 32.4% (R8)



（発達障がい者支援センター主催研修）



主な関連指標

20歳未満自殺死亡率・人口10万対
4.80 (R3) ↘ ゼロ(R9)

主な関連指標

ヤングケアラー支援ネットワーク体制を構築している市町村数
1市町村(R4) ↗ 77市町村(R9)

Ⅲ 健やかに成長、自立できる社会づくり

1 幼児教育の推進

現状と課題

- 県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、信州幼児教育支援センターを平成31年（2019年）4月に開所しました。
- 自然体験や生活体験が豊富な子どもや、生活習慣が身についている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があります。

主な取組

- 信州幼児教育支援センターにおいて、幼児期と小学校をつなぐカリキュラム開発など、幼保小の連携や接続を促進します。
- 長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、信州やまほいく（信州型自然保育）や信州自然留学（山村留学）を推進します。

主な関連指標

保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ
研修受講者割合
31.5% (R3) ↗ 70.0% (R6)



（小学生に郷土食講座で料理体験）

2 心身の健康の基盤づくり

現状と課題

- 朝食を欠食する子どもや、一人又は子どもだけで朝食を食べている子どもが一定割合存在しています。
- 近年、小・中学校男女の体力合計点は全国的に低下しており、本県でも同様の傾向にあります。

主な取組

- 保育所、学校、食育ボランティア等食育に係る関係者が相互に連携しながら、県民の食育活動の実践を促します。
- 幼児期からの運動の習慣化を図るための「長野県版運動プログラム」の普及や、個別最適な体育授業の充実などにより、運動に親しみ、運動が好きな子どもを育てます。

主な関連指標

朝食を欠食する児童生徒の割合
小6 3.4%・中3 5.0% (R2)
↳ R2実績値以下 (R9)

3 青少年の健全育成

現状と課題

- 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。
- 「こども基本法」に基づき全ての子どもについて、意見表明や社会参画の機会を確保していく必要があります。

主な取組

- 官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会において、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。
- 「こども・若者モニター制度」等により、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。



ネットトラブルに関する相談先や緊急の対処法をまとめたウェブサイト「信州ネットトラブルバスターズ」

4 子どもの性被害防止

現状と課題

- 子どもの性被害関連犯罪は、減少傾向にあったものの、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。
- 子どもが性被害に巻き込まれる原因となっているSNSについて、適正利用のための有効な取組手法を確立する必要があります。

主な取組

- 性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。
- 性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）を設置し、学校等関係機関とも連携しながら、性暴力被害者の心身の負担軽減等を図ります。

主な関連指標

子どもの性被害予防及び情報モラル教育のため地域で開催する研修会への延べ参加人数（累積）
44,586人 (H29～R3)
↗ 60,000人 (R5～R9)

